

本市の政策展開から①

川崎市内の創業や新分野への進出を促進させる観点から、その前提となるシーズのオーデイションを行った「かわさき起業家選抜ビジネス・アイデアシーズ市場」や本市の浮島処理センターにおけるISO14001取得の取り組みを紹介しします。

また、本市で開催された第2回子ども商業的性的搾取に反対する世界会議の「子ども・若者プログラム」について、参加者から報告をいただいています。

川崎経済の活性化をめざして

「かわさき起業家選抜 ビジネス・アイデアシーズ市場(いちば)」の開設

財団法人川崎市産業振興財団
経営支援課

青木敏之

「かわさき起業家選抜 ビジネス・アイデアシーズ市場」このチョッピリ長い名前市場は、川崎生まれの元気な企業を創出・支援するために、川崎市内の創業若しくは新分野への進出を前提としたビジネス・アイデアシーズ(ビジネスプラン)を募る創業オーデイションです。昨年九月、川崎市と川崎市産業振興財団の企画提案に、関東経済産業局はじめ神奈川県や多くの民間企業からの後援、協賛を得て生まれまし

あったと思われま。しかし、残念ながら戦後最長といわれるバブル崩壊後の経済の低迷は、今も改善の兆しさえ見せずに、その記録を更新しつづけています。

この厳しい経済環境下を勝ち抜いていくためには、頑張ろうという気力と体力のみでは不十分であり、新しい時代の求める活力が必要であるとされ、起業・創業には、これまで以上に期待が寄せられていると云う。

今後等についてご紹介いたします。

背景・経緯

二一世紀の幕開けとともに景気が好転して欲しいとの願いは、多くの市民の願いで

と実務経験、そして幅広いネットワークを持つ民間人材を民間事業をサポートするプロジェクトマネージャー若しくはサブマネージャーとして位置付け、彼らをコアとする「中小企業支援センター」を整備し、中小企業の経営革新・創業等の促進を総合的に推進することとなったのです。

平成一二年二月には新中小企業基本法、平成一二年五月には中小企業支援法が施行され、四〇年近く続いた中小企業支援は大きく転換することとなりました。公が民の産業を育成指導することから、民のエネルギーを公は支援することとなったのです。その新たな施策の一つとして、豊富な識見

川崎市においては、平成一二年六月、財団法人川崎市産業振興財団経営支援課に川崎中小企業支援センター(呼称…「川崎中小企業サポートセンター」)。川崎市では、これまでの行政組織に川崎中小企業支援センターという同一名称の組織があったことから、市民に理解し易いよう、「川崎中小企業サポートセンター」という呼称を使用しています。開設し、事業を展開しています。

その事業とは、県内の専門機関である神奈川県産業技術総合研究所や川崎商工会議所などの八支援機関との連携体制による、中小企業者や起業・創業を目指すクライアントに対して、経営、金融、特許、技術などの総合的な相談のできるワンストップサービスはじめ、継続的に専門家からの助言を提供する専門家派遣事業、その派遣等について審査する事業可能性評価事業、経営改善に向けてのセミナー開催などの人材育成事業等です。

これらの事業展開の基本的な構造は、中小企業者、若しくは起業・創業を目指すクライアントの中小企業支援センター(以下、センター)を起点として機能することから、クライアントの来所をいかに生み出せるかが重要となります。

この点について、前出のマネージャーを中心にセンター開設当初から検討を重ね、積極的に潜在的な利用者、とりわけ魅力的なビジネス・アイデアシーズを掘り起こし、支援しようとの方針から生まれ出たものが「かわさき起業家選抜ビジネス・アイデアシーズ市場」です。

市場の概要

「かわさき起業家選抜ビジネス・アイデアシーズ市場」は、川崎市内で起業・創業することを基本的な前提として、市民、若しくは市内企業者には限定せずに、国外からの応募も受けるものとしています。実際、米国シリコンバレーはじめ、中国の大連、台湾からの応募がありました。

これらご応募いただきましたビジネス・アイデアシーズをマネージャー並びに幅広



懇談会

い見識を有する専門家により審査し、最終ステージにあるものについては、川崎市の制度融資の創業支援資金（開業支援資金二〇〇〇万円上限、新分野進出支援資金三〇〇〇万円上限）との連携のほか、ベンチャーキャピタリストとの出会いの空間や交流会というインセンティブを用意するなど、ビ



発表のようす

ジネス・アイデアシーズの具体的支援を図ります。また、それよりも手前のステージにあるものについては、センターの様々なメニューの活用を勧め、これにより、ビジネス・アイデアシーズのブラッシュアップをサポートするものです。また、現下の厳しい環境下でビジネスチャンスを逃すことのないようにサポートするため、原則、毎月開催していこうというものです。今年度は、試行錯誤的に三回開催いたしました。第一回の最終選考会を一月（九月応募締切）、第二回を二月（一〇月応募締切）、第三回を三月（十一月応募締切）に開催し、前回の海外からの応募も含め二〇二件のビジネス・アイデアシーズが集まりました。新規性・獨創性・市場優位性・市場ターゲット・実施体制・リスクマネージメント・収支及び資金計画ほかの項目に



市長賞が市長から手渡された

ついで書類審査、起業家としての人物像についての面接審査等の結果、最終ステージレベル一三件、これに準じるもの二六件、このほか、起業マインド等が評価されたものの五件が、川崎市長、財団法人川崎市産業振興財団理事長、日本起業家協会理事長から表彰されました。応募数もさることながら、最終選考会場では、商談も始まるなど、審査講評の「いずれのビジネス・アイデアシーズも審査員としてキャピタリストほかに自信をもって薦められるものでした」を裏打ちする内容であり、一定レベルの内容をもった多くの参加という始まりとなりました。第三回の市場や人材育成事業（各種セミナー）に、第一回市場への応募者の参加がみられることや、また、予測外ではありましたが、受賞者間に新たなビジネスに向けてのコラボ

レーションも生まれるなど、かわさき起業家選抜ビジネス・アイデアシーズ市場は起業・創業者へのサポート機能を通じて、自らも育ちつつあるようです。

課題と今後

企画構想から広報着手まで二ヵ月程度で始められた本事業は、実施しながら課題対応を重ねるというものでありましたが、前回の効果が出始めている状況を見ますと、今、求められている仕事のスピードであるようにも思われます。これまでに経験したことのない急速に変貌する経済・社会にあつて、民間活動のサポート機能にも対応のスピードが求められるのは当然のことなのであります。

今後、かわさき起業家選抜ビジネス・アイデアシーズ市場には、インセンティブを含め、潜在起業群の掘り起こし機能の充実と、ますます拡大すると思われるビジネス・アイデアシーズに対する目利き機能とサポート機能の充実が課題となってくると思われますが、過去の成功等に囚われることなく新たな夢の実現に向かう、魅力あるビジネス・アイデアシーズを一つでも多く発見して、本市経済を活性化に向けて牽引できるよう成長してもらいたいと思っております。



ISO14001取得の意義と今後

事業所における認証取得とその広がり

環境局施設部主幹

小川忠彦

認証に至るまでの経過

(1)背景

川崎市浮島処理センター(写真1)は、平成一三年一〇月五日付けで、(財)日本品質保証機構により国際規格の環境管理システム「ISO14001」を市の機関で初めて認証取得いたしました。

認証範囲は、一般廃棄物の搬入・処理、焼却灰の搬出を含むセンター業務全般とされています。

ISO14001とは、国際標準化機構(International Organization Standardization)が定めた環境マネジメントシステムの規格で、環境にやさしい経営、システムを表します。

ごみの中間処理施設から生じる直接的、間接的な環境への負荷を継続的に低減させる目的でISO14001の認証取得に職員が一丸となって取り組み、取得まで約一年六ヵ月必要としましたが、以下に認証取得の背景とその意義及び今後の展望について紹介します。

でいるなか、特にごみ焼却場における環境への負荷の継続的低減を図るため、焼却能力最大の浮島処理センターを最初の認証取得対象としました。

(2)ISO推進会議の設置

平成一二年五月に本事業の推進を図ることを目的に環境局内に「ISO推進会議」を設置しました。推進会議は、各施設長で構成され、ISO認証取得に向けた職員の取り組みを補佐し、情報を共有化し、ISO14001に関する認識を深めていきました。

また、事業を的確に実施するための「環境局ISO推進会議設置要綱」を作成し、随時会議を開催することにより事業を円滑に推進してきました。

(3)職員の教育啓発

認証取得には、環境局施設部全職員の教育、研修が必要であるため、先ず、専門研修機関による基礎教育と内部環境監査員研修を開始し、ISO14001についての認識を深め、資格者養成を行いました。

(4)認証取得までの主な経過

以下のとおり、認証取得まで、職員自ら精力的に取り組み、努力の成果を得ることができました。

- 平成一二年 四月 基礎教育、内部環境監査員研修(二回目・五月)

- 平成一二年 五月 浮島処理センター内のISO推進会議開催、「浮島EMS情報」第一号発行(認証まで一五号発行)

- 平成一二年 八月 内部環境監査員任命(環境局長より二〇名)

- 平成一二年十一月 第一、二回マニュアルチェック受検(写真2参照)

写真1 川崎市浮島処理センター



表1 浮島処理センターの環境方針

- 1 基本理念
当センターは、国の「環境基本計画」、県・市の「環境保全に関する条例」及び「川崎新時代2010プラン・地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちづくり」など施策相互の有機的な連携を図りつつ、市民の快適な生活環境の維持・向上に貢献します。
また、かけがえのない地球の環境保全が、人類のもっとも重要な課題であることを認識し、環境に配慮した一般廃棄物の処理とその過程で発生する熱エネルギー、資源の有効利用など環境の保全、公害の防止に対し社会構成員としての役割を担います。
- 2 基本方針
当センターは「基本理念」を踏まえ、環境影響の低減の持続、省エネルギー、資源化を実践し、実効を上げ、環境改善を図るよう次のことを職員等が全員で取り組みます。
(1) 事業活動に伴い発生する環境負荷は、技術的・経済的に可能な限りの低減を図り、汚染の予防に努めます。
(2) 環境目的及び目標を設定し、その達成のために行動するとともに、定期的に見直しを行い、継続的改善に努めます。
(3) ごみ焼却によって発生する熱エネルギーの有効利用、粗大ごみの資源化に努め、省エネルギー、省資源の推進に努めます。
(4) 環境に関する法令等を誠実に遵守します。
(5) 当センターの施設及びリサイクル環境公社が運営する生活環境学習室の利用を通し、市民等の環境への意識の高揚を図る施策の推進に努めます。
(6) 環境方針は、文書化、維持・改善を行い、当センターの職員等に周知徹底し、一般に公開します。

・平成一三年 二月 浮島処理センター 所長 環境方針の宣言 (表1参照)
・平成一三年 三月 第一回内部環境 監査実施、第一回予備審査実施
・平成一三年 七月 第二回内部環境 監査実施、第三回内部環境審査員研修 実施
・平成一三年 八月 第二回予備審査 実施
・平成一三年 九月 本審査実施 (フ ァースト、セカンドステージ) (写真3参 照)
・平成一三年一〇月 審査判定会、登 録日

し、ISO環境マネジメントシステムが要 求する各種文書(環境方針、環境側面の抽 出(原因)、法的要求事項の抽出、環境影 響評価(結果)、環境マニュアル、要領等) を作成し、外部審査機関による二回のマニ ュアルチェックを受け、各種文書の修正・ 完成後、職員によりシステムの運用を開始 し、三月に第一回の内部環境監査(二日) 及び予備審査(三日間)を実施しました。
平成一三年度に入ってから、内部環境 監査及び認証機関の予備審査時に環境 マニュアルと要領書の不適合や上位文書 との整合性について指摘された事項につい て、センター職員自らにより文書等の是 正・見直し及び記録の作成を行いました。
認証取得までのスケジュールは、さらに、 第二回目の内部監査、予備審査を受験し、 その後、本審査(ファースト、セカンド受 験)を受審し、認証取得となりました。(写

真4参照)

認証に至るまでの苦勞については、通常 業務である整備・運転業務及び、交替制勤 務の中での、全職員に対する教育と文書作 成のために時間がかかったこと。また、職 員一人一人と浮島処理センターに関係する、 すべての事業者及び市民がISO1400 1環境マネジメント要求事項を受け止めて いただくことが重要であることから、環境 管理責任者が大変でした。
また、浮島処理センターは、庁内誌ISO 通信「浮島EMS」をNo.15号まで発行 し、認証取得に向けた取り組み内容を紹介 すると同時に、他の処理センターの職員に 情報を提供し取り組みに対する啓発と協力 の要請も行いました。

認証取得による意義と効果

(1) 主要な行動内容

- ・ 日常業務を通じて発生する環境負荷を、 技術的・経済的に可能な限り低減を 図り、汚染の防止に最善を尽くすこと。
- ・ ISO14001の要求項目に基づき、 環境目的、目標を設定し、その達成の ために行動するとともに、定期的に見 直しを行い、継続的改善に努めること。
- ・ ごみ焼却によって発生する熱エネルギ ーの有効利用、粗大ごみの資源化に努 め、省エネルギー、省資源の推進に努 めること。
- ・ 市民、事業者の環境に対する意識高揚 を図る施策の推進に努めること。
- ・ 職場の全職員で環境マネジメントに取 り組むことにより、継続的に環境改善 を図ること。



写真2 マニュアルチェック受験風景

(2) 認証取得によるメリット及びデメリット

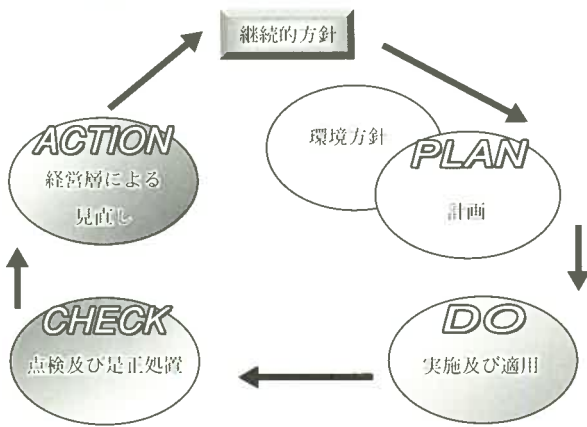
- ・ 快適環境都市の実現を目指す市自ら率先して、環境負荷の低減を促進し、環境保全に取り組みでいることが表明できる。
- ・ 職員一人一人が環境保全の重要性を認識し、業務の遂行にあたり、環境に配慮した行政運営を進め、市民、事業者との協働で様々な環境問題に取り組み体制づくりに寄与できる。
- ・ 焼却場に関しては、環境問題に対する信頼性の確保と、資源化等による循環型社会の実現に向けた姿勢を表わすことができる。
- ・ 職員の手により蓄積されたノウハウを、他のISO14001の認証取得に活かすことができる。
- ・ 取得までに時間と経済的改善等に費用が必要となりますが、将来起こるかも知れない環境リスクの回避が可能となる。

今後の展望

ISO14001の認証取得は、本市として初めての試みであったが、認証準備にあたっては専門のコンサルに依頼せず、情報収集作業から始め、各種文書作成、教育、運営等を全て、職員自らの手により実施したため認証に至る道のりは、かなり厳しいものがありました。一方各々の職員が修得できたノウハウは非常に価値のあるものでした。

認証の具体的なISO効果については、これからの部分も多いが、環境方針に基づく目的、目標の達成に向けた、「計画」、「実

図1 環境管理システム基本構成図



施及び運用」、「点検及び是正処置」、「経営層による見直し」による継続的改善により成果が生じるものと期待しています。(図1参照)

また、ISOの認証取得を職場の職員全体が一丸となった取り組み姿勢により、二世紀の環境問題に対する市民の信頼を得ることを十分に理解と認識することができ

ます。

今後は、平成一四年一〇月に第一回目の定期審査、二年後に第二回目の定期審査、三年後には更新審査を受審し、ISO14001規格の要求事項について継続的改善を含めシステムが有効に機能し、維持されているか否かが確認されます。

ISOの規格は、特に、最新で確実な情報収集が必要であること、職員の自覚と能

力を継続的に維持することも重要であることから、その配慮も大切な要素となります。

このようなことから、平成一四年度の計画については、残りの三処理センターのうち、堤根処理センター及び王禅寺処理センターを拡大認証取得を目指して取り組みを決定しています。なお、橋処理センターについては、その後、直ぐ拡大していくことを計画しています。また、全庁的にこの国際規格の仕組みを活用すべきとの意見もあることから焼却場以外の他の処理施設についても、順次認証取得に向け拡大していく計画を進めています。

おわりに

現在、国内のISO14001認証は平成一三年一〇月末で約七、五〇〇件(自治体・約二五〇件)を数えるほどになり、事業者等の環境マネジメントシステムに強い関心があることを伺い知ることができます。

自治体における認証取得等の取り組みも同様に目ざましいものがあり、その傾向は益々拡大するものと思われれます。

本市では、新市長の施策の一つとして、区役所等における市民サービスの向上と仕事の効率化に向けてISO9001の取得を目指しています。

こうした取り組みによって、環境管理による環境負荷の低減の他、地方分権化に向け自立性、地方財政悪化のため成果主義としての効率性、IT化(電子自治体)による即時性、グローバル化(情報公開・説明責任)による透明性の向上などさまざまな効果が期待されます。



写真4 本審査(セカンドステージ)



写真3 本審査(ファーストステージ)

川崎から子ども・若者が世界を動かす

第2回子ども・若者の商業的性的搾取に反対する世界会議「子ども・若者プログラム」

子どもの権利条約ネットワーク

安部芳絵

真つ暗な会場にひとつ、またひとつとキャンドルの明かりが灯る。やがて白く輝く点は会場全体を包み込み、光の輪ができあがった。それは子どもの商業的性的搾取(以下、CSEC)というどうしようもないほど巨大な問題に立ち向かっていく子ども・若者たちの決意のように見えた。

二〇〇一年一月十七日〜二十日まで、パシフィコ横浜を舞台に、第2回子ども・商業的性的搾取に反対する世界会議が、日本政府、ユニセフ、エクバット・インターナショナルおよび子ども・権利条約のためのNGOグループの四者による共催で行われた。本会議(注1)には一三六カ国の政府(注2)、海外から一四八のNGO、日本から一三五のNGOおよび二三の国際機関など総計三、〇五〇人が参加した。

この会議の特徴は三つあった。一つは、前述したようにNGOを含む四者の共催で行われたこと。二つめは旅行、インターネットなど民間セクターの参加である。そして特筆すべきは約九〇名の子どもの若者たち

が正式に国際会議に代表として参加したことにある。

子ども・若者は本会議に先立つ一二月一三日〜六日まで、川崎市において「子ども・若者プログラム」を行い、その過程でまとめられた「最終アピール」を二〇日に世界に向けて発信した。

子ども・若者プログラムの概要

約四〇の国と地域から集まった子ども・若者たちは、川崎市青少年の家で寝起きを共にし、国際交流センターにてプログラムを行った。二三日、飛行機で何時間も揺られて疲れきった代表たちを勇気付けたのは川崎市内の和太鼓サークルによる演奏であった。翌日からプログラムは本格的に始動する。代表それぞれの今回の達成目標をイラストにして表現をするアイスブレイキングのあと、ストックホルム以後の世界の取り組みをシェアするための地域会合と全体会合(「情報受信」)が行われた。

一五日にはさまざまな表現方法を知るためのアート・ワークショップが行われた。歌、ダンス、演劇、ビジュアルアートの四つのグループをつくりそれぞれ好きなものに参加して、「CSECを多様な方法で表現すること(「情報発信」)を身体と心で楽しみながら学んだ。グループワークの後

は全体で集まり、成果をだしあったが、四つのどれもが心に響くものであり、おとなが考えがちな「表現」文章」という壁を容易にこえたことに驚かされた。一才から二五才、四〇の国と地域からの参加という「多様性」は言葉を媒介としたコミュニケーションを困難にする(注3)。ところが、演劇やビジュアルアートという言葉を紹介さないコミュニケーションでは、年齢や言語に関係なく、すべての子ども・若者がCSECへの想いを共有することができたのである(注4)。

一六日は、子ども(一八才未満)と若者に分かれて、アピールに盛り込むべき内容を考えた。二者に分かれたのは前日の夜、



2001年12月16日：川崎での「子ども・若者プログラム」のようす(真中の正面を向いた少女は川崎市から参加した)

「若者主導でありながらも子どもの声が無視されている」という声が子どもたちからあがったからである。ある子は「こんなんだつたら私がここにいる意味がない。いますぐにでも帰りたい」と目に涙をためていた。海外の若者を中心にグループ分けには反対があつたが、結果的には「子どもたちだけでもこれだけやれるんだ」ということを若者に訴え、子どもの自信を回復する契機となったのではないかと思う。

その証拠として、本会議において子ども・若者からだされた三つの文書は、時間を追うごとに主語が「若者」から「子ども・若者」へと変化している。文章を作成する作業は、文法やもつともふざわしい単語など、やはり子どもには難しいこともある。これに対して若者は子どもよりも容易に作業を進められるが、彼らは「子どもの声」を代弁することはできない。子どもの

声は当事者である子どもにしか言うことができなものである。プログラム開始当初、些細な一言で衝突を繰り返していた代表たちであったが、本会議が終わりに近づくとつれて、若者が子どもをサポートし、子どもが若者を信頼するというコラボレーションが生まれたといつてよいだろう。考えてみれば国も文化も言葉も違う九〇人である。たとえ同じ目的を持っていても、衝突するのが当たり前であり、肝心なのはそこをどう乗り越えて行くかということであった。衝突から学んだことで、おとなが用意するような予定調和的なものではない、より創造的で具体的なアピールができあがったのではないかと思う。

なぜ子ども・若者参加なのか

子ども・若者プログラムの企画・運営を担ったのは、六つのNGOから構成された「ユース実行委員会」(注5)であった。一年あまりの準備期間の中で、学習会(注6)を重ね「CSEECにおける子ども・若者参加とは何なのか」を常におとなたちから問われ、自分たちに関いつづけてきた。プログラム期間中は、会議の、そして生活面のファシリテーターとして、時には衝突し、理解し、プログラムへの参加を促してきた。

子ども・若者がCSEECという大きな問題に自ら取り組んでいく意義は大きく、特に子ども参加の重要性は次の三つであると考えられる。まず一つめは、参加は子どもの権利条約で規定された権利であること。二つめは、CSEECという深刻で巨大な問題を解決するには、おとなだけではなく、当事者である子どもの参加があつてこそ、



2001年12月20日：最終アピールを成功させ抱きあう子ども・若者代表たち

効果的な解決策を創造していくことができると。三つめは、子どもには世界を動かす力があるということであり、冒頭に紹介した最終アピールの様子がまさにこれを表している。CSEECの被害者は数百万人とも言われているが一人ひとりの子どもたちは身も心も傷つき、孤立し、絶望のふちに立たされている。直接の被害者でない子どもさえ、同じ子どもの直面するとても大きく大きな問題に圧倒され、自分には何ができるのか分からず、無力感にさいなまれる。その子どもたちが国、国際機関、NGOとして子ども自らによって力を取り戻し始めると、キャンドルの明かりのように小さな小さな、けれどやさしい光が灯りはじめる。そしてその小さな光が集まり世界中にネットワークが広がれば、まさに子どもたちが世界を動かすことになるのである。

日本の子どもが参加する意義

また、ユース実行委員会であつてきたことに、「なぜ日本の子どもが参加することか？」というものがあつた。性を語ることに未だにタブー視されている社会にあつては、子どもがCSEECに関することは分かつづらひののだろうか。日本の子どもが参加する意義は大きいと説明しよう。一つめは日本の子どもも当事者であること。CSEECの犠牲になつていないのはなにも海外の子どもだけではない。世界の児童ホルノの約七割が日本から発信されているといわれている。その中には明らかに日本の子どもたちの映像も存在する。つまり日本の中にはCSEECの犠牲になつている子どもたちが確かに存在するのである。一つめは、世代的共感性があげられる。タイやカンボジアで性的搾取にあつていいる子どもはともかく、日本の子には理解できないだろう、というおとなは多い。しかし、子どもたちは同じ「子ども」が苦しんでいることを決して見逃さない。このプログラムでも、彼らはその被害のひどさに「共感」し、励ましあい、CSEECをなくすために力をあわせたのである。三つ目は子どもたち自身がCSEECに興味を持つていいることである。

日本代表の子どもたちからは「学校でもCSEECのことを教えて欲しかった」「もっと早く知つていればよかった」という声があつた。「子どもには難しすぎる」というのはおとなの勝手な判断でしかない。子どもは子どもなりに理解をし、行動をおこすことができるのである。

これから

国際社会は未だ子どもの参加について理解しているとは言い難い。二一世紀初の子どもの権利に関する世界会議への子どもの参加は、川崎市の協力なしでは実現しなかつた。この場を借りて感謝をしたい。横浜会議は終わった。しかしながら、子ども・若者のCSEECをなくすための取り組みはまだはじまつたばかりである。世界から集まつた子ども・若者はそれぞれの住む街へ戻り、情報を交換しながら活動を模索しはじめた。川崎市でもCSEEC防止への取り組みが継続されることを望んでやまない。

注1 本会議では、全体会合において各国および国際機関のステートメント「児童ホルノ」「子どもの性的搾取からの予防、保護および回復」「子どものトラフィック」「人身売買」「民間セクターの役割と関与」「立法と法執行」「性的搾取者」に関する六つのパネル、政府、国際機関、NGOによる一〇七のワークショップが開催された。

注2 内閣閣僚級五二名を含む。

注3 期間中さまざまな場面、とくに生活面で、川崎市民を中心とした通訳ボランティアの方々を支えられた。さまざまな言語が混在する中で、それらの通訳ボランティアが存在する川崎市の「多様性」に改めて敬意を表するとともに、ボランティアの方々、連絡調整をしてくださった職員の方々にここで感謝の意を表したい。

注4 この日は川崎市主催の交流会が行われ、日本舞踊、アイヌの踊り、琉球の踊りなどを楽しんだ。

注5 筆者もメンバーであるユース実行委員会は、AWCユースグループ、エクパット関西、エクパット/STOP子ども春の会、国際子ども権利センター、子どもの権利条約ネットワーク、ワールド・ビジョン・ジャパンの若者、子どもからなる。

注6 このほかにもユース実行委員会は、二〇〇一年八月二七日〜二九日まで、川崎市青少年の家にて行われたCSEECに関するセミナーである「ユニセフ子ども・若者セミナー」(UNICEF「および同年一月二三日に行われた代表者向け事前学習会、ボランティア通訳用のCSEEC用語集作成など」を行った。

第2回子どもと若者の商業的性的搾取に反対する世界会議

二〇〇一年二月十七日(二〇日)於横浜(日本)

*子どもと若者プログラム ユース実行委員会訳

第2回子どもと若者の商業的性的搾取(CSEEC)に反対する世界会議が終わろうとしているいま、答えなければならぬ巨大な問題が世界全体に突きつけられています。わたしたちは、いつになったら手にすることができなのでしょう。か? 思いやりや分かちあいの気持ち、本当の愛、そして、あらゆる形態の虐待・差別・搾取からあらゆる社会と個人が守られること、うえに生活が成り立つた世界を。子どもの商業的性的搾取が存在しない世界を。

子ども・若者参加の大切さは、いくら強調してもすぎることではありません。とくに、経験者の若者が、この身近な問題に関する本当の専門家であることに注意する必要があります。ですから、今回のように子ども・若者たちが参加したことは、自分たちのほうがこの問題のことをよく知っていると思っている人たちにとって、正しい方向に向かっていくための大きな一歩です。けれども、今日会議に参加している子ども・若者たちの声、そして会議に物理的に参加できなかった子ども・若者たちの声が全面的に考慮され、すべての行動アジェンダに盛り込まれる必要が、まだまだあります。

たくさんのスピーカーのみなさんがおっしゃったように、直接・間接に影響を受けている人たちは、わたしたちが、いま座っているとても座り心地のいい椅子を立ってどのような行動を起こそうとしているのか、耳にし、目にし、信じていることを待ち望んでいます。わたしたちは、ここからどこに行こうとしているのでしょうか? このことはもう、頭をひねって考えなければ

ばならない問題ではありません。わたしたちは、すべての人が、この世界をもっと住みやすいものにするために自分たちが手をたずさえて何をすればいいか、はっきりとした方向感覚を持って横浜から旅立つていくよう期待します。

会議の閉会が宣言されるとき、この部屋を立ち去るとき、抱きあうとき、握手をかわすとき、荷物を詰めるとき、飛行機や車に乗ってそれぞれの目的地に向けて旅立つとき、到着したとき、政府やNGOやさまざまな機関に報告するとき、予算を決めるとき、活動の計画を立てるとき、その計画の実施・モニタリング・評価・改訂を行なうとき、世界の子ども・若者たちのために、どうか次のことを考えてください。

1. 男女を問わずすべての年齢層を対象とした教育、ライフスキルの発達、子どもの権利条約とCSEECに関する意識啓発とアドボカシーが、防止のためのあらゆる努力のなかでもっとも重要な要素のひとつにされるべきです。
2. 資金集め、法改正、人的資源の開発という点で政府が子ども・若者たちの参加を支援することで、わたしたちは、いっそう効果的で、いっそう適切で、いっそう持続可能な解決策の発見に一步近づけることができます。
3. CSEECにおけるジェンダーの問題に対応する必要があります。なぜならば、コミュニティにおける男の子と女の子の育て方が男性支配の社会を生み出し、その男性支配の社会が、女の子・男の子両方の商業的性的搾取を許すことになっているからです。ここでいう女の子・男の子には、同性愛者、トランスジェンダー、トランスセクシュアルの子どもたちも含まれます。
4. 政府とコミュニティは、汚職との真剣な闘いを始めなければなりません。汚職は、CSEECをなくすためのわたしたちの闘いに

とって障壁になっているばかりか、CSEECが一貫して増えいくことの要因でもあるからです。

5. CSEECとの闘いのなかで部門を超えた協力をすることは、とても貴重です。政府機関、NGO、コミュニティ組織、子ども・若者団体が知識や資源やスキルを共有することで、わたしたちは手の届く範囲を伸ばし、力を倍増することができます。
6. CSEECの原因は複合的であり、おたがいに作用しあいながらダイナミックな関係を保っています。とくに需要側の要因(子どもたちからセックスを買う人々)に関する総合的な調査研究の努力を行なうことで、いっそう実態にあった決定や行動が可能になります。

7. 搾取された子ども・若者たちではなく、搾取をする人々のほうが処罰されるようにするために、努力が行なわれなければなりません。
8. 国内法がもつと国際条約に一致するようにすること、あらゆるレベルの法執行機関が協力しあうこと、このような法律を厳しく執行・モニタリング・評価することが必要です。

9. メディアには、CSEECを撲滅するうえでとても重要な役割があります。メディアに携わる人々は、CSEECや関連の問題について一般の人々を啓発するような放送時間、掲載スペース、サイバースペースを確保するために、また若者たちが効果的に参加しやすくなるために、努力するべきです。
10. CSEECとの闘いでは、前向きな文化的・伝統的・宗教的価値観が活用されるべきです。一方、有害な慣行、子どもがCSEECの被害を受けやすくするような慣行はなくなさなければいけません。

11. わたしたちの文化は、CSEECと闘うための創造的アイデアや効果的手段の宝庫で

す。CSEECと闘うことを目的としたプログラムを作るときは、このような文化的・政治的・経済的多様性とともに、ひとりひとりの違いも考慮にいれるべきです。

12. 商業的性的搾取を経験した人たちのために、その生活や将来に関連した、長期的で総合的な、利用しやすいサービスが必要でです。このような人たちは、出口と癒しを必要としています。
13. 国連・子どもと若者の権利条約が、CSEECとの闘いに関連したすべての法律、行動計画、サービスの指針として用いられなければならない。わたしたちは、生存・発達・保護・参加に対する子どもたちの権利がきちんと守られなければ、CSEECをなくすことは絶対にできないと考えます。

このアピールは、ここに参加することができなかった人たちも含めて、世界のすべての子ども・若者たちを代表し、世界中の政府と諸機関に対して向けられたものです。わたしたちは、政府と諸機関が、CSEECと闘うという決意を実行に移すための政治的意思を発揮してくれるよう期待します。

わたしたちは、この成果を、ここに参加していない他の国々、NGO、若者、子どもたちと共有していくという決意を表明します。

わたしたちは、世界中の子ども・若者たちとのネットワークを築いていくとともに、CSEEC関連の活動の実施を世界中で促進するための基金を設けるための努力を行なうことを、約束します。

以上の点を認めてくれるよう最後にアピールを行なうにあたり、わたしたちは、すべての関係者に対し、その基金に資金提供を行なうこと、CSEECに対する世界規模の闘いに思いをはせる日を設ける可能性について検討することを、奨励します。

ご静聴ありがとうございました。

行政における携帯電話やコンビニの活用についての政策課題研修、自治基本条例やパブリック・コメントに関する政策法務研修、相模原市・町田市・川崎市の3市合同の政策形成まちづくり研修、シリコンバレー通信、富川市紹介など盛りだくさんの内容となっております。

川崎市の携帯電話サイトのあり方について

水道局総務部職員課

大津和行

携帯電話でインターネットを見る時代へ

最近、街でもっともよく見かける光景は何でしょうか？それは、人々が携帯電話を眺めてなにやらボタンをカチカチと押している姿ではないでしょうか。それは、とりもなおさずメールを書いて送信している姿です。そしてメールとともに、今や多くの携帯電話でインターネットに接続でき、そのサイトを見ることができるようになりました。そのような情勢の下、川崎市においても既存のパソコン向けサイトのみならず携帯電話向けのサイトのあり方についても考えていくべき時期に来ているのでしょう。

携帯電話ネットの現状

総務省の調査によりますと、平成二一年一二月末では五〇〇万人足らずであった携帯電話ネット接続サービス利用者の数が平成二三年一〇月末には四千五百万人以上に達し、近年になり急増していることが分かります。また、総務省の別の調査からは携帯電話インターネット利用者にインターネット利用に占めるシェアは五〇%を超える（パソコンとの併用者含む）との結果も出ており、携帯電話によるネット接続というのが急速に一般化している昨今であります。そんな情勢の下、民間企業ではオンラインバンキング、チケット予約、オンラインクーポン等の携帯電話サービスがますます充実してきています。そして、携帯電話向けサイトの開設に関しては遅れを取っている地方自治体もその導入を考えざるを得ない状況になってきているわけです。

その導入に際しては、「導入費用が安い」「小型・軽量」「即時性と双方向性」という従来のネット接続端末であるパソコンと比較すると大きく異なる携帯電話端末独特の特徴を認識し、その特徴を生かしたサービスの提供を考えねばならないのです。

地方自治体の携帯電話サイトの現状と問題点

現在地方自治体がどのような携帯電話サイトを作っているのか。先行して設置している自治体、政令市（札幌市、横浜市、京都市）・神奈川県内自治体（神奈川県、藤沢市、大和市）・東京二三区（葛飾、杉並、港、練馬各区）に関して調査・分析をしました。分析の結果、

(1) コンテンツの内容が自治体からの一方通行に偏っている

(2) 情報の更新が遅い
(3) コンテンツ運用の仕方によっては同様の内容でも利便性が増減する
といった三点の問題点が見えてきました。よって、既存の地方自治体の携帯電話サイトは、利用者である市民からはまだまだ使いにくいものと言わざるを得ないものと思われまます。

この問題をさら掘り下げするために「自治体のインターネット活用に関する市民意識調査」(二〇〇〇年六月 三菱総合研究所)に着目しました。この調査は「現在の自治体ホームページは、市民にとって魅力のないもの」としてはいますが、その理由として

- (1) 更新頻度が低く、情報が古い
- (2) 問い合わせ窓口がない
- (3) 問い合わせへの回答が遅い
- (4) 必要な情報が掲載されていても、情報量ばかり多くて、欲しい情報がどこにあるかわからない
- (5) ほしい情報自体がない
- (6) 双方向性を利用した市民交流の工夫がない
- (7) 窓口サービスをインターネットでは利用できない

といった問題点が指摘されていますが、これらは前述したわれわれの他自治体の分析から得た結論と多くの共通点を見出すことができますのです。(1) ↓ (4) (5) (6)、(7) ↓ (1)、(2) ↓ (3)。つまり、これらの問題点は自治体携帯電話サイトの抱える問題点とも言えることができます。

そして、これらの問題点(1)～(7)はまとめますと、次の二点に集約されます。

- (1) サイトそのものの運用の不手際 (1) ↓ (3)

図1 統括部署介入のサイト管理システム（現行）

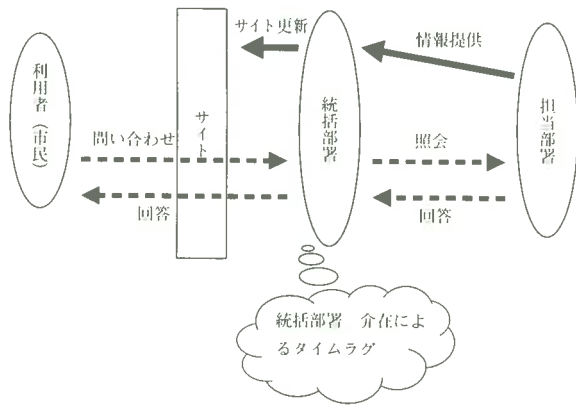


図2 担当部署重視型サイト管理システム（改善案）

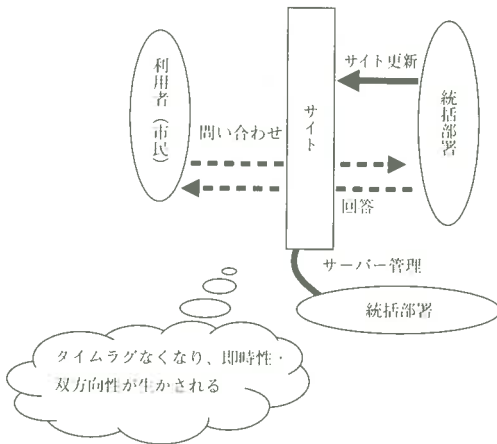
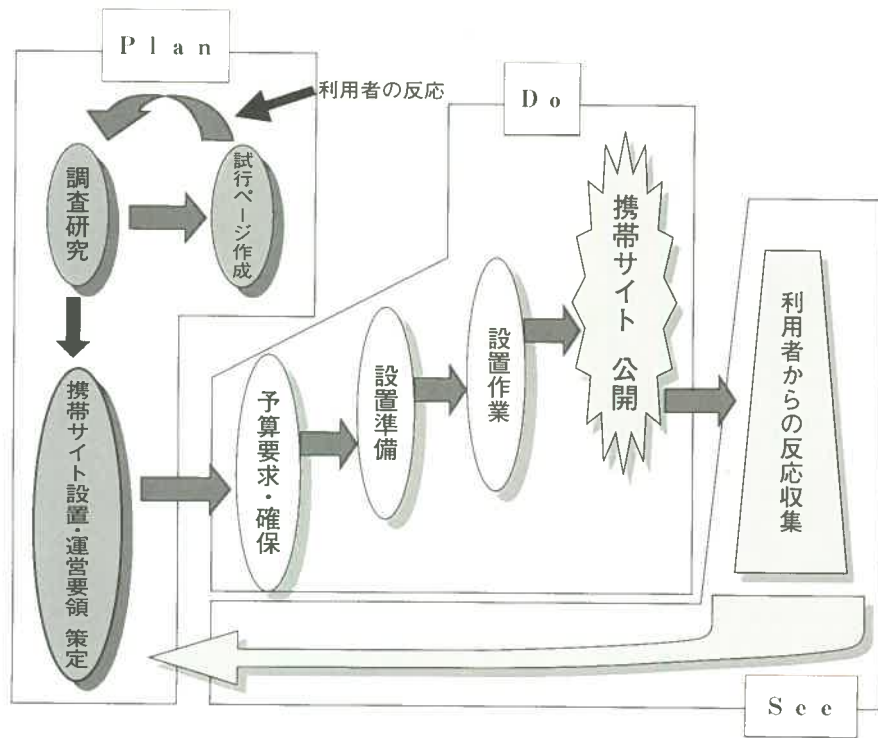


図3



② コンテンツ自体の問題（4）～（7）
 よって、川崎市が今後、魅力ある携帯電話サイトを構築していくにあたっては、これら①、②の問題点を解決することが重要であることがわかります。

**魅力ある携帯電話サイトとは何か
 政策提言1**

まずは、①の運用面での解決提案であり、利用者が市民がどうして前記①～③のような更新が遅い、回答が遅い、問い合わせ窓口がないといった不満を持ってしまいか。現行のサイト管理システムを分析しますと図1のようになります。

統括部署（主に広報担当部署）が介入していることに問題があることが分かります。そこで、私たちの改善案は図2のようになります。

図2のようなシステムに改善すれば（具体的には担当部署のメールアドレス公開、担当部署へのサイトを置くサーバーへのアクセス権限の開放）、サイト運用上の問題は解決できるのです。

☆ 基本情報のFAQ化（問題点(4)対応）
 行政として最低限提供すべき基本情報を携帯電話端末の小さい画面でも分かりやすく提供するために、Q&A方式にするなどの工夫を施すこと。

☆ 住民票発行・施設予約・粗大ごみ予約システム（問題点(7)対応）

☆ 住民票の発行予約、郵送依頼、施設予約、粗大ごみ回収予約を携帯サイト上で行うサービス。

☆ 掲示板サービス（問題点(6)対応）

携帯電話サイトに掲示板を設け、市民間の交流、そして、市民と行政との双方向の意見交換ができる場を提供するサービス。

☆ 保育園カメラサービス（問題点(5)対応）
 保育園での子どもの様子をカメラで提供するサービス。市民がほしいと思う情報の一例として想定しました。

どのコンテンツも技術的には実現可能なものばかりであり、これらによってコンテンツ自体の問題点は解消されると思われます。

川崎市の携帯電話サイトの構築に向けて政策提言2

では、川崎市において、具体的にはどのような携帯電話サイトを作っていけばよいのか。われわれの考えたサイト構築の流れは図3とおりです。

◎ ホームページ運営要領の改訂または新規作成（Plan段階）

- ◎ 独自サーバーの構築 (D○段階)
- ◎ 要領改訂を含めた実質的な見直し (See段階)

現行のホームページ運営要領が統括部署
 介入型システムを規定するものであること
 から、担当部署重視型サイト管理システム
 にして、よりよい運営を目指すために、要
 領の大幅改訂または携帯サイト用新規要領

作成といったことが必要なのです。

また、私たちが提案した各コンテンツの
 実現にはどうしても独自の大規模サーバ
 ーが必要であり、それはセキュリティの観点
 から必要なものであります。

そして、役所仕事では、ないがしろにさ
 れがちな「See」ではあります、めまぐ
 るしく変わるネットの情勢を考慮しますと、

単なるご意見伺いではない実質的な見直し
 を継続していく必要があるのは明らかであ
 ります。

川崎市の携帯電話サイト構築という「新し
 い技術」には「新しい制度」で、地方分権の
 時代、地方自治体は新たなことに意欲的に
 取り組んでもよいのではないのでしょうか。

研修の窓②

地域生活拠点(コンビニ等)を活用した 行政サービスの展開について

政策課題研修から

幸区役所保険年金課

浅水 和宏

現在、少子・核家族・高齢化社会を迎え
 るに到り、行政はサービスの提供のあり方
 を見直す時期にきている。厳しい財政状況
 の中で就労者、高齢者、障害者などに対し
 て、どのような行政サービスを如何にして
 提供していくのか、どのように市民ニーズ
 に合致させていくべきであるのかは大きな
 課題であるといえる。市民のサービスに対

する要望の多様性には、従来の役所窓口
 心のサービスの提供方法では対応するの
 困難であり、より柔軟に対応する事が望ま
 しい。これらの解決を図るための一つの方
 策として、民間活力の活用が有効ではない
 だろうか。今回私たちが研修で取り上げた
 テーマ「地域生活拠点(コンビニ等)を活用

した行政サービスの展開」では、行政サー
 ビスのあり方と財政問題を解消する上で不
 可欠であると考えられる民間活力の活用を
 積極的に推進する策として、コンビニエン
 スストアに着目して様々なアプローチを行
 い、行政サービスを市民ニーズに近づける
 工夫を試みた。

まず、テーマの中心である「地域生活拠
 点としてのコンビニ」の状況を分析した上
 で、海外を含めた他都市のコンビニを利用
 したサービスの実施状況を調査し、本市の
 サービス提供状況との比較を行った。また
 同時に、行政サービスにはどのようなもの
 があり、市民が利便性を求めているサービ
 スは何であるのか、またコンビニ特有の機

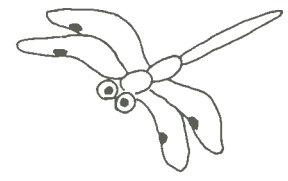
能を活かしてできるサービスは何であるか
 を検討した。今回は、行政サービス利用者
 のニーズを把握するため、職員研修での初
 試みとして、本市の市政モニターと職員を
 対象としてアンケート調査を実施した。こ
 れらの調査検討から、コンビニの機能に当
 てはめることのできるサービスの選択を行
 い、それらの必要性、稼働時に必要となる
 設備、運用の際に生じるであろう問題など
 について調査研究を進めた(図1)。

その結果、コンビニなどにおいて提供で
 きる行政サービスを、コンビニの情報端末
 などのデジタルネットワークを活用して行
 うものと、マンパワーや物流などのアナロ
 グネットワークを活用して行うものの二つ

にわけてそれぞれ政策案の検討を行った。

コンビニには独自の情報端末機や銀行の
 ATMなどの機器が設置されている所が多
 く、また市内に数多く店舗が展開されてい
 る。そして、それらの多くは二四時間営業
 しており、立地に多少の偏りはあるものの
 市内各地に点在している。このことから、
 情報端末機器などの活用を図ったサービ
 スや、また生活上で要する様々な活動を行う
 場、言わばコミュニティの核としての働き
 を当てはめることができるのではないだろ
 うか。具体的に前者には、行政の発信する
 様々な情報の提供、施設予約や各種相談予
 約、住民票などの証明書類の発行といった
 情報端末機で処理の可能なサービスや、A
 TMで税金や保険料などの振り込みのサー
 ビスが、後者には防災活動、災害時の物資
 搬送のほか、地域のコミュニティ機能強化
 を目指した施策が挙げられるだろう。

コンビニに設置されている機器などを利
 用してサービスの提供ができるようになれ
 ば、利用者は特定の役所まで出向く必要も
 なく、また二四時間のサービスが可能であ
 るため、利便性は飛躍的に向上する。更に、
 費用面においても既存施設の活用であるた
 め、新規に施設を整備するのに比較して抑
 えることができるだろう。防災活動では、



コンビニの配送ルートが利用できれば、災害時の食料や物品の配給などを安定して行うことが可能であり、コミュニティの機能強化の点から言えば、普段、地域での活動をなにもしていない市民に対して、参加の機会を増やすことで、市民の活動をより充実し活発にさせることができる。

以上のように、地域生活拠点としてコンビニを捉えることで、市民にとってのニーズに応えたサービスの提供ができ、また同時に費用を抑制することもできるのである。複数のサービスを集約し、既存の施設を活用することは、これまでの行政に見受けられることのある縦割りによるサービスの利用勝手の悪さや時間的、地理的制約、そして複数の新規設備投資によるコスト肥大などの弊害を取り除くことができる(図2)。

図1 サービスに利用したい時間帯
(アンケート調査から)

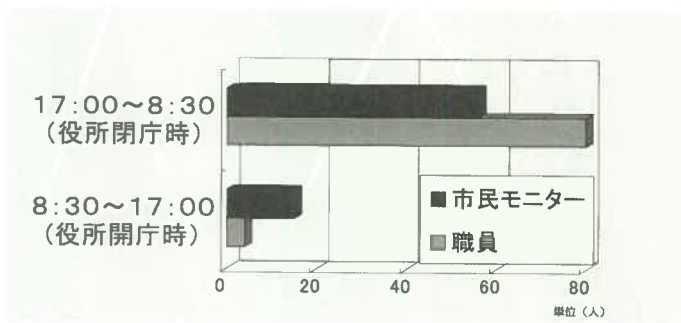
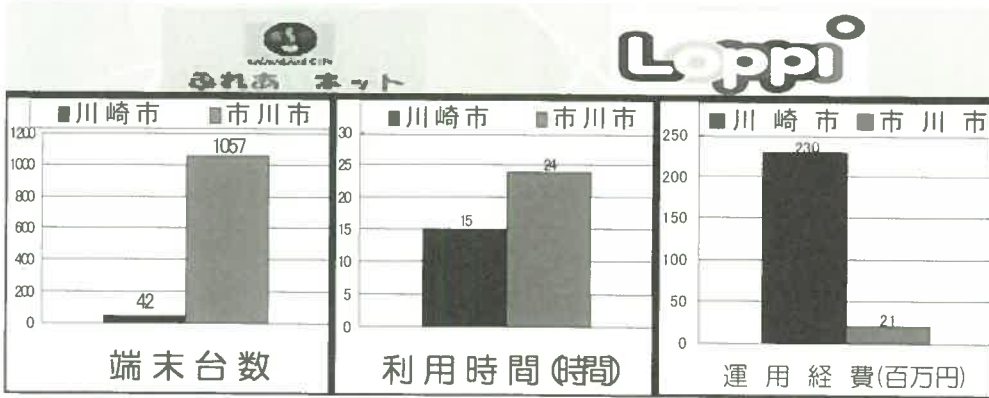


図2 施設予約における費用対効果の比較



*市川市ではすでにコンビニエンスを活用した施設予約システムを導入している

こうしたことをふまえて、今後のコンビニ等の地域生活拠点を活用した行政サービスの展開にあたっての指針となるように次のような政策提言をまとめたい。

- ① 行政サービスの多様化性の確保という視点からコンビニを活用していくこと
- ② 費用対効果を踏まえた行政サービスを展開すること
- ③ 格差なくサービスを提供すること

- ④ 証明書発行や納税における法的規制の見直しをすること
- ⑤ 地域コミュニティの核としてのコンビニを活用すること
- ⑥ 行政とコンビニとの連携を積極的に進めていくこと

行政の提供するサービスは幅広く、その中でも地方自治体の提供するものは市民の生活に直接関わるものが多数あり、これらのサービスを円滑に偏りなく行うためには、地域的な問題、財政的な問題、法的な問題など数多くの障害がある中で、市民の多様

化するニーズにこたえていかなければならない。時の流れは止まることがなく、故に行政のあり方も常に時代に相応しくあるため模索し続けていかなければならないと私たちは考え、市民が利用することの多いサービスと地域に根ざしたサービスの一部について六つの提言として報告を行った。この報告が行政の目指すべきサービス、市民のニーズを充足させる「いつでもどこでも利用できる行政サービスの提供」への橋渡しの役割を担うものとなれば幸いである。

一冊の本

斉藤 孝著

『子どもにも伝えたい
〈三つの力〉
生きる力を鍛える』

二〇〇一年 NHK books 九七〇円十税



今年度川崎市新任主任職員研修の冒頭講義「二一世紀の三つの基礎力」をご担当いただいたご縁ある著者。「声に出して読みたい日本語」の著者といえば、「あ、あの…」と思いがたなる方も多いはず。

〈〇〇してみたい〇〇〉のフレーズも巷でよく耳にするほどの大ブレイクした一冊でもありました。その著者の近著であるこの本は、小学生や学校教育対象の子どもたちの「生きる力」を、教えることと学ぶことから捉えています。きれいで抽象的な言葉に逃げず、具体的な硬直さに安閑とせず、多くの人が共通認識としてもつことができる三つの力・概念で提示してくれています。大人である私も「生きる力」基礎力として、「ふーん」と素直に聞き入れてしまいます。それは、著者の二つのご専門、教育論と身体論間の微妙なニッチに読者を立たせてしまうから？二つの境界を行ったり来たりしての独特な論述展開によって、読者自らを頭で納得、身体に染み入る気分させてしまうから？ 何より、著者の明るい柔軟さや、知ること・わかることへの無邪気な喜びが本全体から溢れ、向上心や勉強心へちよつとした気恥ずかしさも払拭させられてしまいます。ところで、その〈三つの力〉は何ですか？ 読んでみてからのお楽しみ！

(総務局職員研修所主査 高橋慶子)

自治基本条例の意義及び特徴

水島川崎営業所

高倉文彦

自治基本条例とは

一般的に「自治基本条例」とは、「まちの憲法」であり、地方自治体における「高条例」だと言われている。しかし、「憲法」及び「最高」という言葉は非常に多義的であって、これだけで自治基本条例を定義するのは難しい。我々政策法務研修Aチームも当初は、「わがまちの憲法を作る」という謳い文句で集まったが、その時はまだ「自治基本条例」の具体的な姿をイメージしてはいなかった。

当市では既に、三〇年前に「川崎市都市憲章条例」という自治基本条例の案を作っている。この条例は、人権規定において日本国憲法を補充するべく、「環境権」「平和権」「レクリエーション権」など、いわゆる「新しい人権」を積極的に規定し、他方で、「抵抗権」等の自治権を侵害する者に対しての規定を盛り込んで、国や県に対する対立姿勢を強く打ち出したものだった。この案は結局議会で否決され、廃案となった。我々Aチームはこのような自治基本条例の

タイプを「人権型」と名づけた。

他方、現在実在する唯一の自治基本条例は、ニセコ町の「ニセコ町まちづくり基本条例」である。この条例は、人権規定は持たず、「市民参加」と「情報共有」の二つのテーマを中心として、市民が「統治」にどう関わるかを規定し、いわば「市民参加条例」と呼ぶべき内容となっている。我々Aチームはこのような自治基本条例のタイプを「手続型」と名づけた。

同じ自治基本条例でもこのように、条例によって内容は全く異なっている。我々Aチームの中でも、この二つの条例に関しての評価は分かれた。しかし、二つの条例タイプの間には、今自治基本条例として必要とされるかは、結局、その条例が必要とされる意義により決まるものである。我々が見学に訪れた、現在、自治基本条例を制定中の多摩市でも、やはり必要性及び意義の検討に多くの時間を費やしていた。この意義をよく突き詰めずに自治基本条例を作れば、それは単なる自治体（若しくはその長）のステータスに過ぎないものになり、そのような自治基本条例なら不要となって

しまうため、自治基本条例の制定には、まずその意義を突き詰めることが不可欠となる。

自治基本条例の意義

では、自治基本条例の意義とはなんだろうか。そもそも地方自治の目的は、中央政府の権力を抑制し、地域の特殊性にに応じて柔軟な政策を実施し、市民が、より身近な問題を解決するに際して、直接に市政に参加することにより、民主主義をより徹底することである。

しかし従来の地方自治体は、中央政府の政策を地方へ浸透させる機関としての役割が強く、制度的、財政的にも国に依存し、自治体としての主体性に欠けていた。また、地方自治法の規定による画一的な地方行政への縛りによって、自治体がその地方の実情にあった多様な地域性を持った行政を行えず、加えて、行政内部のセクショナリズムにより、横断的な行政が困難となり、自治体としての総合性も持ち得なかった。一方、市民に身近な問題である少子・高齢化問題、環境問題等の社会問題が山積する中、

従来の市民参加制度が十分な役割を果たしていないため、これまでの市民の市政への関心度は、年々低下してきている。つまり、団体自治及び住民自治の双方が、共に不十分であった。

しかし、地方分権一括法を中心とした一連の分権改革の推進により、国と地方の役割分担が見直され、地方自治体への国の関与が大幅に縮小されることとなった。

そこで地方自治体にも、今後は国に依存しない主体性、地方の実情にあった地域性、統一的な説明責任を果たせる総合性が求められる。これを実現するためには、今までの地方自治法に代わって、川崎市の根幹となる基本ルールを川崎市民自らが作り、またそれによって個別条例を統合、体系化してゆくことが必要となる。

一方、全国的な自治体の財政悪化により、今後は財政的な要因から行政サービスが低下し、市民の市政への不満が高まってゆくと予想される。これに伴い、「市政は行政だけが担い、市民は不満を言うだけ」ではなく、行政と市民が、互いに理解を深めて果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完して市政を運営すること、即ち「協働市政」(図1)と、それを実行するための行政、市民双方の自治意識の啓発が求められる。そして、この要請に答えるためには、その受け皿となる新たな市政の意思決定方法の確立が必要である。

このように、団体自治の側面からの市政の主体性・地域性・総合性の必要、住民自治の側面からの新たな市民参加制度の確立と自治意識の啓発の必要を、「自分達で基本ルールを作る」「体系化条例を作る」「新たな市政の意思決定方法を確立する」とい

う手段で実現するものが、自治基本条例なのである。

我々Aチームは、自分達がたどりついたこの意義により、「川崎市都市憲章条例」タイプ（人権型）の様に国及び県に対する対立姿勢を示し、新しい人権を保障する自治基本条例よりも、「二七コ町まちづくり基本条例」タイプ（手続型）の様に国及び県と対等、協力の関係を持ち、市政の意思決定の方法を中心に規定する自治基本条例の方が、より今必要なものであるとの結論に至った。

自治基本条例の特徴

では、前記の意義を実現するためには、自治基本条例に具体的にはどのような内容を盛り込むべきだろうか。（図2）

まず、第一に「協働市政」を行うための制度が必要となる。具体的には、市長、市議会及び市の職員と市民との関係を規定して、相互に協働して市政を担うという「協働市政」の原則を定め、また、これを実効あるものにするために、市民には協働の機会が十分に保障されるようにしなければならない。また、市民は単なる「参加者」ではなく、市政の主体として市政を担うのであるから、市民の発言と行動には責任を課すとともに、他の市民と相互に協働して市政を担う責任も負うこととなる。また、「協働市政」は成人のみが行うのではなく、市民である以上未成年者も、その利益とを考え、その自治意識を啓発する機会を保障されることが望ましい。

第二に、新たな市民の概念が必要である。地方自治法上の市民だけでなく、昼間市民

に代表される市に密接な関連を有する者も含めた「市民」による「協働市政」が、より現代の都市構造に合致した市政を実現することができる。

第三に、市内分権を行い、より小さい単位での「協働市政」を実現することである。これは、川崎市などの規模の大きい市においては不可欠である。川崎市では、行政区ごとに地域の特性に違いがあり、なおかつ一つの区が通常の市長村並みの規模を持っているが、現在のところ区役所の機能は限

図1 協働市政のイメージ

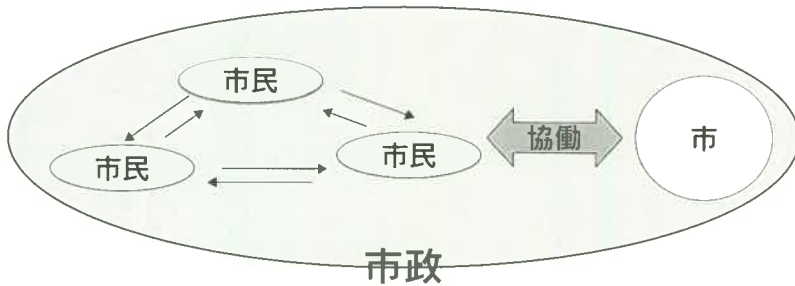
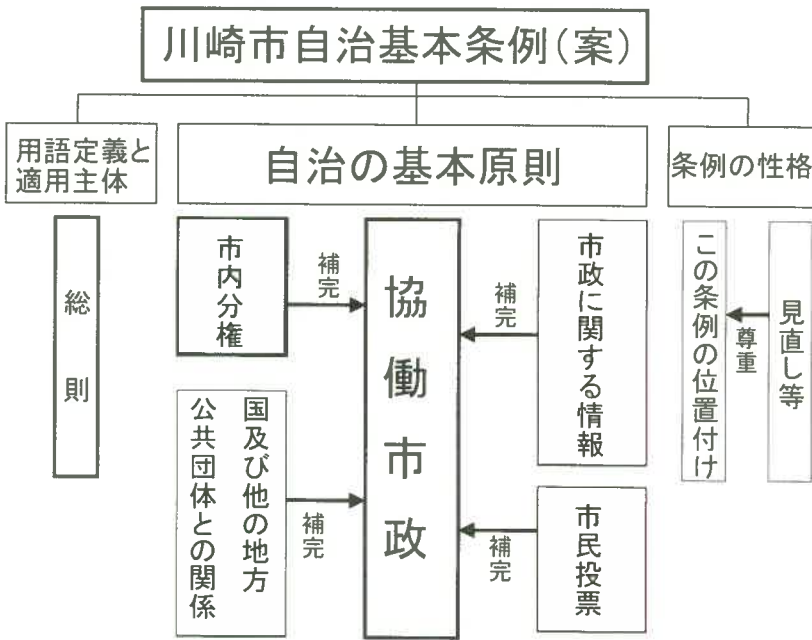


図2 川崎市自治基本条例の内容



られていく。よって、今後は、区民協議会や区の基本構想を設ける等、区役所の機能を強化してゆくとともに、行政区に限らず、中学校区や町内会など、より小さい単位での行政を行うことが必要である。

最後に、自治基本条例自体が、「協働市政」によって作られなければならない。市政のありかたの根幹、「協働市政」を定める条例は、それ自体が市と市民の協働によって作られてこそ、その価値があるのである。具体例としては、市民の自主研究グループと

市の職員の研究グループがパートナーシップ協定を結び、相互に協力し合うという多摩市の方法が挙げられる。また、自治基本条例自体の一般の理解度は低いため、制定の当初には十分な市民の学習期間を設けることが必要だと考える。以上が、我々政策法務研修Aチームが提案した、自治基本条例の意義及び特徴である。

パブリック・コメント・コメント条例について

消防局総務部管理課 主査 松原正和

地方自治の本旨は、地方公共団体における民主的・能率的な行政の確保と健全な発達を保障することである。しかしながら、市民のためであるはずの行政施策は、多大なエネルギーをかけたにも関わらず、ややもすると「行政サイドの一方的な決定で不利益を受けてしまった」等の感情を抱いている市民が潜在していることは否定できない。

一方、平成二十一年七月「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる地方分権一括法が制定され、国から地方公共団体への権限委譲や関与の縮減廃止等の指標が明らかにされた。これを契機に昨今の自治体政策において、住民自治の実現という観点から「パートナーシップ」や「協働（同じ目的のために、協力して働くこと）」といった言葉が流行を見せ、キーワードになりつつある。

そこで、その実現手法として「パブリック・コメント」をテーマとし、平成二十三年七月から一四年二月までの間、「二回にわたりその確立に向けた研修をさせていただいた。

パブリック・コメントとは

パブリック・コメントとは、未だ定義は確立されていないが、概して市民の市政参画への確立と行政施策の実効性を高めることを目的として、自治体の施策等の決定に関わり、企画・立案段階において様々な視点の方々から多種多様な意見と情報を直接的に聴取し、行政がその意見等を考慮して最終決定を行う制度であり、その意見等に対し採否の理由を公表する説明責任をあわせ持つ制度のことである。

論点

1. 意識の醸成

従来自治体職員は、原案段階（確定前）での公表を忌避してきた気質がある。しかし、この制度を導入するにあたっては、不安定な状態を内包した自治管理の体制が要求される。たとえば、本制度により原案に修正が加えられる場合、内部調整が再度必要となり、労力の追加・重複が生ずる。この場合、修正されることを「マイナスである」とイメージしてしまうのではなく、原案を公表することは発展的な可能性が潜在した状態であると積極的な見方でとらえる

職員意識の醸成が必要とされる。

一方、市民の方々が本制度を政策形成に関わる道具として使いこなさなければ意味がない。既に同制度を採用している国・自治体のホームページへのアクセス件数は、総じて極めて少ない状況であり、行政側の情報提供の仕方に不備があるという点もあるが、市民側の政策形成の参画に対する意識の低さも否めない課題である。公表された原案にどれだけ市民の方々が関わっていただけのかが、本制度の成否のかぎになろう。

2. 議会との関係

この手法の対象とする事業に条例案を含めることは、議会審議を先取りした議会軽視ではないかという議論がある。しかしながらこの制度により、案に関する論点等が予め議論され、より精査された原案が議会に提出されるということになり、議会の軽視や先取りではなく、逆に議会の活性化につながるという積極的な見方ができるものと考えられる。

3. 既存市民参加制度との整合

本市においては、これまでも市民参加または住民説明手法として、「市長への手紙」、「公聴会」、「ワークショップ」等を積極的

に施してきたところであるが、概して陳情型要求に止まっているものと思料する。本制度は、利害関係者だけではなく何人も参加できる制度として規定することは既存各制度と一線を画するものであるが、対象事業によっては他の手法による市民参加が適当であるケースも考えられるため、既存制度と併行運用することが補完的な措置であるものと考えられる。

4. 実効性の確保

本制度施行の際、市長または行政委員会等が応答の責務を負うことになるが、実際の作業は所管部局等が担当することになる。本制度を活用（語る）するか否かについては、事業執行部署の判断に委ねられることとなるため、制度の統一的な運営に支障をきたす恐れがあることから、研修での条例案では「意見提出手続実施責任者」を各局等に一名配置し、制度の実効性を確保するものとした。

おわりに

本住民参加の手法は、行政も市民も「言いつばなし・聞きつばなし」という応答の無責任を一掃し、職員の政策能力の向上と自治体の主役は地域ひとり一人であるという意識の醸成をさらに助長できる期待が大きいことを確信した。また、旧来の中央省庁主導型の縦割り区画的メカニズムから住民主導型の地域カラー豊かな横断的メカニズムへの転換期を迎え、真の「地域づくり」、「暮らしづくり」を各自自治体で実現できうる今日、条例で制定するに相応しい施策であると実感し、今後本制度の制定に向けた趣旨が職員及び行政主導で市民の方々に浸透していき、近く私たちの街に実現されることを願う次第である。

三市(川崎・町田・相模原)合同による 政策研修から

「都市農業の振興」を考える

相模原市農政課農業振興班

岡田洋一郎

今回、川崎市・町田市・相模原市の三市の合同研修で「都市農業の振興」というテーマを与えられ、まず、最初に思ったことは、農業という分野が現在の自分の仕事でありながら非常に難しいテーマだということだ。理由はいくつかありますが、その理由を述べながら今回の研修を振り返りたいと思います。

まず、農業というものが斜陽産業であること。農地にしても農家戸数にしても右肩下がり、減少を止める有効な手立てがありません。その振興のための政策を我々三市の職員と各市在住の市民の方との班体制のなかで生み出すことが出来るのか非常に不安でした。さらに専門分野に携わる立場として参加していることの難しさもありました。これは自分の中でバランスを取るものが非常に難しかったのです。法律がある程度知っているということは、出来ることと出来ないことがわかっていくことですが、

歯止めと自由な発想のバランスを取ることの難しさを改めて感じました。一方で、閉塞感のある農業政策打開のヒントが見出せるきっかけになるかもしれないとも思いました。

今回研修を進めるに当たっては、まず農業の現状と農地に関する法律を簡単に話すことから始めました。そしてフィールドワークで班員の方々にも農業の抱える問題を理解してもらった上で研修を進めることにしました。フィールドワークを行って感じたことは、各市とも同じような問題を抱えているということでした。そして班員の方の積極的な姿勢には驚かされました。農業が「食」という生活の基本であるということが一因であると思いますが、消費者としての鋭い質問には、一方向しか見ていない普段の見方が変わる良い機会になりました。そして現状を分析し、施策展開へと入っていくのですが、ここでも紆余曲折がありま

した。軸になるものを「農業」・「農家」・「農地」どれにするのか。また、「都市農業の振興」とどう結び付けていくのか。かなりの激論を交わしたこともありましたが、最終的には、「農地」を軸に「都市農業の振興」のための施策の提案へと進んだのですが、三市合同研修という中で「三市連携」について全く触れられませんでした。たとえば、「共同集出荷施設・直売所」・「市民農園相互乗り入れ」など案として出されました。しかし、実効性・享受するメリットを考えた場合、共同集出荷施設・直売所を考えた場合、共同集出荷施設を作ったとしても都市農業の特色である「鮮度」を生かすことは難しい。朝取りのものが昼に並ぶのでは意味が無いということ。また地方卸売市場への出荷や直売を行っている農家側の負担も非常に大きくなるということもありました。そして、市民農園の相互乗り入れについては、各市において需要を満たしていかない状況の中、駐車場整備等を行ってまで連携する必要があるのかという疑問がありました。このようなことから今回は三市連携ということではなく、三市で抱えている共通の問題に対する解決策を探ることも合同研修の成果と考え、政策提言を行いま



ふれあい農園(市民農園)

した。

最後になりますが、市民の方々の勉強熱心さには驚くとともに、着眼点の斬新さに刺激を受けました。ただ、テーマを与えられての研修でそのテーマに合った実務者を入れるのであるなら、発表という形式にとられずに中身についての議論の時間ももう少しあると良いと思えました。また、産業界でのテーマであるなら、その道のプロ(農業であれば農家)に入ってもらって実効性の高い政策提言が出来るのではないかと考えます。

最後の最後になりましたが、班員の方々の協力と研修日程が増えてしまったことに對し、配慮頂いた各市の研修担当者の方に感謝申し上げます。

公共施設の広域連携の推進に向けて

町田市総務部管理課

田中美紀

この研修は、期間は七月から二月まで、回数は一〇回というところで、一つのテーマにここまで継続的に取り組む研修は私には初めての経験であったが、研修内容はもとより、その他の面でも予想以上、予想外？の収穫に恵まれたと思う。まず第一の収穫が、研修メンバーの多様性についてだ。他の市町村職員や市民代表の方たちと話し合える機会などは職場においては滅多になく、その点に興味を持って参加したのだが、



立体的視点からの現状検証のため、ヘリコプターによる上空からの視察も行った

単に〇〇市役所職員とか△△市市民代表だとかといった枠組みに関係なく、八つの個性がぶつかり合えた時間は、コミュニケーションの醍醐味、重要性を感じさせられるひとときであり、私の大きな財産となった。たとえば、今回の研修で何度か議論が前に進まなかった時があり、その後自分の考えをメモにまとめるなどしてイメージをふくらませてから臨んだことがあった。その時は、自分のこの視点をわかってもらえ



フィールドワークにて、施設の説明を受ける（ソレイユさがみの）

ばきつと局面打開につながるだろう、と思いきや発言したのだが、私の考えが議論の手助けになるどころかかえって混乱をきたしたり統一見解が崩れたりすることもままあり、そんなときは自分の未熟さにただ落ち込むばかりだった。

だが、研修を終えて振り返ってみると、そのことそのものが必ずしも悪いことではなかったのではと思っている。なぜなら、議論が思わぬ方向にそれ、そこから新しい流れが生まれ、それを吟味して吸収し合うことこそが議論のおもしろみであり、それに比べると最初から答えの決まった会議は、その時点で先に進める可能性を失った予定調和でしかないと思えるからだ。重要なのは、議論に行き詰まりあがいてもなお前に進めない時の、その後の対応とその吟味なのだろう。自分の周辺の行政状況を振り返ってみても、公務員としてのコミュニケーション能力向上の重要性を感じるこのごろであったので、それを自分の身をもって実感できたことは、メンバーの皆にいくら感謝しても足りない。（他のメンバーからみたら大きな迷惑だったのかもしれないが…）

また、研修内容については報告書に記載したとおりだが、私達の班は公共施設の広域連携の推進に向けての提言を行った。これは、職員としてはもちろん、市民の立場からしても、この先は避けて通れない重要政策課題であり、だからこそ既に各地でその取り組みが見られるのだろう。そこでは、大局的な政策はもちろん重要なのだが、それ以上に今回の研修を通じ、この研修のような「草の根」対話の積み重ねこそを継続していったらもっと深く広く市民同士のつなが

りが増え、連携は結果的に推進されるに違いないということ、まさに自分たちの対話の中で感じ取ることが出来た。他市との合同研修ならではの収穫であり、大変有意義な機会であったと感じている。

そして、報告書として一つのかたちにとめるまでの過程、一日に何か所も施設視察を重ねたフィールドワーク、問題点と課題の抽出作業、提言案のすりあわせ、そして文章や段落の構成、等々それぞれについて時間をかけて行い、与えられたテーマに対する対応から構築し精査していくプロセスを体験できたことは、そのまま日常生活に、そして何より日々の業務に活用できると思う。

ただ、反省すべき点も数多くあった。なにより、問題点を示す根拠の提示や、提案を構築する肉付けなども、自分たちの主張を深められる裏付けがもっとほしかったと反省している。また、せつかくのフィールドワークで得た数々の視点を、もれなく報告書に反映できていたかどうか、確信がないのが本音である。さらに、一人ひとりのメンバーの考えを、きちんと盛り込んだ内容であったかどうか、などと、考え出すと反省点は尽きないのだが、これらの反省材料については、今後の公務に活かしていかなければ、と強く感じている。

最後に、今回の研修にあたり、研修に送りだして下さった職場の皆様、ご指導を賜った金井先生、たくさんのお言葉を頂けたアドバイザーの方々、各市の研修担当の皆様をはじめ、さまざまな方々にお世話になり支えられたことに対して、心から御礼申し上げます。

自然を愛する都市居住者の視点から

川崎市民
宮河悦子

第三班は、都市環境のテーマを選び、半年間の研修が始まりました。

都市化が進む中で自然環境の大切さや保全の重要性が繰り返し繰り返し提言されても、すごいスピードで自然は破壊され続けています。新たな提言がなくても、都市における自然環境保全の重要性は、常に提起され続けなければならない政策課題だと私は考えます。

特に、広域で早急に保全する手法を検討しなければならぬ時がきているといえます。フィールドワークからみてきたもの

八月二日道保川公園を訪れ、市街地にあつて豊かな自然が残され、多様な生き物が生息しているこのような保護地域も都市の中に欠くことのできないエリアだと強く考えさせられました。また、町田市の駅の近くの境川でカワセミを発見し、町田市の特徴である地層をそのままの護岸として残す整備手法を導入したカワセミの寝所があることを知りました。川崎市職員が北部地域を自治体連携の実験室として捉え、自治体間の政策連携を目的とする「広域あさお」を提言していることから、次回のフィールドワークの場所を、麻生区内、古沢地区の市街化調整区域に設定しました。丘陵の森は手が入っておらず、道保川流域の市街化調整区域と同じように多様な生き物が生息し

ている気配がしました。今回のフィールドワークを通し、生態系の輪が小さいながらも維持できる自然環境を都市の中でとりもどす手段を検討していかなくてはならないと強く強く考えさせられました。

市街化調整区域(古沢・五方田・上麻生)を自然体験型レクリエーションの拠点へ

この地域も道保川公園も自然生態系に近い自然環境が残っているところです。現在でも十分に都市と自然が共生するフィールドになっています。

親子体験農業、かかしコンクール、景観事業のコスモス畑等々私有地でありながら市民に開放された場所になっています。この地域を市、NPOなどで借りるか、持ち主の好意をNPOという形で長く使用できる方法を模索してさらに市民が身近なところでいろいろなジャンルの自然体験ができる場所として活用していくなら長くこの地域が保全されると考えられます。そのためには、最初にフィールドの整備に手をつけなければなりません。田んぼについてはコンクリート張りの水路の一部を多自然型の小川に改修しメダカ、カエル、ホトケドジョウなどの生息地を作ります。

丘陵地の畑と雑木林は特産の野菜と果実を育てる試験農場にします。多様な生き物が生息できるように手をつけられない雑木林も残

します。クヌギの林はかぶと虫の生育実験ができる林に手を加えます。白つめ草、たんぽぽ、レンゲの原っぱはトンボやバッタ、チョウチョウなどの昆虫たちの生息の場所になります。

麻生川のJA提供の貸し農園は個々に貸出をするのではなく、全体管理のお花畑にします。JAの管理事業や観光協会の事業等として考えられると思います。お花を栽培したい人を募集して手入れ、生産をしていきます。

整備されたフィールドの活用は里山体験、自然観察、自然型レクリエーション、加工・創作、自然環境教育等々を行うことが考えられます。

里山体験では親子体験農業、竹炭焼き、雑木林、竹林の手入れなどを行うことができます。

自然観察や調査を通じて、生態系についての学習ができます。

自然型レクリエーションは片側がビル、片側が里山を眺める都市の中のいやしのスポットとして、また遊びの空間として幼児からお年寄りまで楽しむことができます。草花遊び、雑木林の中でピクトアップづくり、野外クッキング、摘み草、写真教室、スケッチ等が考えられます。

どんぐりの工作、炭のクラフト、特産野菜、果実の加工品づくり、ドライフラワー、押し花、香木づくりなど加工、創作では栽培したお花の活用のためと交流のための活用交流創作センターの設置が必要です。

青少年の自然環境教育のフィールドになることはまちがいなく学校の先生、市、県の職員などの公の人たちの教育研修の場として、宿泊施設のホテルや区役所、市民館

などが徒歩圏にあり適している所と考えられます。

このような拠点ができてこのフィールドを最大限に活用するためには、地域のリーダーが不可欠です。里山体験、自然観察、草遊び、クラフトづくりなど各ジャンルのリーダーの育成が必要です。

お花が一年中咲いていて、昆虫がたくさん集まり、小さな子どもやお年寄りの歓声と笑顔が輝いている心地よい都市の中のオアシス、そのような空間ができる事を地主のみなさん、JAさんや行政に期待してやみません。

おわりに

職員研修所の皆さんが市民の声に耳を傾け、小さな声を政策課題にまで位置付けようと努力してくれた真摯な姿勢こそが、これからの広域行政のあり方、パートナーシップのあり方の基本であると実感できたことに感謝しております。

職員の皆さんと同じ目線でフィールドワークができたこと、共に考え、提言できたこと、特に提言に至るまでのプロセスがとても貴重でした。

今後も、このような同じ土俵で見て、語り、考えることのできるチャンスを作ってくださいることを研修所に希望します。貴重な体験ができ、有り難うございました。



真の起業家が生まれ育つまち「かわさき」へ

経済局産業政策部国際経済担当

田邊 聡

川崎市経済局では、平成九年度から一三年度までの五年間にわたって、米国シリコンバレー地域に職員を派遣してきた。一四年度からは、従来の取り組みの延長として、川崎とシリコンバレーとを結ぶ人と情報のネットワークの構築を目指している。こうしている。本稿では、この取り組みの背景にある川崎とシリコンバレーの現状、そして川崎の目指す姿について私見を述べたい。

成功した起業家が起業家を育てるまち、シリコンバレー

・アメリカ人が見てもヘンなまち？

カリフォルニア

アメリカ人といえば、陽気で開けっぴろげ、形式張ったことを嫌い、いつも大きな声で話す、人のいい、時にお人好し過ぎるくらいハッピーな人たち、というステレオタイプの見方が無いだろうか。しかし、シリコンバレーの歴史を説く本には決まっ「連邦政府の置かれた東海岸から遠くはなれ、自主自立の精神と自由闊達な文化が云々」とあり、同じアメリカでも東海岸

と西海岸とは、文化のありようが随分違うように言われている。「シリコンバレーを駆け抜ける！」(注1)という小説には、技術開発に明け暮れるシリコンバレーのエンジニアたちが生き生きと描かれているが、ニューヨークからきた人たちにイタズラを仕掛けて「さすがカリフォルニアは違う」と勝手に感心させては煙に巻くというシーンがある。そんな、「常識」が通用しないのが「常識」とされるまち(注2)だからこそ、世界中の人々が夢と希望と共に様々な文化を持ち込んで住み着いたのだろう。

・外国人と、そのコミュニティ

二〇〇〇年春の、いわゆるドットコム・バブル崩壊以後、多少はインド人技術者等の入国が減少したとはいえ、依然としてインド・中国・韓国をはじめとする世界の各国から、優秀な人材がシリコンバレーを目指してきている。世界的なトレンドに変化はない。すると世界の大都市どこでも見られるように、中国系の人々はチャイナタウンを形成し、華僑資本系銀行や中華レストラン、漢方薬店などの一大モジュールがシリコンバレーのあちこちに出現する。中国系ほど

ではないにしても、同じように韓国系の銀行やレストランの集積があり、あちこちにインドカレーのレストランが点在している。

彼らの中にはベンチャーを興し、見事株式公開を果たし、あるいは他の企業への売却により一財産を築いた者もいる。そうした成功者が、同じコミュニティの仲間、後輩たちの起業を支援するのがシリコンバレー流なのだそうである。いわゆる、エンジェルが存在である。(こうしたコミュニティがシリコンバレーには数多くある中で、いちばん有名にして最強のコミュニティは、やはりスタンフォード大学の同窓であろう。もともと、スタンフォード卒業生といえども全員が起業家を目指すわけではない、とはスタンフォード出身起業家の言葉(注3)であるが。)

・日本人起業家を支援する

日本人コミュニティの存在(不存在)

シリコンバレーで自ら起業し成功した日本人の方や、起業家を支援する立場の方からよく耳にした話が、シリコンバレーには日本人起業家を支援する日本人コミュニティが存在しない、ということであった。こ

れは明らかにインド人、中国人、韓国入りのコミュニティとの比較の上で言われていることで、日米間の産業交流を目的としたNPOの活動や(大手企業の)日本人駐在員のコミュニティの存在を否定こそしないものの、日本から勇躍太平洋を越えてきた起業家に実際の支援が何もなされていない状況を的確に言い当てている。

こうした状況の理由について、現地で諸説言われている。曰く、現地で日本人は日本人同士群れたがるわりには協働しないからではないか。曰く、そもそも成功者の数も起業家の数も、コミュニティが成立するほど十分ではない、すなわち起業家精神(アントレプレナシップ)が全く欠如しているからではないか云々。これという「定説」には、筆者は未だお目にかかっていない。いずれにしても、そのようなコミュニティの存在が一朝明らかになれば、日本から優秀な起業家予備群がウンカのごとく大挙してシリコンバレーに渡るだろう。今のところ、日本貿易振興会(ジェトロ)がインキュベータを設置したほか、一部の起業家たちがコミュニティ形成を試みている。

川崎における起業家支援

シリコンバレーで中国人やインド人のコミュニティが起業家の支援で機能しているのに対して日本人コミュニティが未だ機能していないのと同じ意味において、川崎において起業家を支援するコミュニティは、未だ存在しない。すなわち、自ら起業家として成功した人々が、自主自立の緩やかな運動体として、後輩の起業家たちにエンジェルとして支援を与えていくという形では、

という意味である。(勿論、出資者としての利益の追求という面も否定しない。)

今のところ、日本起業家協会といった、いわば奇特な人々によるNPO活動として支援があるほかは、中小企業基本法や新事業創出促進法のスキームによる、国県市および第三セクターの起業家支援事業が主たるものである。

・川崎で起業家を育てる原動力は何か？

川崎には、第二次大戦をはさんで高度成長にいたるまで、業を興した中小企業が沢山存在する。当時の起業家達を支えたのは、戦争中の『産業報国』のスローガンであり、戦後の国民生活の復興であり、市場全体が拡大しつづける中で高度成長それじたいの醍醐味であったろうか。

言い換えると、技術者・創業者によるオーナー社長、オーナー社長個人の担保差し入れに基づくメインバンクほか銀行からの借入依存、勤勉なエキスパートの終身雇用、累進性の高い税制による所得再配分といった文化・社会制度が定着していく過程そのものが高度成長であった。これらは今日では、経営環境の変化に応じた素早い動きを求められるベンチャーが育たない要因とも目されるが、今後ベンチャーが活発に生まれ育つためには、高度成長期とはおそく別のインセンティブ、つまり経済的な見返りだけではない、新たな醍醐味を見出すことがコミュニケーションの課題ではなからうか。

ベンチャー育成に向けた地域のミッション

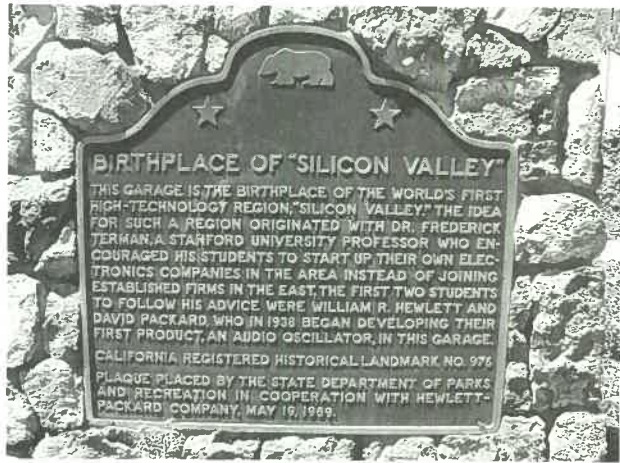
著者なりに川崎におけるベンチャー育成の意義を考えると、①新技術・新商品②新

たな社会的価値の創造と、それによる市民生活の豊かで楽しい気分の醸成、②互いの貢献を互いに認め合い、プラス志向の豊かな充足感を共に味わえるコミュニティの形成、③若年世代の社会的活動へのコミットを促すロールモデルの提供、といったことが考えられる。先に挙げたカリフォルニアの例に倣って、世界中の人々が住みたいという夢と希望を寄せるような、そんな普遍性をもつ価値を生み出し、コミュニティの存在したいが情報発信になるとすれば、こんなに素晴らしいことはないだろう。

・ゆとりあるガッツは獲得できるか？

シリコンバレーで見かけないもの三題。目と目が合っても会釈や目礼で挨拶しない人、横断歩道を走って渡る歩行者、ネットワーキングの場で自分から先に自己紹介が出来ない起業家。

断片的なイメージではあるが、川崎(日



ヒューレット・パカードが起業された住宅地にある州史跡「シリコンバレー発祥の地」。さしずめ、アントレプレナにとっての聖地だろうか。

本)とシリコンバレーでの大きな大きな違いとして印象深い日常的なシーンばかりである。

「笑いとゆとり、そして対話のある生活が、川崎に真の起業家を生み育てる」という結論は、あまりに飛躍しすぎであろうか。

一冊の本

姜尚中 著

『東北アジア共同の家をめざして』

二〇〇一年一月 平凡社 一、八〇〇円十税



『暴力とナショナリズムを超える和解の政治学』という副題にあるように、著者は、グローバリズムとポスト冷戦時代の東アジアの平和と安定のためには、中国や北朝鮮も含めた共同の家を構想し、アメリカにバラサイトしてきたことから脱却する日本の主体的取り組みが必要だと説く。

注1 ポー・ブロンソン著、角川文庫
注2 ただし、交通法規など社会ルールの遵守という点について言えば、例えば歩行者を徹底して優先するなど、歩行者がいても横断歩道の手前で止まるクルマが殆どみられない最近の日本より、ずっと「常識」的である。

注3 東京大学医学部シリコンバレーオフィス・ディレクター・金島秀人氏の発言。「政策情報かわさき」第一〇〇号に引用

一方、巻中のインタビューで、あるナショナリズム研究者の言葉を引きながら、「変化への渴望というのは、過去のノスタルジーとつながっている」、グローバリズムが考えられないほどに人々に変化をもたらすがゆえに、その変化について行けなかったり、あるいはその変化がもたらすであろう不安、色々な要因が、逆に過去への強いノスタルジーを誘発している」、今語られているナショナリズムは、かなり歴史的な過去への強いノスタルジーとしてあらわれる」と語り、石原慎太郎などのネオナショナリズムの動きを牽制する。

併行して、山崎豊子の『二つの祖国』(新潮文庫)を読んだ。在米日系人が太平洋戦争のさなか、過度なナショナリズムが、個人の普遍的なアイデンティティを奪ってしまう悲惨さが叙述され、涙せずにはいられない。

国家を意識しすぎるとろくなことはないという歴史経験を踏まえ、変化に感じられる能力を磨きながら、平和と安定を構想することからしか、真の構造改革が生まれぬことをあらためて確認した。

(総合企画局都市政策部 板橋洋一)

交流体験の共有と展開へ

韓国・富川市と川崎市との交流

日本への派遣職員 へのインタビュー

総務局交流推進課
韓国富川市派遣

曹 尚子

「政策情報かわさき」第一号での友好都市韓国・富川市の主要施策の紹介に引き続き、今回は川崎市への派遣職員を中心とした「仮称 日本への派遣職員」の会員へインタビューした内容を掲載します。川崎市・富川市相互職員派遣制度は一九九八年より開始。一年を任期として川崎市と韓国富川市で行政研修、情報提供及び人材育成を目的として相互に職員を派遣する制度です。

金範浩(キム・ボンホ)・・・一九九八年度川崎市への初代派遣職員
金玉榮(キム・ジョンヨル)・・・一九九九年度川崎市への派遣職員
文玉榮(ムン・オギョン)・・・京畿道から神奈川県への技術研修生。川崎市と富川市の交流において通訳担当
曹尚子(チョウ・サンジヤ)・・・二〇〇一年度富川市への派遣職員、司会者、川崎市職員

曹尚子・・・こんにちは。まず、この日本への派遣職員(仮称)について簡単に説明していただけますか？

金玉烈・・・応私が発起人となっています。一九九九年に川崎市に派遣された後、富川市に戻りましてしばらくの間は業務に追われていたのですが、一年間の派遣生活で得たことを共有し、発展させる場を作りたい

ということでもこのたび発足することになりました。

金範浩・・・そうですね。また私たちが過去に作成した研修報告書をもとに新たな情報を盛り込み、市政に役立てたいとも考えています。

曹尚子・・・そうですね。川崎市の派遣職員の中でもそういった声はありますが、現在のところ具体化されていません。ところで、皆さん日本での研修生活において一番印象に残ったことはどんなことでしょうか？

文玉榮・・・私は技術研修生として世界一三カ国の研修生とともに神奈川県において研修生活を送りましたが、研修だけでなく、友人としても楽しく過ごしたことが印象に残っています。今でも連絡を取り合っている人もいます。また、お誘いをいただき数多くの勉強会にも参加しました。実は私は毎回討論し、その中で喧嘩もたくさんしまし

た(笑)。ある団体から韓国の実情について話してほしいという依頼を受け、参加したことがあります。私が率直に「従軍慰安婦問題」に関して、補償の問題について話したところ、ある年輩の男性から「韓国に帰れ！補償なんか要求しないで、自分たちで解決しなさい」と言われてしまいました。

曹尚子・・・難しいところですね。年輩の方でも良識のある方はいらつしやいます。金玉榮・・・そして一番感じたことは、日本の方があまりにも韓国の実情について知らないということですね。

金玉榮・・・でもそれは逆の立場で考えると私達も同じではないでしょうか。例えば韓国人は一般的に在日韓国・朝鮮人の問題についてあまり知らないといったこともあるし、韓国がベトナムで行ったことも同じようなことではないでしょうか。

文玉榮・・・そうですね。ある日本人の若者と歴史や差別の問題について話していると、その若者が「それでは韓国には外国人

に対する差別はないのですか？」と言うので、私は自信たっぷりに「ない」と答えました。それで韓国に戻って来て、詳細に韓国社会を観察してみると、華僑に対して深刻な差別があるわけです。大変ショックを受けました。日本人の若者の言葉は本当だったと感じました。

曹尚子・・・そうですね。他者の困難な立場を自分自身の問題と捉えて発想していくという事は理想的ではありますが、実際には本当に難しいことです。自分が直接経験したことでないだけに、どうしても時間差、温度差が生じてしまいます。ところで、少々話題を変えますが、未来志向の日韓交流という事についてはどういったイメージを持っていますか？

金玉榮・・・未来志向の日韓交流、良い言葉だと思います。もちろん誰もが望ましいことだと思っっているでしょう。しかし過去を伏せて未来があるのでは無く、過去は消え去るものではないというのが私の考えです。先ほども話しましたが、私が「補償」の問題について言及した時、年輩の日本人の方が「未来の関係を話そうとしているのに、どうして過去の話をするのか」と言い、

「我々はこれ以上お金は出さない」とおっしゃいました。それで私は「お金を要求しているわけではありません。韓国も今は経済が発展しています。決してそのように考えないでください。しかし被害者が存在する以上、補償は実現されなければならぬ」と思います。また過去を消し去って未来が存在するという事ではありませぬ」と言い



2代目交流職員・金貞烈さん、初代・金範浩さん、曹尚子さん（左から）



文玉榮さん（神奈川県内の技術研修生として1年間日本に滞在）

ました。実はこれは韓国人だけの感性ではないのです。私が研修所において友人になった人の中にフィリピン、ベトナムからの研修生もいましたが、彼らもけっして過去の出来事について忘れてはいませんでした。過去に起こった出来事は親から子供、子供から孫へと伝えられていくものなのです。曹尚子・金貞烈さんは未来志向の日韓交流についてどう思われますか。

金貞烈さん…私は肯定的にとらえています。ただ、基本的には文さんの意見にも同感しています。過去の事件は、終わったことだということとは韓国人も知っています。しかし過去の出来事は、人びとの心に永遠に残り、忘れられないものです。私はこの問題は、感情や利害関係を越えて考えなければいけないと思っています。その上で過去の問題から未来を志向するのが、正しい方向ではないかと思うのです。日本人の中にも過去に真摯に対峙する人もいますが、そうでない人もいます。一番大切なことは共通認識という基盤を作ることであり、その基盤の上でお互いの考えを率直に話すということではないでしょうか。

曹尚子さん…今、韓国人に向って「未来だけを見て生きていこう」と言ったら一人として同調しないのではないのでしょうか。そういったことは、政治のレベルで使われる言葉だと思っています。国民の心を一つ一つ覗いてみると、過去を曖昧にして、未来からまず考えていこうというのは、韓国人の情緒に合わないように思います。

曹尚子さん…そうですね。それは少々誤解していたかも知れません。

文玉榮さん…私は大部分の日本人は好きなので、でも日本の方は私が歴史の話をするとう惑うようです。誰でも初めて聞く話に対して、その場で反駁するのは本当に大変なことだと思います。話をしていると、相手方には何の罪もないのに、私の方だけが熱くなっているというのを感じて一層当惑してしまっているのです。そして日本の方が日韓関係の根底に横たわる歴史の事実を深く知らないということ自体に怒りを感じてしまうのです。

曹尚子さん…そうですね。私も、全体を否定してはならないということですが、したがって、私たちのほうから聞いたばかりではなく、より取り組みやすい点を探して少しずつお互いに近づく努力をしていくことが大切だと思います。

曹尚子さん…昨年、日韓交流事業が全国的に中断されるといったことがありますが、当時の富川市の状況について説明いただけますか？

金貞烈さん…ええ、しかし中断されたと言っても、公式的には韓国政府の方針があったわけではなく、認識していますが、マスメディアにおいてはそういった報道もあったと思います。ただ、方が一韓国政府の方針があったとしても地方自治体として無条件にこれに従うわけではなく、自治体が独自に判断するものだと思います。富川市においては、

市民感情が本当に良くない状態であったというのには事実です。ですから行政としては前面には出ず、そのかわり民間団体において推進する日韓交流事業は支援していくという配慮が必要でした。実際、五月に職員相互派遣協定を結んでいる日本の岡山市からの代表団を受け入れたとき、正直に申し上げて市民感情は非常に悪い状態で、地方紙においては、富川市長を批判する記事が掲載されました。そういった状況であるにもかかわらず、両市の信頼関係を傷つけないよう富川市長は受け入れを決断したということだと思います。そして八月頃、再び日本からの訪問の話が出たときに、当時、日本担当であった私のところにもある記者が取材に来たのですが、その記者は自治体外交の在り方についてあまり深い認識がないようで、「五月には市民感情が悪くて、八月には良くなったのか」といった質問をしたので、「何でもかまいません。好きなように書いてください」と言ったら、私、悪口をいっぱい書かれました（笑）。

曹尚子さん…最後に、これからのこの集まりの方向性及び日韓交流の在り方について一言お願いします。

金範浩さん…この会のホームページを開設して日本に関する情報を随時、的確に発信し、川崎市への派遣職員とも情報交換したいと思っています。帰国してしまおうと、なかなか連絡をとりにくいので、せっかくなかに関係を維持できていないように思えます。例外的な方もいますが（笑）。

文玉榮さん…一年という短い期間でしたが、日本に滞在するという貴重な経験を共有すべくこれからも積極的に情報を発信していきたいと思っています。

金貞烈・行政の話と離れて市民運動一つ見ても日本と韓国では違いがあります。韓国では、落選運動（一九九九年から二〇〇〇年にかけて、二〇〇〇年総選市民連帯という約四〇〇の市民運動のネットワークが推進。立候補予定者のうち、軍事政権時代に人権抑制に加担したなどのデータを調査および公開し、不適格者として八六人を発表された。民主党とハンナラ党は名指しされた現職の多くを公認せず、総選挙の結果リストの七割弱である五九人が落選する成果をあげた）に代表的に見られるように、民衆の支持を得た市民団体の活動が中央の政治までも動かすといったダイナミズムがあります。逆に日本においては、草の根運動と呼ばれるもののように、地域に密着したきめ細かい課題の設定といった長所がありません。相互に優れた点を学ぶことによりさらに飛躍することができると思いますし、そういう関係がこれからも発展させていけたらと思います。

鏡となる交流を進めたい

富川市交流職員

李 和眞

一年間の研修生活を終えて

昨年の上旬に友好都市韓国・富川市に派遣されて、瞬く間に一年が過ぎようとしています。この間、様々な人々との出会いがありました。その一人ひとりコミュニティケーションの中で、韓国、韓国人に対する既存のイメージが音を立てて崩れ、新たな韓国、韓国人像が構築されていくのを感じました。このことはまさに、実際に他者との対話なくしては、一つの国、一つの文化を正確に理解することがいかに難しいかを示していると思います。このような意味で、両国の架け橋として派遣職員が果たす役割は重大であると考えますし、このことは派遣期間が終了した後も継続して担って行かなければならない責任であると感じています。

最後に、一年間大変お世話になった富川市の皆さんと派遣にあたりご尽力いただいた川崎市の皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございました。

交流とは、自分を映す鏡

他人との付き合いや交流とは、相手が私を見て、私が相手を見ることでもあるが、

実は、相手を通じて自分自身を映してみることではないかと思う。自分とは違う相手（存在）が鏡になって、自分では気が付かない自分の様子を映してもらったのだ。また、今まで当たり前だと思っていたことが必ずしも一般的な常識ではないことにも気がつくだろう。

川崎市の研修期間中、富川市職員として、韓国人として、私の鏡に映った川崎市、また日本人について話したい。

(1) 行政と民間の関係について

川崎市の行政を見て一番驚いたのは、富川市の数倍の巨大な組織規模であり、（富川市は人口七八万人で公務員二千名、五局二室一事業所、五〇課の組織を持っている）行政が関わっている仕事の幅広さである。

川崎市の行政が担当している業務の中には、韓国であれば、民間がやっている分野も相当ある。医療、生涯学習、スポーツセンター、保育園などがそうだ。

韓国では、行政が関係しているとしても、実際の仕事は民間がやっていて、行政はその監督とか全体的な調整だけを行う場合が多い。

一方、川崎市では多くの分野で、市が出資して施設を作り、その運営は財団法人や民間に委託している。委託運営は、直接運営より自立性と独立性を確保するのが容易であると言われる。しかし、お金と人が関わっている限り、その本質は行政であるため、行政としての制約から自由にはなれないと思う。

川崎市が民間と関わる仕事のやり方を見ると、行政が強調している「市民の時代」は、民間に任せて民間が主体になるという意味より、行政が仕事の主導権を握って行こうという発想を感じる。この根底には、民間独自で仕事をやるのはまだ早いとか、行政が民間に関与したいという思惑が潜んでいるのではないか。別の視点でみると、

日本では国から地方への分権が進んでいることに比べ、行政から民間への分権はやや足りないような気がする。

ところが、一度公共の領域に入ってしまったと、それを民間のものに戻すのはなかなか難しい。手に入れたことを失うのは誰にも簡単ではないだろう。しかし、厳しい財政状況や行政をめぐる複雑な環境変化の中で行政自身が生き残るためには、やはり今までのやり方、考え方に疑問を持って、振り向いてみるべきだと思う。

(2) 公益法人について

先ほど言ったとおり、川崎市では市の外郭団体（公益法人）が多い。これらは、市からの補助金と委託料や市職員の派遣というつながりがあるため、活動はこの制約の中で行うしかない。決められた範囲の中では自由があると言われているが、市民と接する現場としての現実感覚と行動力がうまく発揮できるかは疑問だ。現場のアイデアと声をもっと迅速に、そして自由に反映できればいいと思う。

ところで、川崎市では公共法人に対しての評価を自らやっている場合もあるそうだが、何でもそうだが、特に公共法人は市民の税金で作られた以上、お金を無駄にしてはいけない。このため、評価を通して仕事をきちんとやって来たかどうかを判断するべきだ。しかし、自分に対しては厳しくなれないから、自己評価では評価の役割を果たせない。外部の目が必要だと思う。

(3) 市職員の活躍

川崎市職員の活発な活動は何よりうらやましいところだ。様々な自主研修グループ

をはじめ、自分の業務に関する専門的な研究と研修、市民として地元での活動まで、決まった仕事以外のことに接する機会が多い。多様な活動を通して、個人の能力を育て自己実現の機会にもなるし、その人材が活用できると組織の能力も大きくなるだろう。特に若い職員達の活躍では行政を支える強い力を感じる。

自分以外のことに目を向けることには、個人の努力だけではなく、それを支援する環境の助けが必要だ。例えば韓国の場合、社会が全般的に競争が激しいため、しようとしてもなかなかできない。川崎市ではそのため配慮が進んでいると思う。しかし、職員達の活動の成果が組織の上の方まであまり届かないようにも見える。組織の底辺の活気が、内部の階段を上がるほどだんだんなくなってしまうのだ。職員の活動の成果や能力がもっと積極的に生かされて、市政の発展の原動力になることを望む。

国際交流とは、身近なところから

(1) 繰り返しされる悩み

この原稿を書くため、私は両市の前交流職員達を書いた文書をもう一度読んでみた。一体、何を書けば良いのか分からなかったからだ。

前任者たちが書いたものは、私も同感する内容が多い。両市の紹介をはじめ、印象的だったことから、お互いに学ぶべきことや、両市の交流の現状と問題点、これから歩いて行くべき方向に至るまで、私が書きたいと思うほとんどの内容が既に載っていた。それを読んで、私の考えが一人だけのことはなかったという嬉しさもあった。だが、

一方では、同じ悩みや問題点が相変わらず繰り返されながら、今日にも残っているという意味でもあるため、その理由を私なりに考えてみたいと思う。

(2) 身近なところから始まる交流

人間の理解は、自分が知っている範囲の中に限定される。情報がいくらあっても、自分が知らない限りでは単なる知識に過ぎない。自分とは関係ない別個のことだし、何かのきっかけがあると視野の中に入るようになる。情報を受け入れて理解を広げる心の用意ができるのだ。私の場合も韓国を知る人と知らない人、興味を持っている人と無関心な人との差があまりにも大きいのにびっくりした。

ちなみに、意外だが、我々は相手の国や都市などに、もう知っていると思っっていることを実は知らなかったり、一見「くだらない」とも思える細かいことに余計に関心があったりする。これらを見ると、国際交流という雄大な言葉も身近なところから始まるのだ。偉い人との出会いも重要だが、固い礼儀などはあまり気にしないで、会って、素直に話し合えることこそ本場の交流ではないかと思う。公式的で専門的な議論とともに、個人対個人の付き合いから始めてお互いに関心を持つようになるのが交流の第一歩になる。その小さな関心が広がって、両市の交流もだんだん進んで行くのだろう。

交流職員として、“国際交流の架け橋”まではできないかも知れないけど、両市の存在と様子を知らせたり、色々つながりを作ったりして、身近な交流のきっかけがたくさんできるようにがんばりたいと思う。

(3) 歴史認識と交流

アメリカテロ事件のせいでいきなり関心が他へと向いてしまったが、昨年前半の一番の話題は、日本の新しい歴史教科書に関する問題だった。外では大騒ぎになったのに比べて、日本では非常に静かだったのも印象的だったが、私は日本人、特に若い人たちの近代史に関しての知識がほとんどなくて、その内容もアジアの他の国とずいぶん違っているのを知って驚いた。実際に会って話してみると、このような日本の教育の現実を心配している日本人が多いのに、これが現実を変える力にならない理由はなぜなのか、気になる。

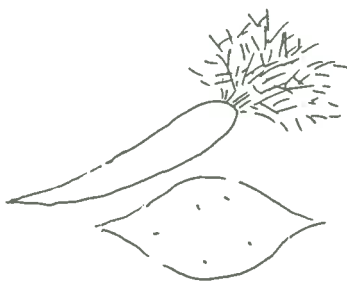
去年あった一連の問題は、他の国のためではなく日本の未来、日本の次世代に関わる問題だからこそ日本人が真剣に考えてほしい。もちろん歴史史というのはいずれも様々な観点と解釈が存在するものだから、皆が同じ認識を持つのは不可能だろう。だが、解釈の対象になる事実が多様性が認められないものだ。日本がアジアの一員として外と交流するためには、周りと共通の歴史認識を持つのがもっとも重要な鍵だと思う。

違いの受け入れ方

日本にいた一年間、私の一番の悩みは、韓国と日本の違いをどのように受け入れるか、私と日本人の違いを周りの人にどう受け入れてもらうかであった。私も日本人も、両方とも頭で想像した知識と実際に会って見た印象がずいぶん違うところから戸惑いを感じたのだろう。

他人、特に外国人が単なるお客さんではなく、自分の身の周りで生活するとか、自分と何らかの関係ができると、今まではあまり気にしなかった違いが自分の利害と絡んで、大きな問題となって来る場合がある。さらに、我々は違いを優勢として考える場合が多い。違いを横にして見るのではなく縦にして見るのだ。違いは当たり前のことだと知っているのに、自分、または自分達との違いはまず違和感として感じられるため、自分と等しく認めるのはなかなか難しい。

違いを「悪い」または「正しくない」という意味ではなく、「異なる」の意味として受け入れるためには、違いができた理由とか背景を知った上で、理解するべきだと思う。交流職員としての一年間だけではなく、これをきっかけにして両市と両国のことをもっと勉強しながらお互いの鏡になる交流を進めて行きたい。



災害ボランティアと コーディネーターの育成

川崎・災害ボランティアネットワーク会議代表

植山利昭

阪神・淡路大震災から七年が過ぎ去った。未曾有の犠牲を払って、今もなお我々に問いかけてくる。我々、「川崎・災害ボランティアネットワーク会議」の結成も、(財)川崎ボランティアセンターで、それぞれの分野で活動していた各個人が集まって、「神戸の教訓を、川崎のまちづくりを生かそう」を合い言葉に、支援活動と勉強会をはじめたことにはじまる。このことは、それまでの活動をあらためて問い直し、行政や既存の組織、また、大都市の生活様式など、従来のままでは決して解決できない課題を突きつけた。神戸の惨状は、同規模の川崎にとっても大きな教訓を覚えてくれているのではない。また、国内外であいつく災害を考える中にも、現代社会の病理がますます鮮明になってくる。またこの時期、阪神・淡路大震災をいろいろな角度から捉え直す試みがなされており、市民側からの取り組みが重要だと思われた。

●阪神・淡路大震災がきっかけしたこと

野放し状態のままの都市計画や秩序、弱者切り捨ての政策が、ますます被害を大きくしたことは、指摘を待つまでもない。かつては、「神戸株式会社」とまで言われ、最先頭を走ってきたかのようにいわれた。神戸がである。特に、都市化が進んだ地域で、密集地に被害が集中、例えば、東灘区や長田区など。また、被害者の多くは、六〇歳以上の人たちであったように、また、その後の孤独死に顕著になった、高齢社会に確実に向かっていること、など。多くの都市問題が露呈された。そして、「災害弱者」という言葉が、このころからよく聞かれるようになったことも特筆され、現代社会の病理も露呈した。

また、多くのボランティアが駆けつけたにもかかわらず、従来の組織はほとんど何もできなかった。特に、ボランティア元年といわれ、のべ百数十人のボランティアが駆けつけたといわれている。しかし、その多くの善意が決して全部実ったわけではないことも反省点になってお

り、ボランティアコーディネーターの育成の重要性が論議され、多くの自治体では、実行されてきた。しかし、多くの経験を積んだ今では、その質を問う問題点も明らかになってきた。

しかし、こういった災害の混乱した状態にあっても、数万人にもわたる人々が、お互いに助け合い、助かったことがいわれている。ちなみに、制服組で助けた人は、数千人といわれており、そのことが、発災時の市民間の助け合いの重要性を明確に示している。実際、長田区内の真野地区(震災の記憶と復興への歩み)に詳しい)をはじめ、いくつもの地区でも、すばらしい地域住民同士の、またボランティアとの協力が明らかにされ、いかに地域のコミュニティが大切かが検証されている。この「助け合い」の芽と内実を私たちは大事に育てていかななくてはならない。それが、復興期にあってもいかに大切かが、至る所で触れられるようになってきた。

そこで地元神戸では、災害に強い街づくりに向けて、市民側から、今までの取り組みを更に一歩前に進めようと、「市民社会をつくる」震災後KOB E発アクシヨンプラン(震災復興市民検証委員会)が発行され、行動計画を提案している。中では、震災で明らかになった問題点を分析、一〇の視点を提案。基本的には、現場からの発想、新しい市民社会を、担い手はだれか、の三点から考えるところである。要は「被災地責任」と言う言葉でわかるように、神戸からの苦い経験の教訓と検証の成果である。こういった市民サイドの発信にもかかわらず、行政サイ

ドの取り組みは、あいも変わらない箱モノ行政そのものがまだ続いている。

●災害ボランティアと コーディネーターの育成

最初、私たちは、阪神・淡路大震災の丁度一年前、同規模のロスのノースリッジ地震での、ボランティアの活躍やロス市当局の取り組みに大きな関心を持ち、資料を取り寄せ、勉強会を開催した。それを基盤にして、コーディネーター養成のカリキュラムを作成、川崎にも縁が深い、大阪市立大学助教授の小澤氏監修のもと、テキストを作成した。そのテキストを使用しての講座も、(財)川崎ボランティアセンター主催で、のべ二百人の受講者を超えた。また、神奈川県災害ボランティアネットワークも結成され、県内各地八カ所(川崎、横浜、横須賀、小田原、相模原、大和、鎌倉、海老名)の地区に地域ネットワークが出来るまでになってきた。相互の連携や地域住民をまきこんだ訓練・シミュレーションも重ねられつつある。また、その参加者の中から、県サポートセンターが、災害時のボランティア支援センターになるということで、そこでの中心メンバー(専門家)づくりと、シミュレーションを繰り返している。

また全国的にも、各地で、災害ボランティアネットワークが結成され、コーディネーターの育成事業が盛んになってきた。その中でも、市民サイドからの全国ネットワークが、神戸のNGOを中心に、阪神・淡路大震災以降の各災害にコーディネーターを送り、地元の人達との連携を模索し、大きな成果をもたらしている。ここでも

神戸の教訓は活かされ、「震災がつなぐ全国ネット」のように、全国各地の被災地のネットをつくり、どこで、災害が起ころうとも連携ができるように、体勢を整えつつある。また、毎年二回の全国大会を各地で持ち回り、結束を固め、検証を蓄積し、提言作業を進めている。

●今後の課題

我々のコーディネーター養成講座では、数年間にわたり二百人を越える修了者を出してきた。講座を受けた後も、夏と冬の二回、多摩川河川敷などでのレベルアップの訓練を実施するなど、場の提供を心



▲力を合わせて負傷者を搬送

▶人がには精神的なケアも重要
緊張感の中にも笑顔を

▼状況に応じたロープの結び方を練習



がけてきた。しかし現実には、再度レベルアップ訓練に参加する人が、少ないのが

悩みである。

また多くの自治体でも、これまでコーディネーター養成講座を実施してきた。しかし、多くの災害経験を積んだ今では、その質を問う問題点も明らかになってきた。いわゆる、多くのマニュアル人間をつくることになったり、登録制などに象徴的な、指示待ち人間であったり、コーディネーターとしての欠点があることも指摘されてきた。つまり、「一回きりで、何か資格でも取るという感覚を持って参加している」ということであろう。

「神戸の教訓」で始まった、災害ボランティアコーディネーター養成講座も数年を経て、都市問題、高齢化社会、「災害弱者」などなど、いろいろな問題点が鮮明になってきた。そして、防災ということも大切だが、もっと危機管理の問題に真正面から取り組まなければならないことも分かった。その意味では、行政との連携や、地域住民の連携の大切さ、また、従来の自主防災組織など神戸市で問われた反省点など、解決しなければならぬ問題も明らかになってきた。しかし、それらへの対応も実際の訓練で積み重ねていく中でしか取り組めないこともはっきりしてきたと思う。

そこで、行政や企業のほうも、「神戸の失敗」を反省し、都市計画や、ハード面での反省点をもっとオープンにして情報公開すると共に、市民と共有する姿勢をもっと大切にするように提案し、協働で「災害を迎え撃つ体制」づくりへと向う必要があるといえよう。

今や曲がりなりにもNPO法が成立し、市民活動・ボランティア活動も定着しつ

つあるが、特に大都市地域における、市民同士のコミュニティがいかに大変か、またそれに比べられない従来の組織とどう折り合いをつけていくのかなど課題は山積している。

私は、行政との連携はもろろんのこと、定期的な災害ボランティアコーディネーター養成講座を、更に内容を充実化させることと、実地訓練は不可避だということとを徹底していきたい。コーディネーターとしての資質づくりとして、総合的な訓練を実施する内容として、初期消火、救急法、けが人の運搬、心のケア、インターネットや無線などの情報の扱い方、前線基地・後方基地の建設、行政当局との連携など、グローバルなカリキュラムになるように心がけ、しかも大切なこととして、災害時に、この川崎から、コーディネーターとして現地で学ばせてもらうという姿勢を是非取り入れたい。それに向けて、いかに多くの人材を発掘、育成出来るかに、重点を移していきたい。

震災に問われた「災害に打ち勝つ街づくり」は、官民の連携なしには出来ないことである。そのことを肝に銘じて、二度と失敗を繰り返さないようにし、神戸の検証と教訓をこれからも忘れずに活かしていきたいと思う。

(川崎・災害ボランティアネットワーク会議代表／川崎防災ボランティアネットワーク副代表(事務局)・(財)川崎ボランティアセンター)／神奈川災害ボランティアネットワーク 副代表)

川崎区における エコマネーの取り組み

福ふくクラブ代表 池田ハルミ

世界に広がる経済状況の大きな変化にともない昨今、地域通貨が話題となっています。諸外国では不安定な国家通貨の代替として使用する地域もあります。日本では、広義の地域通貨の中で特に「エコマネー」とよばれるものが、希薄になりつつあるといわれる地域の中での人と人との交流を活性化させるための手段として注目を集めています。ここではコミュニティ再生の可能性としてのエコマネーを、川崎区での実験とともに紹介します。

●エコマネーとは

日本でのエコマネーの提唱者である加藤敏春氏は著書の中で、「お金ではあらわせない『善意』の価値を交換するあたたかいお金」と述べています。環境、教育、文化、福祉など既存の通貨体系の中で評価することが困難な活動を、地域の人々が、かかわりの中で生まれる感謝の気持ちなど金銭的価値で計ることができないものに対し、「円」ではなく「エコマネー」を渡します。既存の国家通貨は市場

原理の中で蓄財と投資により価値が発生し変動しますが、エコマネーにはそうした通貨としての価値と変動はありません。言い換えればエコマネーは蓄えていても利息が発生することもなく多くを所持することに意味がないのです。エコマネーはそれを使用することによって初めて価値が生まれます。具体的な使用に際しては参加者の「できること・してほしいことリスト」を作成し、参加者同士が積極的に「できること」を申し出、「してほしいこと」を依頼します。その感謝の気持ちの媒介としてエコマネーを交換する。エコマネー自体に価値が存在しないため、参加者同士の関係は経済の中に組み込まれることなく、純粋に人間関係を形成する第一歩となります。こうした考えの下に、北海道栗山町を始め東京、千葉、神奈川県でも大和市、藤沢市、横浜市など一

●川崎区における実験

二〇〇〇年年頭に川崎区政推進課の

呼びかけで、地域のボランティア団体の代表約二〇名が集まりました。当初の目的は、宮前区の有志が発行した「介護サービス利用のためのガイドブック『タッチ』」のようなものを川崎区で作ることでありました。これは大師第3まちづくりクラブで提案があり、川崎区全体で取り組みたいと区政推進課が考えたようです。集まった代表は「ボランティアネット」という形で実現しようとして話し合いを進めました。ボランティアとは何かを話し合うにつれ、ボランティアは高齢者、弱者だけを対象にしたものではないという考えにいたりました。ボランティア活動を狭い意味に限定する必要はありません。福祉に限らず、文化、芸術、環境、教育、人権など、あらゆる分野で活動する団体がある。団体といっても多人数ではなく、小人数、一人で活動しているものもあります。現在はボランティアを行っていない人も、機会さえあれば何かをしたい参加したいと考えている人もいます。こうした話し合いの結果をもとに市政だより区版でボランティアの情報を公募しましたが、数件の問い合わせにとどまりました。

活動を見直さなければならなくなったときに、「政策課題研修」でエコマネーの研究を行った区政推進課職員の内容を知りました。エコマネーが、対象・内容を限定しないボランティアの輪の構想を実現するうえで有効な手段となると考え、私たちがエコマネーを理解し活用しようということになりました。「政策課題研修発表会」に参加することから始まり、インターネットでの情報収集。その過程で全

国の、エコマネーを実践する団体が集まる「エコマネー・ネットワーク」の存在を知りました。早速エコマネー・ネットワークの勉強会に参加し、エコマネー勉強会を発足。北海道栗山町の実践に習い、実験という形で実行に移すことにしました。

実験にあたり目標として「コミュニティの再構築」をテーマにしました。昔のご近所づきあいのような人間関係を取り戻したい。そうしたコミュニティの中では、声高にボランティアと呼ばなくても自然な助け合いが生まれるに違いないと考えたからです。

はじめに重要となったのはエコマネーの広報です。私たちメンバー自身、数カ月前までは存在すら知らなかった、エコマネーというものを多くの人に知ってもらうなければなりません。次の段階は運用のルールを決めることでした。「できること・してほしいことリスト」の形式など、他の多くの事例を参考に第一回実験でのルールが決まりました。エコマネーの名称は「福」になりました。「福をもらう」「福を交換」、いかにも幸せそうで遊び心のあるこの名称は全会一致で決められ、それにならいいリストも「福ふく帳」としました。単位は大福（二時間程度のサービズ）、中福（三〇分程度）、小福（二五分程度）とし、金銭を意識させる数字を、なくしました。最後まで議論されたのは活動範囲についてでした。川崎区全体から、一町内、中学校区、大師・中央などの地区ごとなどの意見がありましたが、実験として地域を限定せずに始めることにしました。

●実験

二〇〇〇年一月教育文化会館で「エコマネーってなあに」を開催。エコマネー・ネットワークから中山事務局長さんにお越しいただき、寸劇なども交えてエコマネーについて説明をしました。同時にともに活動するメンバーの募集も行いました。団体名称を「川崎区エコマネー研究会」に改称、さらにメンバーを公募し、中央、田島、大師の各地区でエコマネーゲームや寸劇により説明会を行いました。同時に実験参加者を募りました。実験期間を七月八日から九月三〇日までとし、実験を開始しました。

個人のスペースの無償提供を受け、三カ所の事務局を設けました。

- 1 ハナさんハウス 渡田新町（ボランティアの拠点）
- 2 魚利ストアー内空き店舗 追分町（情報プラザ）
- 3 ムトウギヤラリー 観音（絵手紙ギヤラリー）

事務局では、交代で相談、問い合わせ、申し込み受付などの対応を行いました。それぞれの事務局で一回ずつ交流会も行いました。自己紹介から始まり、してほしいこととできることのやりとり、福の交換が活発になされました。三回目の交流会は「持ち寄りパーティー」になり、それぞれ自慢の料理でテーブルが埋め尽くされ、エコマネーの仲間という、まさに新しいコミュニティ誕生を実感しました。

●実験結果の分析

参加者…八一人（研究会員…三七％、説明会で参加…三一％、実験開始後参

表1 参加者内訳

年代	人数			割合 (%)
	合計	男	女	
0	1		1	1.2
10	2		2	2.5
20	15	8	7	18.5
30	8	3	5	9.9
40	10	5	5	12.3
50	15	5	10	18.6
60	20	6	14	24.7
70	8	6	2	9.9
80	1	1		1.2
無回答	1		1	1.2
合計	81	34	47	100.0



自己紹介をかねた交流会のようす（平成13年8月25日）

加…三二％）うち女性五八％、男性四二％、年齢は五十八歳代と幅広い参加がありました（表1）。参加者の在住地域は区内が八二・七％であり、市内全域の合計が八八・七％。一方で市外からの参加が一四・九％であることから、エコマネーへの関心の高さがうかがわれます。福の交換は一人平均四・〇回、二・九人の人と交換を行っていました。福交換のべ回数三八〇回のうち交流会での交換は五二％に過ぎず、四八％は福ふく帳を見て会員間で個々に交換したものです。終了後に行ったアンケートでは、多くの参加者が「知らない人と交流ができた」「知り合いが増えた」「地域の一員である

という自覚が持てた」と答え、「連絡の取れる人が見つかり心強い」と答えた高齢者もあり、初期の目的は達成されたと思われまます。加えて「自分の視野が広がった」という答えもあり、エコマネーの持つ大きな可能性が伺えます。一方で、実験段階とはいえ期間が短すぎて活用しきれなかったという意見も多く寄せられました。さらに「川崎区のホームページが利用できないか」「より便利な事務局のあり方があるのではないか」など、建設的意見も多く寄せられました。アンケートの最後の設問、「次回も参加しますか？」の問いでほぼ全員が「参加する」と答えたことがなによりも、エコマネーの有利用と実験の成功を物語っています。

今回の第一次実験の報告会が二月六日に労働会館で行われ、さらに研究会は二〇〇二年三月一日から九月三〇日まで第二次実験を行なっています。一次実験の内容を踏まえ、次回の実験では物との交換（趣味の作品、リサイクル品など）、団体での参加など実験に加えてみました。コミュニティ再構築は、何を持って達成されたのかはつきりと目に見えるものではないかもしれませんが、参加者同士の生き生きとした関わりを見て、エコマネーがその一端を担っていると確信しました。地域の中で誰もが心地よい人間関係に囲まれて、助け合いのところで安心して暮らせる街の実現を願って、今後もエコマネー「福」を広めていきたいと思います。

参考

加藤敬春（編著）2001 あたたいお金「エコマネー」O&Aでわかるエコマネーの使い方 日本教文社

ふれあい収集の取り組みについて

環境局収集計画課 増田巨宏

川崎市では、高齢化社会に対応した市民サービスの一環として、平成一二年四月一日から家庭系ごみの「ふれあい収集」を実施している。

ごみの収集は原則として「屋外の一定の場所に持ち出された物」を収集することとしているが、高齢化社会への移行と都市の住宅事情の変化や核家族化の進行などに伴い、高齢者や障害者にとっては、ごみの持ち出しが困難な状況が見られるようになってきている。

ふれあい収集とは、このような状況を背景として、身近な人などの協力が得られず、自分で一定の場所までごみを持ち出すことができない一人暮らしの高齢者や障害者を対象に、普通ごみ・資源ごみについては対象者宅の玄関先等から、粗大ごみについては対象者宅の屋内から持ち出して収集する新たな制度のことをいう。

県内では平成一三年一月から藤沢市が、平成一四年二月から鎌倉市が相次いで安否の確認を取り入れた「ふれあい収

集」を実施するなどの広がりを見せている。

●現場での取り組み

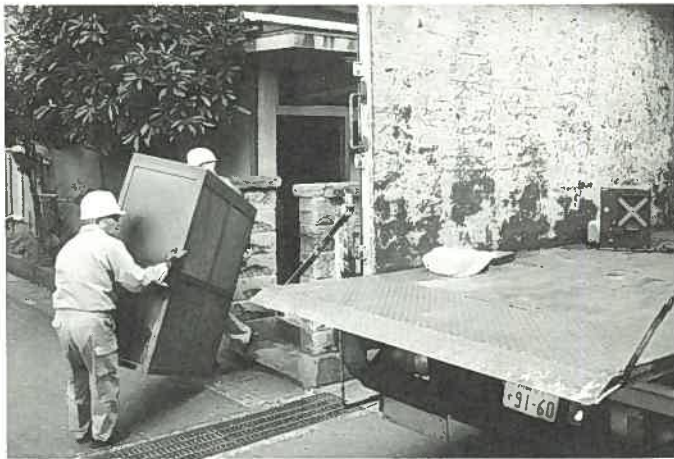
ふれあい収集がスタートしてすでに二年が経過しており、以下ではこの間の現場での取り組み状況について報告する。

ふれあい収集がスタートした当初は、制度に対する関心の高さからか申し込みや問い合わせが幾分多かつたように思えるが、その後は多少の増減はあるもののほぼ一定に推移している。問い合わせの多くは、ふれあい収集の対象や実施方法などに関する内容に集中している。また、市民の日常生活に密接した通常のごみの収集に加え、新たに市民と直接的な触れ合いのあるこの取り組みに対し、市民は大きな期待を寄せており、今のところ非常に好評であると受け止めている。

生活環境事業所では、申し込みに基づいて収集現場の状況調査を行い、ごみの持ち出し方法等について調整している。これは、単に収集曜日、収集場所及び収

集方法等についての調整だけに止まらず、電話でのやり取りでは分からない本人の健康状態などを把握するうえでも重要な作業の一つである。

ある生活環境事業所で収集現場の状況調査を行ったときのことである。いつものように、申し込みに基づいて申込者を訪ねてみると、ふれあい収集の対象を身な人などの協力が得られず、自ら一定の場所までごみを持ち出すことができない、①寝たきりや痴呆症などにより、介護を必要とする要介護者や自由な行動が困難な人で、六五歳以上の一人暮らしの高齢者、②一人暮らしの障害者であり、双方とも同居する家族がいる場合であっても、同居者が高齢者や虚弱者及び年少者等で、ごみを一定の場所まで持ち出すことができない場合としていたのに対し



ふれあい収集 対象者宅から粗大ごみを運び出す

て、見た目にも元気そうな人で驚かされたことがあったとのことである。

収集作業については、普通ごみ・資源ごみは、収集車両が通行可能な地域では、対象者宅の玄関先等から収集することになるが、収集車両の通行が困難な狭隘地域等では、対象者宅の玄関先等に出されたごみを持ち出して収集している状況である。一方、粗大ごみについては、集合住宅等で対象者が屋内から粗大ごみを持ち出すことができる場合には、対象者宅の玄関先等から収集することとしているが、その大半が対象者宅の屋内から粗大ごみを持ち出して収集している状況である。特に、屋内での作業は、馴れない作業に加え、単に粗大ごみを持ち出すだけではなく、家財や家を傷つけてしまわないよう細心の注意を払い作業を行っている。

以前、宮前区内のある対象者の粗大ごみの収集作業に立ち会ったときのことである。この方は、二階建ての一軒家に独りでお住まいの七五歳の女性であった。聞くところによれば、身近に頼める人がいないため、生活環境事業所へ相談を持ち掛けたところ、ふれあい収集の制度を知ったとのことである。収集作業は、タンス、テーブル、イスなど数点の粗大ごみを二階から下ろし、持ち出す作業であった。重たい粗大ごみを持って、何度も階段を下りる姿に作業員の苦勞を感じた瞬間であった。

ふれあい収集は、普段の収集作業の流れの中に取り込んで行っているため、作業員には多少なりとも負担がかかっているのも事実である。しかしながら、制度

に対する職員の反応は、ふれあい収集がスタートした当初は馴れない作業で戸惑いもあったようだが、現在は、やり甲斐のあるものと捉え、意欲的に取り組んでいるように受け取れる。

広報活動については、リーフレットによる周知をはじめ、市インターネットホームページへの掲載や廃棄物減量指導員連絡協議会での説明など様々な普及啓発に務め、市民に広く周知しているところである。

●おわりに
二十一世紀を迎え、さらに少子・高齢化

現場の目②

市場で発生するゴミを減量しよう

「市場で発生するゴミを減量しよう。」それが出発点となった。平成二十一年一月から事業系ゴミ(事業系一般廃棄物)の手数料値上げが予定されているという背景はあったが、大量にゴミを排出する事業所として、少しでもそのゴミを減量しようとの取り組みが北部市場管理課及び市場協会「総合ごみ処理委員会」で検討

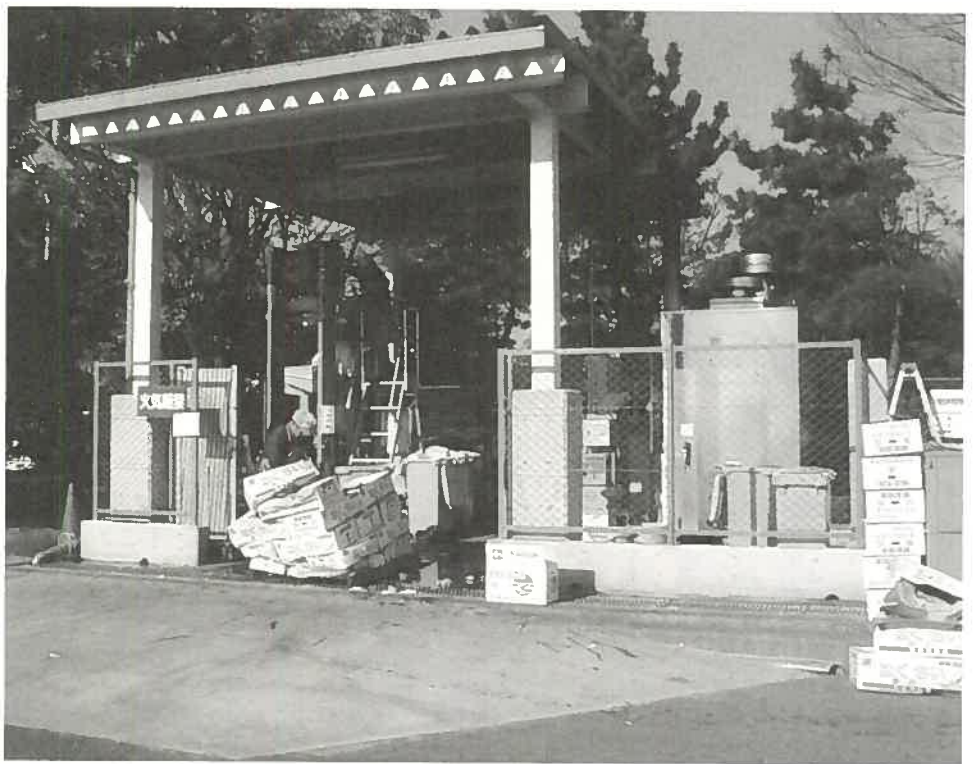
が進むにつれて、今後一層ふれあい収集の重要性が浮き彫りになってくると同時に、その果たすべき役割は非常に大きなものとなるだろう。また、この取り組みに限らず、今後も市民ニーズや社会情勢の変化に対応した廃棄物行政を積極的かつ的確に展開していくことが求められるといえよう。

「ふれあい収集」は、今日の社会情勢を反映したきめ細かい市民サービスではあるが、個人的には、ゆとりある社会が形成され、家族や近隣住民がともに助け合い、行政主導の施策に頼らない地域社会になることを望んでやまない。

経済局北部市場市場経営課主任

松尾修一

されていた。中央卸売市場北部市場としてのゴミのリサイクルへの取り組みはかき以前から積極的に行われており、発泡スチロール、木箱、段ボール、魚腸骨などがその対象となっている。そのような状況のもと生ゴミについては新たにリサイクルも含めて対応を検討することになり、市場経営課を中心に管理課も含め



生ゴミ処理場の全景 左側に破碎機、右側に乾燥機を配置

八名の研究プロジェクトを結成した。業界の提案もあり肥料化を目標とし、その肥料を生産者に提供することでリサイクルを図り、同時に北部市場への出荷を促進するという計画でスタートすることになった。

宮前区水沢にある川崎市中央卸売市場北部市場は青果・水産・花きの三部門を持つ総合卸売市場として昭和五十七年七月一日にオープン。東急東横線以北の市北

部と横浜市北部四区を供給圏として年間約八・八億円、約一・六万八、〇〇〇トン(平成二十一年度)の生鮮食品等を扱っている。この市場から出される一般ゴミの量は一日平均約一・三トン(平成二十一年度)そのうち約五〇%を占めるといわれるのが生ゴミであった。その中心となるのは、青果部門から出る野菜・果実であり、多くは市場への出荷時点ですでに「品痛み」が発生したものや市場内で皮むきや袋詰

等加工された残さなどである。また、処理量については、おりから「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）の平成一三年四月からの施行が予定されており、これへの対応（五年で二〇％の削減）も考慮して一日約一トンの処理を目標とし将来の全量処理も視野に入れて、実験的に行っていくこととした。

機種選定に入る前に、まず生ゴミの処理について初歩から勉強することになった。すでに近隣の市場で生ゴミ処理を行っている市場があると聞き視察をおこなった。ここでは、野菜・果物の生ゴミを微生物処理によりコンポスト化し、肥料会社に持ち込んでいる。実験的に行っているため、機械メーカーが全面的に協力し、市場から発生する様々な種類の生ゴミを処理していることであった。ちょうど大量のグレープフルーツを処理しており処理場周辺は甘い匂いが漂っていた。生ゴミ処理をしているとは思えなかった。食料品を扱う市場としては、臭気についても重要な要素であり腐敗臭などは極力抑える必要がある。市場開設者の説明では、一日八〇〇キログラムの生ゴミを処理しており約四分の一に圧縮し約二〇〇キログラムのコンポストになる。その中でいくつかの課題が出てきていたが、最大のものはコストの問題であった。現在は実験ということもあり一キログラム当たり約五〇円で処理を行っているが、実際の運用ではそれをはるかに上回ると想定され、負担を業界に求めることを前提で行うとともに事業化はできないとのことであった。

さらに環境展などに行つて生ゴミ処理の状況について調査を行った。生ゴミリサイクルの方法としては、大きく2種類に分けられる。

一つは、細菌や酵母など微生物を使って分解発酵させるもので微生物の種類や発酵方法の違いで非常に多くの方式が試作・開発されている。減容率の違いから、コンポスト化型と消滅型に分類できる。消滅型についても、定期的な菌床（おがくず、糠など）の交換があり、その菌床を肥料にできるのでリサイクルに位置付けた。このような技術は、長いものでも一〇年程度の歴史であり、最近になって大企業が環境事業として扱い始めたが、多くは中小のベンチャー的な企業が製品化しており実績も少ない。

もう一つは、燃料の使用により加熱乾燥させて減容し、肥料や飼料にリサイクルするものである。これは比較的大企業が研究開発しており、大量の生ゴミ処理に向いている。また、旧来の技術の応用であることから技術的な安定度は高い。これらの多くの方式から機種を選定することになるが、ここでいくつかの問題が表面化した。まず肥料化を目標にしているが、どの方式をとっても、この処理だけでは肥料として使用することができないのである。コンポストにしても乾燥にしても、生成物をさらに二次発酵させ熟成し、成分調整のため他の原料と混ぜることが必要となるのである。家庭で少量を処理し、花壇などで使用する程度ならば問題は起きないが、そのまま肥料として農地に入れると発酵熟成が十分ではないので発酵して土焼けが起きる。ま



乾燥処理後の生成物。肥料の中に土壌改良剤として混入される

た成分が偏っているため作物が育たないのである。二次発酵には二ヶ月から一年かかり、とても市場内で肥料化することはできない。また、生成物の受入についても、どの農家でも使用できるというものではなく肥料作りの技術がある農家に限られ、それも確実とはいえず、また受入量も安定的ではないことがわかってきた。つまり、受け入れ先がないと一年で二七〇トンの生ゴミを処理しても約二七トンから一三五トンのゴミを作りだしてしまうことになる。この段階になって市場で作った肥料を産地に送ろうという計画は断念せざるを得なくなった。そこで当市場に合った方式を選択するため条件を絞ることとなる。まず、機械設備だけではなく最終処理まで含めたトータルなシステムとして考える必要があった。またリサイクルの連鎖が確実なものを選ぶ必要がある。そしてシステム全体の運用でコストを考えることである。このよう

な新しい技術では未知数の部分もあり、結果として発生するかもしれない無駄な経費を少なくするため、初期の投資は必要最小限にとどめることとなった。また最終生成物の引取りまで含めたコストを算定することとした。

この他にも、生ゴミの分別にかかる経費、設置場所、周辺環境への影響、稼働実績、圧縮率などを細部に渡り検討し、現在のシステムを選定することとなった。このシステムは、乾燥型にあたり、前処理で分別・脱水したものを一〇から一二時間の灯油を使った加熱乾燥で約一分の一から二〇分の一に圧縮し、炭に近い状態にしてこれを肥料会社に売却する。ここでは土壌改良剤として他の肥料原料に混入、二次発酵させ肥料として製品化される。

稼働開始は平成一三年三月で現在約一〇ヶ月を経過している。今のところ大きな問題は出ていないが前処理の脱水が十分でなく、処理量が予定に達していないため破碎脱水機の改良中である。この方式では、土壌改良剤以外にもセメントや溶鉱炉の還元剤など工業材料としてのリサイクルも可能とのこと、現在メーカーで研究されている。

これらのプロジェクトを行ってきた感じるのは、リサイクルというのは焼却と比べて、まだまだコストがかかるということ、燃料の使用量の削減や、生成物の利用方法など微生物処理の方法も含めて技術的な進歩の余地がまだまだ多い分野であるということであり、今後の技術の進展に期待したい。

また、同時に管理課、業界が中心になって行ってきたゴミの減量作戦によって、市場全体から出るゴミの量が約五五％となり四割強の減量となっている。あらためてゴミを作らない、出さない工夫がリサイクルを考える前に必要であるということを考えさせられる結果となっている。

市政の正念場

読売新聞川崎支局
石橋和也

この原稿を執筆しているのは、阿部孝夫市長の就任から二か月余り過ぎた一月末。市政改革を旗印に当選した阿部市長だが、現時点では、改革への道筋はあまり具体化していない。ただ、原稿が載る四月までには新年度予算案発表や予算議会、市長就任後初となる定期の人事異動発令を終え、一定の体制が整うはずだ。阿部市政は、まさに四月以降の二〇〇二年度から本格始動することになる。阿部市長にとって、今年度は正念場だ。

例えば、長年懸案となっていた事業や計画の見直し一つとっても、就任後しばらくが勝負だ。政策的過ちを認めるといふ行為は、本来、行政が最も恐れ、苦手なものだが、政権交代時だけは例外。改革という大義名分を掲げ、失政の見直しに着手できる。

実際、高橋市政で行き詰まった事業を、阿部市長が大幅に見直し始めた例が、すでに出ている。例えば、岩手県東和町に計画された市民保養施設事業。一九九〇年に構想が浮上、用地も買収したが、とん挫し、これまでも中止を求めている意見

は出ていた。高橋前市長時代は、規模縮小を繰り返して問題を先送りし続けたが、阿部市長は早速、事業中止も含む見直しを始めた。

このように、阿部市長は当分の間、事業を「当たり前に」見直すだけで一定の評価を得られる。ただし、高橋市政の失政に、阿部市長が適確な対応策を打ち出せないまま「一定期間」が過ぎれば、いずれ、非難の矛先は阿部市長に向かうだろう。「一定期間」に明確な限度はないが、少なくとも、年度を通して市政の舵を取る今年度内には、改革の道筋と一定の成果を目に見える形で示す必要がある。同時に、今年度は、市職員にとっても正念場と言える。

川崎市では戦後、市役所出身の市長が続いた。特に、伊藤三郎、高橋清両市長の誕生と多選を根幹で支えたのは市職員労組。選挙支援を受けた市長は、労組に不利な改革に着手しづらい構造が生まれ、結果的に、市役所の合理化や効率化が遅れる弊害が続いた。

川崎記者クラブで、記者が市の問題点

を話し合うと、必ず「高い人件費こそ川崎市のガン」との指摘が出る。実際、二〇〇〇年度の普通会計決算で見ると、川崎市は、投資的経費比率の高さが一二政令市中最下位、扶助費、公債費比率も七位以下にも関わらず、人件費比率は最高位。川崎市の財政は、この高い人件費に、強く圧迫されている。さらに、字数不足ゆえ細かな説明は省くが、市直営の清掃、保育行政などの無駄の多さや、職員給与の高さも、常々批判の対象だ。

現在、全国的に、市町村合併や行政サービスの広域連携など、行政の効率化、スリム化に向けた模索が進んでいる。税収の大幅増が見込めない時代、住民サービスを維持・向上させるには、行政のコストダウンが不可避。不況下で苦しむ納税者も、行政の無駄を許すまい。人件費削減は、川崎市の行革の最大課題であることとを、職員一人一人が直視し、改善に向けて積極的に協力すべきだ。身内以外の市長が就任した一大転機に、しっかりと意識改革を図ってほしい。

二〇世紀の川崎市は、京浜工業地帯の中核都市として、日本の戦後復興と経済発展をリードしてきた。今年度は、走り出したばかりの二一世紀の行方を占う大切な時期だが、不況に悩む日本の再生に、川崎市が一役買えるかどうかは、まさに、この一年間にかかっているのではないか。一二七万人の市民を抱え、地理的条件などにも恵まれた川崎市は、全国に誇れる街としてさらに飛躍できる可能性を秘めているはず。川崎市の飛躍に向け、市長を含めた全職員が、一丸となって改革に取り組んでほしい。

一冊の本

池田香代子再話

C・ダグラス・ラミス 対訳

『世界がもし100人の村だったら』

二〇〇一年 マガジンハウス 八三八円十税



電子メールが世界中を駆け回る中でつくられた民話の話です。本屋で山積みになっていたので、手に取ってみた人も多いと思います。字は大きくて、数十分で読み終わってしまうものですが、短い文で読者に語りかけてくるような感じがしました。今、「新しい公共」というものが広く議論されており、インターネットの活用がこの構築に貢献するのではないかとはいわれています。個人的には、こんなことが可能なかと非常に疑問をもっていました。電子メールが世界中を駆けめぐらしてこんな民話が出てくる。この事実、インターネットが創り出す公共性もありえるのではないかと、そう思った一冊でした。

(総合企画局都市政策部 鈴木洋昌)

新ものづくり ベンチャーズ の時代

財団法人川崎市産業振興財団
産学連携推進課主任 櫻井 亨

今回の元氣企業では、厳しい不況の中にありながら、少数精鋭で着実に成長を遂げる計測機器の試作メーカー「テック電子工業(株)」と、次々とユニークな塗料を開発する「ナイトアルコン(株)」を紹介します。

波乱万丈を乗り越え…… 試作開発から製造まで一貫受託生産 「テック電子工業株式会社」

同社の歴史は岡崎久千氏が、友人と一献交わしながら、共同で設計試作会社を立ち上げる夢を語り会った日に始まる。これを夢では終わらせないと決意、会社設立の青写真を描き、大手計測器メーカーの購買担当責任者であった岡崎氏は、昭和四六年、友人より一足先に会社を退職、資金集めや仕事の受注先の確保など、会社設立準備に取り掛かった。そして、早くも計測器の製造の受注に成功、そのための工場の建設へとトントン拍子にことが進んでいくに思えた。

会社設立を目前に控え、これからというところで、その友人が経営に参加でき

ないと申し出てきた。退職を引き留められたのだ。共同で会社設立の夢が絶たれ、会社設立はとん挫、受注も中止に追い込まれてしまった。まさに、崖から突き落とされるのはこのことであろう。しかし、落胆していてもしょうがないと、知人のいる中堅計測器メーカーの(株)小野測器から試作品製作を請け負うことを売り込んだ。知人の後押しもあり、その(株)小野測器の工場内に机を一つ借りて、個人会社ながら東海電子製作所をスタートすることができた。

図面を睨みながら、デジタル計測器類の試作品の組み立てを始めることとなり、マラソンなどの陸上競技で使われるデジタル距離測定器なども、試作した一つである。仕事振りが評価され、机一つでは足りない仕事量となって、同年六月、実弟の和夫氏を誘い東京都大田区雪が谷に工場を設けることとなった。そこで、本格的に産業用測定機器類の試作製作を手掛けることとなった。

昭和四八年、電子錠の受注に成功、川崎市に工場を建設するべく用地を選定、五月には高津区子母口に工場建設を開始した。

しかし、オイルショックに見舞われ、建設資材が全く手に入らない事態が起きた。半年間、そこは更地のままでという状態が続く、工場建設と株式会社設立を目指していた岡崎社長の計算が大きく狂ってしまふこととなった。

年内の工場の完成は不可能となったものの、止むを得ず年の瀬が迫った一二月「テック電子工業株式会社」の設立を決断。翌年ようやく工場が完成。磐石の態

勢が整ったかに見えたが、とき既に遅しで、受注していた電子錠の納期に対応できないと受注を断念、またも崖っぷちに立たされた格好となった。工場内を隅々まで見渡せる「がらんどろ」状態の工場の中で岡崎氏は立ちつくすばかりであったという。

●試作開発から量産へ一貫体制

前進あるのみと、岡崎氏は(株)富士通ゼネラルへ受注を働きかけ、工場内のラインが何も無かったことも幸いし、カラーテレビの増産計画にタイミング良く乗ることができた。がらんどろの工場が一転、カラーテレビユニットの生産工場となり、活気に満ちた工場に生まれ変わった。カラーテレビのユニット生産をメインとして事業を拡大しつつ、計測器関係の試作も引き続き手掛けていた。カラーテレビ



の需要も一段落すると読んだ岡崎社長は、ゲーム機器分野に新たな市場があると、ゲーム機器メーカーの(株)タイトーと接触、昭和五三年には、「インベーダーゲーム」の生産を受託することとなり、本社隣に第二工場を建設し、日産五〇台のインベーダーゲームの製造を開始、社員四〇名へと増員させフル稼働で生産することとなった。

このインベーダーゲームが絶頂期を迎える最中、長続きしないと読んだ岡崎社長は、次の一手を探し求めていた。それは、これまで培った電子回路設計などの技術を活かして、試作開発から量産まで一貫して受注するという、EMS (Electronics Manufacturing Services) 電子機器装置の製造及び設計を請け負うサービス。委託製造専門会社」とも言える事業に相応しい案件を見つけることであつた。



そこで、電子計測分野に明るかったこともあり、リーダー電子㈱にそうした試作開発から量産まで一貫して対応することが可能であることをアブローチした。試作開発から量産へと一貫生産することにより、品質・納期もさることながら、コスト的に優れているということから、オーディオ機器メーカー向けの低周波発信器の受注を皮切りに、オシロスコープ（波形測定器）を受注、月産五〇〇台を生産、社員も五〇名に達するまで拡大した。

●新会社「アイ・テック電子」の設立

そこで、岡崎社長は、オシロスコープ部門の分社化を決意、昭和五九年、オシロスコープの部門責任者であった岩下氏を社長として送り出し、㈱アイ・テック電子を中原区井田に設立した。「私の目が行き届くのは二五名が限度、一〇〇名、二〇〇名と企業規模を拡大するのではなく、新しい事業が拡大すれば、そこで頑張っている者を社長として、新会社を設立します。」（岡崎社長）。

昭和六一年には、野川に工場を開設、その後ビニール傘、デパート向け買物袋、自動販売機などの開発製造を皮切りに、放送局向けの映像信号出力測定器（ウェーブフォームモニター）、デジタル放送用のデジタルフォームモニターの試作・開発製造を次々に手がけてきた。こうして、試作から量産へと一括受注する戦略（EMS）をとる当社は、納期、品質、技術力で海外とのコスト競争を勝ち抜いている。

これは、社員が単なる技術者で終わることなく、経営者として巣立って欲しいという岡崎社長の願いが浸透、社員一人

ひとりが経営感覚を持ち、現状に満足することなく常に新しいものへのチャレンジ精神と、度重なる苦難を跳ね返した岡崎社長のバイタリティが支えているものだ。現在、岡崎社長は慶應義塾大学等の研究者と、仲間の企業経営者とともに、研究開発コンソーシアムを立ち上げるべく大車輪の活躍を見せており、川崎発の産学連携から新たな息吹が生まれようとしている。

〈会社概要〉

会社名 テック電子工業株式会社
代表者 岡崎 久 千
所在地 本社工場
川崎市高津区子母口四三五
創業 一九七三年一月
資本金 二、〇〇〇万円
従業員 二〇名
TEL 〇四四―七五五―四五五―
FAX 〇四四―七七七―七四九三
URL <http://www.kawasaki.net.ne.jp/tech/>

石川県能登の荒波が生んだ…… 漆工芸から最先端の塗料メーカーへ ▼「ナイトアルコン株式会社」

同社の創設者内藤実氏は、戦前から漆の魅力に惹かれ、石川県輪島で漆塗の修行を積んだ経歴を持つ。漆に金箔を施す技法を考案、漆工芸作家として数々の賞を受賞するまでになり、小田原、鎌倉の向こうを張って、川崎で多摩工芸社を設立、昭和二十七年には内藤漆器工芸所と改め、皿、お盆、花瓶を制作していた。

国内だけでなく、漆の美しさを米国へと、漆工芸品を輸出。しかし、船便であったこともあり、輸出した皿やお盆の何点かが到着するころには熱などにより変形してしまおうという問題が起きた。そこで、素材としていた木材を断念、焼け野原に山積みされた戦闘機の翼を思い出し「これをなんとか使えないか」（内藤社長）。と、ジュラルミンでできた翼を溶かしアルミニウムを抽出、これをお皿やお盆として再生、米国へ輸出を開始した。

その頃、工業試験場に足しげく通いながらデッサンの勉強と漆合成樹脂の研究に励んでいた内藤氏のもとに、塗装の仕事が無い込むようになり、防衛庁から水筒などの指定品の塗装を受注するようになった。

●メタリック塗料「アルミニコンビネーション」の開発

昭和三五年、法人化、自動車部品や家電製品の塗装及び塗料づくりを本格的に開始した。温故知新ともいうべく、漆で培った技術を活かし、アルミを粉末化して塗料として活用することを考案した。

ついに、昭和三八年、塗料として商品化に成功、塗料の中に溶け込んでいる微細なアルミが、光に反射してキラキラと輝くという画期的な塗料で、アルミニコンビネーションの商品名で特許を取得した。今でいう「メタリック塗装」の草分け的な存在でもあり、現在も大手自動車メーカーに納入しつづけているロングセラー商品で、深みのある色合いは当社しかできない技術である。

昭和六二年、この商品名のアルミニコン

ビネーションに、「ナイト」（騎士）の称号を冠して、ナイトアルコンと社名を改めた。

特許はこれだけではない。「TSS粉末添加剤」という日米で特許を取得しているものもある。これはウレタン等からできた樹脂の粉末で、塗料等に混ぜることにより、美しい塗膜を形成できる商品である。これを添加することにより低粘性、耐薬品性、耐水性などを発揮し、顔料を加えることにより様々な色彩と、塗膜表面に皮革、ベッコウ、鱗の模様を表現することが可能となる画期的なもので、さらに、瞠目すべきは、この添加剤の製法である。シリコンやウレタン等からなる樹脂の液体をかき回すだけで、この粉末ができあがってしまうのである。加熱の必要が無く、薬品の類は一切使用せず、究極の無公害、省エネの工程を実現している。液体を攪拌するだけでサラサラの粉末が生み出されていく様は、トリックを見てるとしか言いようが無い。米国では特許申請から六ヶ月というスピードで認定され、日米で製法特許を取得しているのもうなずけるものだ。社長自身、化学式を覗みながら、本社奥の研究室で日夜実験を繰り返した成果が結実したものである。この粉末を利用して開発された「スベラナイト」は、雨でぬれると滑りやすくなるタイルなどの床面などに塗布することにより、滑り止め効果を発揮するというところで、建材メーカーからも反響を呼んでいるものである。

●波の花が生んだ発泡剤

平成八年に特許を取得した発泡剤があ

る。これも驚くべきことにウレタン等の樹脂を吹き付けると発泡してスポンジ上の塗膜が出来上がる。樹脂が発泡した小さな粒子内が真空状となっているため、断熱効果、防音、防振効果を生み出すという思わぬ性能を発揮し、住宅業界から注目を集めている。

さらに、発泡した塗布表面をスポンジ状ではなく、人間の肌のような触感に仕上げることや、艶やかな光沢を出すこともできる。

塗装面は硬いという塗装の固定観念を打ち砕く画期的なものである。

しかし、これを生み出すヒントは、思いもよらないところにあった。塗装を厚く塗ろうとすると、水が高いところから低いところへ流れるように液が垂れ、壁に厚く塗料を塗ることは難しい。また、室内で塗装すると臭いが出て、環境にも悪い。何か良い方法はないかと思案に暮れたとき、ふと思いついたのが、石川県輪島で見た「能登の冬の風物詩・波の花」であった。「岩肌へタツとくつつき、臭いもしない。なぜだろう」（内藤社長）と早速、輪島の荒磯に向かい、岩礁に繰り返し打ち砕ける波から生み出される波の花をつぶさに手に取った。（波の花とは、岩に強く打ち付けられた波の渦が、低温と海水中に浮遊するプランクトンの粘性によって、白い泡状に湧き立つ現象）そこで閃いた。

塗料に粘性を持たせ細かい泡状にしてくつつける。そうして生まれたのが「ホットエアスレイガン」と人肌のような弾力と塗装面を持つ「ハダナール」という発泡剤である。

いずれも特許を取得しているものであるが、ホットエアスプレイガンは、内部の特殊な構造で泡沫状の塗装を生み出す装置である。塗装方法を一変させるものとして、平成一三年一月に開催された「第一回かわさき起業家選抜ビジネス・アイデア市場・奨励賞（川崎市産業振興財団主催）」を獲得した優れたもので、内外から注目を集めている。

漆から始まった当社の色「創り」は、アルミコンベネーション、発泡塗料など、常に塗料の先端を切り開いてきた。

温故知新から次々とアイデアを生み出す内藤社長と、製品化にこぎつけるまで、飽くなき挑戦を続ける社員たちの存在は、業界のバイオニアとして、ひとときを輝いている。



＜会社概要＞

会社名 ナイトアルコン株式会社
所在地 本社工場 川崎市中原区下小田
創業 中一―一八―一二
一九五二年一月
資本金 六、一五〇万円
代表者 代表取締役 内藤 実
従業員 一五名
TEL (〇四四)―七六六―七三三二
FAX (〇四四)―七六六―五三九〇
URL <http://www.navida.ne.jp/k-model/naicon.html>



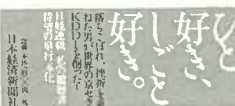
一冊の本

稲盛和夫 著

『ガキの自叙伝』

二〇〇二年 日本経済新聞社 本体一四〇〇円

ガキの自叙伝



現京セラ名誉会長、KDDI最高顧問である著者の自伝。『波瀾万丈の人生、どんな苦難や逆境に遭遇しようと、恨まず、嘆かず、腐らず、明るくポジティブに人生を受けとめ、素直に努力をすればよい。どんな運命に対しても、感謝の念を持ち前向きに生きていくなら、道は必ず開けていくものだ。』成功している時にこそ従業員、家族、支援してくれた人に感謝をし、逆境を教訓と捉えてきた著者の生き方に触れ、信念を持つて一つのことに取り組むことの素晴らしさ、またそれは素晴らしい人との出会いに感謝してのことなのだ、と気付かされた一冊です。

（経済局企画課 浅川紀子）

「統計情報検索システム」による

「統計情報検索システム」による

新たな統計情報の提供手法について

総合企画局統計情報課

土谷 豊

いよいよ「統計情報検索システム」がインターネット上でサービスを開始します。「統計情報検索システム」は、総務局情報管理部システム企画課、市民局広報部広報課及び総合企画局企画部統計情報課が中心となって昨年度から検討を重ねてきた電子市役所構想における電子資料室の整備の一環として開発されたものです。電子資料室は川崎市の刊行物、パンフレット及びリーフレット等の市政資料と統計情報の提供が大きな柱となっており、その大きな柱のひとつである統計データの整備・提供を当該システムが担っています。

それでは、これより「統計情報検索システム」の今までの取り組み状況や基本的な考え方、そして今後の課題等について述べていきたいと思います。

統計情報検索システムができるまで

「統計情報検索システム」の開発は、

平成九年に総合企画局内で「統計情報あり方研究会」が発足し、その後全庁的な協力体制が不可欠ということから「統計データ有効活用検討委員会」（以下「委員会」という）が庁内に発足したことに起因します。この委員会の活動目的は、統計情報の共有化を促進し、統計を作る側と利用する側の意思疎通を図り、統計情報が政策立案や政策評価等に有効に利用されるよう検討することでした。また、今までの「統計」が庁内外において十分に活用されていないとの反省から「統計」を「情報」として生かすにはどうしたら良いかという観点からも検討を行いました。早速第一回目の会議から、庁内の統計情報についてその内容と所在を整理した「統計情報インデックス」の作成と、これらの情報をデータベース化し容易に検索できるコンピュータ・システム（統計情報インデックス・データベース）の構築の必要性が議論されました。その後、委員会内で検討を重ね、「統計情報インデックス」の表章項目等が決定し、各局（室）区から登録するデータが数多く寄せられました。

統計情報課では平成一〇年度より統計情報の磁気化と共有化を推進していたため、各局（室）区から寄せられたデータはMicrosoft Accessというソフトを用いて管理していました。しかし、庁内にまだPCが十分に整備されていなかったことやこのソフトがネットワーク上でのデータ共有に不向きだったことから、「統計情報インデックス」の初版は旧態依然の冊子による刊行となり、庁内の情報の共有化は遅れる結果となってしまいました。

また、平成一一年度には情報の追加・更新の照会を各局（室）区に依頼し、新規及び変更されたデータがその時に寄せられましたが、ネットワーク上にデータベースを構築する予算がつかなかったことなどから、Accessにて整理した更新内容をCD-Rにコピーし各委員に配布するにとどまりました。

しかし、委員会の発足当初からネットワーク上にデータベースを構築すると発言していたことや庁内にPCが整備されつつあったことから、早急にデータベースを構築する必要性が生じ、予算化が図られ、ついにというかやつのことで平成一二年度に「統計情報検索システム」の開発に向けて動き出しました。

「統計情報検索システム」の基本的な考え方

ITの技術革新はめざましく、高度な処理を誰でも比較的簡単に行うことができるようになりました。例えば、インターネットの検索ページにアクセスさえすれば、求める情報をいつ、どこでも、簡単に入手することができます。我々はこのようにインターネットの利便性に着目し、統計情報の新たな提供手法として利用できないかどうか検討を重ねてきました。そして、「統計情報検索システム」を開発するにあたって次のようなコンセプトをまずは打ち出しました。

- ① 統計データは基本情報、表名、添付ファイルという三つの階層に分けて管理する
- ② 必要とする統計データがすぐに検索できるようにすること

③ 必要とする統計データが電子化されている場合は、同時に見る、又は利用することができるようにすること

④ 統計データの作成先（保管先）を明らかにし、その統計データが電子化されていない場合はどこに行けば求める統計データを見ることができると表示すること

⑤ 庁内のペーパーレス化に結びつけられるようにすること

まずは①についてですが、基本情報はその名の通り統計データの名称から簡単な内容、庁内担当部署名、TEL、メールアドレス、調査周期、統計データ保管場所、関連URLが表示されます。続いて表名では表の名称、最小集計単位（時及び地域）、調査時点、表章項目が表示されます。なお、表名は基本情報の下の階層に位置し、いくつでも追加することが可能になっています。最後に添付ファイルですが、これは一つの表名に対し最大六つまで添付することが可能で、表名の下の階層に位置しています。Microsoft WordやExcel、Adobe PDF等Windows95で標準利用が可能なファイルであればソフトの種類を問わず登録することができるようになっています。

次に②については、統計調査名又は調査所管部署名（国や県名等）、表名（同時にフリーキーワード2つまで対応可能）、三六の分類体系、庁内担当部署所管課名の四つの方法により効率的に統計情報の検索が行えるようにしました。

続いて③については、「統計情報検索シ

統計情報検索システム

統計データの利用

各種統計データをブラウザ（Internet Explorer等）で閲覧することができます。

統計データの更新

登録された統計データを更新することができます。

メンテナンス処理

ユーザパスワードの変更や、組織コードの追加・更新・削除が行えます。

この統計情報検索システムのページは、Microsoft Internet Explorer 4.0で動作確認をしています。このページをご覧になるには、Microsoft Internet Explorer 4.0以上のご使用をおすすめします。

登録されているデータについてのお問い合わせは、各データの問い合わせ先へお願いします。
 なお、「統計情報検索システム」についてのご意見及びお問い合わせは、
 総合企画局企画部統計情報課（TEL 044)200-2111 内線23511、23512）まで。

【川崎市のイントラネットトップページ】

システム」が冊子ベースの「統計インデックス」を単に電子化したものではなく、求める統計データそのものも同時に引き出せるようにしました。

さらに④については、過去の統計データで冊子ベースや紙媒体でしか存在しないものについてはその保管先を明らかにすることで、求める統計データが必ず閲覧できるようにしたものです。

最後に⑤ですが、ネットワークに接続された庁内のどのパソコンからも統計データが得られるようになったことから、わ

統計情報検索システム検索結果

検索結果表示 (川崎市の世帯数・人口)

データ名称	川崎市の世帯数・人口
統計調査名又は調査所管部署名	国勢調査、住民基本台帳、外国人登録
内容	国勢調査を基数とし、以後の住民基本台帳及び外国人の増減を加減して推算
部局所管課名称	総合企画局企画部統計情報課
分類名	人口
問い合わせ先TEL	(044)200-2111 内線23521
メールアドレス	20tokei@city.kawasaki.jp
調査周期	毎月
関連URL	川崎市ホームページ「川崎市の世帯数・人口」
データ保存(閲覧)場所	川崎市役所本庁舎3階統計情報課

表名ID	表名称
1	平成9年4月～9月
2	平成9年10月～平成10年3月
3	平成10年4月～9月
4	平成10年10月～平成11年3月

ざわざ冊子ベースの報告書を印刷する手間を省けるようにすることを目的としています。

こうしたコンセプトに従い、平成二一年一二月から開発を開始しました。同様のデータベースは各自治体でも構築していたようで、他の自治体を利用したパッケージソフトを若干の修正で川崎市用に作り変えることができたのは開発期間の短かった我々にとってはいへん幸運でした。しかし、本来は各局(室)区から

寄せられたデータの内容を各所管課にて再度チェックしていただきたかったのですが、時間が全くなかったとはいえず、統計情報課による責任校正となってしまうのは反省すべき点であるといえます。

様々な紆余曲折はあった訳ですが、平成一三年四月にはシステムの構築、データの移行も完了し、約一か月間の統計情報課職員によるテスト運用を経て、五月三日から庁内のイントラネット上で正式に稼働を開始することができました。

その後、七月には庁内の職員を対象と

した利用者研修会も開催し、述べ六日間で合計一七二名の職員の参加をいただきました。また、平成一四年度からデータをインターネット上にて提供することから一部表章項目を追加することに伴い、平成一四年一月にはデータの各所管課あて再度登録内容の確認をお願いしました。

今後の課題等

今後の課題はやはり「立派な箱は作つたが中身がない」という事態にならないことに尽きると思います。そのためには庁内で今まで以上のPRを行い、庁内の各所管課で作成した統計情報は必ずこのシステムに入力してもらうよう徹底していかなければなりません。

現在、毎年統計情報課で発行している「川崎市統計書」の掲載データは各所管課あてにデータの提供を紙媒体を中心に依頼していますが、各所管課がこのシステムに入力していただければ照会・回答の作業が軽減され、庁内外でのデータの共有化を図ることができます。こうした試みも是非実現させたいと思います。

また、インターネット上でも公開されることから利用する市民の方々からも多くの意見をいただきたいと思えます。「こういう統計はないのか？」という問い合わせが内容の充実に結びつくと思えますので、ご意見ご要望をお寄せいただければ幸いです。何はともあれ内容の充実に目指して今後も頑張りますので、「統計情報検索システム」の積極的な利用をよろしく願います。

川崎市政日誌

(二〇〇一年七月～十二月)

七月一日

市民参加の番組など密着したメディアである「かわさきFM」が開局五周年を迎える。

七月三日

川崎競馬場で公営競馬の「鉄人」佐々木竹見騎手のラストランシリーズ始まる。

七月四日

子供による子供のための活動拠点「川崎市子ども夢パーク(仮称)」の基本計画概要が発表される。子供たち自身の考えを将来の施設づくりに反映させるため、必要最小限の整備となる。

七月八日

川崎区で地域の暮らしを支え合う地域通貨「エコマネー」がスタート。単位は「福」で最初に七大福が交付される。

七月一〇日

川崎競輪場でアーバンナイトレースを開催。初日は見込みを上回る売上額を記録。

七月二二日

「大都市比較統計年表から見た川崎市」で小売業販売額が人口規模に比べて少なく、購買力が市外に流出している実態が明らかになった。これによれば、年間販売額は小売業、卸売業ともに最低で、市民一人当たりの小売消費額はトップの大阪の半分となった。

七月二四日

多摩川リバーミュージアムの運用開始式典が情報発信拠点となる二ヶ領せせらぎ

館で開かれる。多摩川を丸ごと「博物館」のように利用してもらおうことで多摩川の魅力の再発見を促す。

猛暑により市内で一人が病院に運ばれ、うち六人が入院、また一〇回目の光化学スモッグ注意報が発令される。

七月二五日

姉妹都市のクロアチア共和国リエカ市から青少年美術交流団の中学生一名が来川。市国際交流センターでの美術交流作品展の開会式に参加。八月四日まで滞在。

雷雨で東京田園都市線が溝の口での折り返し運転を余儀なくされたほか、市内で床上浸水四戸、床下浸水一二戸の被害があった。また、落雷で宮前区の住民約二五〇〇戸が数分間停電した。

七月二六日

夏休みの恒例となった多摩川水上バスの運行が開始。川崎発の夜間便が増発され、八月二九日まで運行。

七月二九日

拘束名簿方式による比例代表制導入後初めての参議院議員選挙で神奈川選挙区の投票率は五五・四五%と前回を〇・二五%下回る。市は開票に民間人を登用するなどして対応を図った。

八月三日

市が発表した二〇〇〇年度の一般会計と一七特別会計の決算によれば、市税収入は三年連続で減少し、二・七%減の二二六五六億七千八百万円、一般会計では歳入が五千四百五十八億四千三百万円、歳出が五千四百四十億九千四百万円、実質収支額は前年度よりわずかに増加。

八月六日

JR川崎駅北口に一九五三年に建設され

た川崎第二ビルが新しいビルに建て替えられることになり、取り壊し作業が開始された。戦後初の鉄筋ビルとして建てられたもので、川崎の復興期・高度成長期を象徴する存在でもあった。

八月八日

科学技術をキーワードに新産業を創造し、工業都市から二一世紀型の研究開発型都市への転換の方策を模索する川崎市の「サイエンスシティ川崎戦略会議」の第一回会議と「二一世紀の科学技術と地域経済活力の創出」をテーマとした公開シンポジウムが開催された。

八月一八日

六〇回目を迎える川崎市制記念多摩川花火大会が開催。約六二〇〇発の花火が夏の夜空を彩る。

八月二一日

市は、専修大学と市職員や学生、教授の交流、行政と大学の政策研究など相互連携を行う覚書を締結。

市児童福祉審議会は、「児童虐待対応専門チーム」の設置など、相談通報への初期対応に重点を置いた児童相談所の機能強化を盛り込んだ具体案について、市長に意見具申。

八月二四日

JR東海道貨物支線の貨客併用化について県民や関係者の理解を深めようと通常は貨物列車だけが走る同線に旅客列車を走らせる試乗会が行われる。

九月一日

七都県市合同の防災訓練が新川崎地区の新鶴見操車場跡地を中央会場として市内四カ所で行われる。約一〇〇機関、六千人が参加。

九月二日

市民参加で「水と緑を生かした森づくり」を進める観点から、各区二カ所の整備を進めている「市民健康の森」の第一号である「中原井田山の森」の誕生祭が行われる。

九月四日

市は、多摩川を中心に自然環境や歴史文化を生かしたまちづくりを進める「多摩川エコミュージアムプラン」を発表。

九月八日

ロボフェスタ神奈川川崎大会が開始、産業ロボットが展示されるほか、競技大会なども行われる。

九月一九日

市職員の採用試験の応募状況で高卒程度申込みが昨年を二・七%下回り、六、九八人となった。

九月二〇日

川崎の友好港ダナン市の代表団二〇人來川し、表敬訪問。

川崎市子どもの権利委員会の初会合を開催。子どもの権利条例に関して、子どもに関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利保障を推進するために設置されている。

九月二一日

市環境保全審議会が緑化推進地区の設定と地下水保全対策計画を答申。特に緑化については、川崎駅周辺、小杉、新百合ヶ丘地区の三地区について緊急に対策を講じる必要性を指摘。

九月二二日

川崎市高津区のでくのかわさきで、熟練の技を持つ技能職者と市民のふれあいを目的とした「技能フェスティバル」が開催。来場者は、マイスターたちの優れた技術に目を見張った。

九月二五日

狂牛病問題で、市教委区委員会は牛肉の使用を禁止。

市は市民によるボランティア活動などの支援策を示した「市民活動支援指針」を発表。

オーストラリア・ウーロンゴンの高校生一五名が来川し、表敬訪問。
九月二六日

小田急が向ヶ丘遊園を二〇〇二年三月で閉園することを発表。

一〇月一日
市が産業交流を進めているドイツ西部のノルトライン・ウェストファール州の州都デュッセルドルフに使節団を派遣。

身分を証明するため、政令市初の市民証の発行を開始。お年寄りや主婦など社員証や運転免許証をもたない市民の声にこたえる。

市議会は、スラム化するおそれのある墓地の使用期限など契約の締結を義務づけた「墓地等の経営の許可等に関する条例」などを可決。

一〇月五日

市の機関として初めて、ごみ処理場・浮島処理センターが国際標準化機構（ISO）の国際規格ISO14001を取得。専門コンサルタントに委託せず、職員自ら環境文書を作成し、環境管理処理システムを構築。県内では清掃工場として三番目。

一〇月七日

中原区のもつスミヨシ・ブレイメン通り商店街がドイツのブレイメン市のロイ

ド・バサージュとの友好提携一〇周年を祝うイベントを開催。

川崎市長選挙告示。戦後最多の五人が立候補。

一〇月一三日

ドメスティックバイオレンス法の施行に伴い、市の男女共同参画室は、市民相談窓口や警察と連携し、暴力防止への取り組みを開始し、各区役所など公共機関でパンフレットの配布を開始。

一〇月一六日

新たにかわさきマイスター五人を整備士、特殊ガラス容器制作、洋裁などで認定。

一〇月二一日

川崎市長に阿部孝夫氏が当選。

一〇月二八日

カワサキハロウィーンで一、〇〇〇人の若者が仮装パレード

一〇月三〇日

一九九九年の「市民経済計算」をまとめた。減少幅は持ち直したものの、共に三年連続のマイナス成長となった。

一一月三日

市文化・社会功労賞を六名に贈呈。沖縄民族芸能、郷土研究などの分野で受賞

一一月一〇日

川崎商工会議所の会頭に副会頭の佐藤氏が就任。「ものづくり都市への転換と商店街の再生」を掲げる。

市と市産業振興財団が「かわさき起業家選抜ビジネス・アイデアシーズ市場」でオーディション発表会が開かれ、入賞者が決定。

一一月二二日

川崎市内に住む外国人の声を市政に反映させる「市外国人市民代表者会議」のあ

りかたを考えてきた検討委員会が同会議を充実させるほか、行政との連携強化をもとめる報告書を提出。

一一月一九日

阿部孝夫市長が初登庁。改革を全面に、職員に意識改革を求め。

一一月二八日

サービスにかかる人件費などを示す「行政コスト計算書」と、昨年度までの資産、負債などをまとめたバランスシート（貸借対照表）を発表。同計算書の発表は初めて。

一一月三〇日

「川崎臨海部再生リエゾン研究会」が、臨海部の京浜工業地帯の再生に向け、幸区で第二回研究会を開き、臨海部再生案の中間報告を行う。

一一月二九日

川崎港湾三セク検討委員会が、かわさきファズとかわさき港コンテナターミナルについて、市有地の権利金の利子放棄等を答申。

一一月三日

阿部孝夫市長が市議会二一月初旬、就任後初めての議会演説を行う。行財政改革に意欲を示す。

一一月四日

来年度の予算編成方針を発表。徹底した人件費の抑制、区役所への権限移譲などを図るとした。

一一月五日

川崎市の臨海部に県と市が誘致を決めた大型テーマパーク「手塚治虫ワールド」の事業規模縮小が決定。

一一月六日

川崎市男女平等推進協議会が男女平等推進のために新行動計画策定にむけた基本的な考え方を市長に提言。条例の理念に

基づいた計画の策定、ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメントへの対応などを盛り込む。

川崎駅前的大型再開発事業が、マイカルに代わり東京建物を主体に再始動。

一一月二二日

天皇・皇后両陛下が市社会福祉事業団身障者療護施設「れいんぼう川崎」を訪問。

一一月一三日

横浜市開催の「第二回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」に先駆けて、世界約五〇カ国の青少年を招いて「子ども&若者プログラム」KAWASAKIを開催。

一一月一七日

宮前区の「飛森谷戸の自然を守る会」のメンバーが市長を訪問し、国土交通省の「郷土賞」受賞を報告。

一一月二二日

阿部市長初のタウンミーティングを多摩区開催。多摩区で市民と交流を図り、環境保全に積極的な姿勢を示す。

一一月二六日

市の一〇大ニュースが発表。一位は向ヶ丘遊園の閉園。二位は阿部市長の就任。三位はこどもの権利条例のスタート。

一一月二六日

市は特別職人事案を提出。助役に元総務局長の東山芳孝氏、収入役に健康福祉局長の柏木靖男氏の就任について市議会は同意。

川崎の臨海部が広域防災拠点となる方針を首都圏広域防災拠点整備協議会が発表。

一一月二八日

市の深瀬助役、木口助役、小川収入役の退任式が行われる。

支援費支給制度の仕組みと コンタクトパーソン制度の提案

平成一五年以降の障害児者福祉施策のあり方

健康福祉局南部地域療育センター

加藤よう子

はじめに

今回の基礎構造改革では新たに社会福祉援助方式として支援費支給制度が創設される。行政が行政処分によりサービス内容を決定するこれまでの措置制度から、利用者が事業者と対等な関係に基づいてサービスを選択する利用（契約）制度に改めるといふことである。

社会福祉も目標達成度とコスト面の計画・評価が必要な時代がやってきた。社会経済的な資源をどのように分配するか？その時に公的なセクターはいかなる役割と機能を担うのか？が、市民から問われることになり、この面での検討が急務となる。

対象となる施設サービスは身体障害者（更生施設・療護施設・授産施設）、知的障害者（更生施設・授産施設・通勤寮）、在宅サービスは身体障害者・知的障害者・児童共に居宅支援事業であり利用制

度への転換は二〇〇三（平成一五）年四月とされている。ただし、児童福祉法による措置は、当分の間存続するとされている。福祉サービスの主体を提供側から利用者側へ移行し、従来の手帳制度とは関係なく新しい障害認定制度を導入し、障害程度区分をはじめ図2のような福祉の契約制度が具体化されることとなる。

支援費支給制度がはらむリスク

国の原案では「新たな審査・判定機関」は設けられず、「専門的な判定等については更生相談が行うことを基本」にし、従来「福祉事務所の障害福祉担当職員が行ってきた、障害者の個々の状況に応じて公的な支援の範囲を確定するという業務」は市町村が「障害本人の選択を基本として行う」とされている。最終的には利用者による「利用者負担」を考慮に入れた「自己決定」（自己責任）によるものとしてある。その自己責任に基づく「選択」

が当事者にとってより妥当なものとなるよう更生相談所や福祉事務所の障害福祉職員の専門的な相談・助言・支援の役割が求められる。すると、川崎市等の政令市の場合、「市町村」とされる「福祉部門」と県域の福祉事務所」に支援費の実施機関として位置づけをし、福祉事務所に多くの権能を集約する形が実施されると想定される。しかし、支援費支給申請受け付け・支援サービス提供・区分の勘案・支援費の支払業務・各種相談・不服申し立て受け入れ事業等を全般にわたって一部署が担当する事にはおのずから限界がある。現時点ではまだ公表されていない、

行政にとっても全くの新しい制度に対して戸惑いを禁じえない状況の中で、いかに主体者である利用者が適切に新制度を利用できるかが最も大きなテーマとなり、利用が上手く出来なければ死活問題にもなりうるリスクをはらんでいるといえよう。そこには障害者とその家族の人権擁護を含めた相談システムがどうしても必要となる。

障害福祉の分野でもっとも重要なキーワードとされるエンパワーメント（「人権弱者」自身の主体的力を高揚させ自己決定を可能とし自分の人生の主人公になれるようにあらゆる社会資源を検討し条件

図1 今までの措置方式と相談事業の流れ

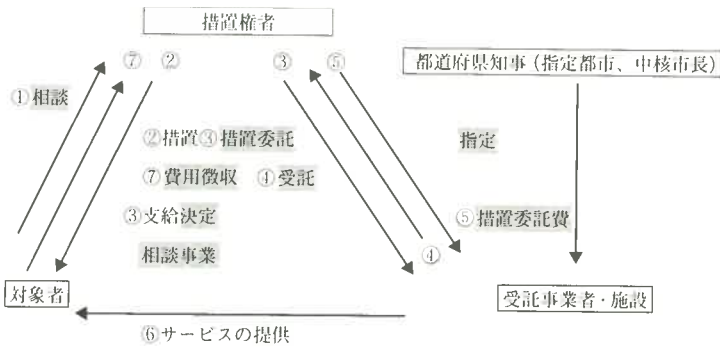
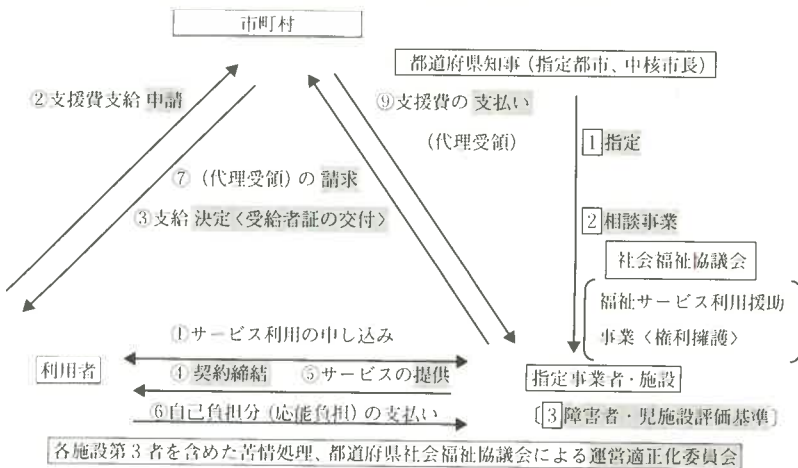


図2 新福祉サービスの利用制度化（支援費支給制度）の概要



整備を行っていかうとする考え)を具現化するためには、行政主体で制度や社会資源の実情に合わせた制度を創設するだけでなく、地方自治の地域の協和性を活かして利用者が主体性を持って活用していきけるような障害福祉制度であることが重要になる。そこで、あくまでも利用者と対等な援助関係を結べるキー・パソンが必要となる。

川崎市の福祉事務所のケースワーカーは、社会福祉職の定数としての配置がされていない現状がある。福祉事務所のケースワーカーは一人当たり生活保護受給者を国基準で八〇所帯程度の担当をしているが、障害児者は何人を担当できるのだろうか？ 自分から訴えない障害者や介護者が入っていないかつたり、通所にも休みがちだったりしていても、こちらからどのように把握していきけるのだろうか？ そのような行き場のない障害者の支援計画は誰が立てるのであるか？ 介護や地域社会生活支援のありようは、生きる糧である。だからそのことが死活問題なのである。障害者の状況によるかもしれないが、一人のケースワーカーの担当できうる数はせいぜい三〇名程度〜五〇名程度であろう。自己決定・自己責任とは言っても、障害者の生活支援にはソーシャルケアだけでなくより多様な制度の多様な種類のサービスが必要であるし、「自立生活支援」をより求められるであろう。家族支援を当てにしている要介護の高齢者よりも多くのインフォーマル・フォーマルともの社会支援と、その調整が必要である。しかし、障害児者のケアマネージャーの位置付けは現段階では設置されていないことか

ら、本人の気持ちの読み取りから始まる自己決定への支援は、やはり地域の身近な支援を受けている施設のケースワーカーに相談業務を任せざるを得ないであろう。コンタクトパーソンの配属された施設は、保育園の保育相談のように在宅生活者がいつでも気軽に相談できる施設として役割を担うべきであろう。

コンタクトパーソン制度の必要性と支援内容

そこで支援費支給制度の中にひとつのしくみとしてスウェーデンで制度化されているコンタクトパーソン制度(障害者を包み込む支援制度)を川崎市における制度として取り入れることを提案したい。障害者福祉のケアマネージメントを具現化するためには、行政としての実施主体となる福祉事務所と利用者の橋渡しのな機能をもつ総合相談センター機能とともに、利用者の自己決定・自己実現のパートナーとしてのコンタクトパーソンを位置づける。

コンタクトパーソンは専門家の視点から判断したニーズ・問題点を利用者が気づくような対話を通して促し、利用者がそれらの充足・改善を含むサービス利用プランを考案することが出来るよう情報提供し支援する。そして、依頼を受け調整をする。そのことを利用者や家族・地域の状況に応じて臨機応変に対応していく役割がある。ただし、事業所のケースワーカーと兼務すると制度枠や事業所枠の範囲内の業務になりやすいと思われるので、委託された相談業務の実施にあたっては、あくまでも本人支援の立場に立て

るように留意することが必要である。基本的に利用者との信頼関係を持った上でケースマネージメントである。人権を擁護する立場でのキーパーソンの役割が求められる。

福祉事務所、総合相談センター構想とコンタクトパーソン制度の具体的運用案

① 総称「総合相談センター」機能とは地域療育等支援事業の認定を受けている四カ所とリハセンター構想における療育相談センターとして機能してほしい更生相談所を含めた四箇所、合わせて八箇所にてコーディネート各二〜三人ずつ配置して市内全域の障害者・障害児・家族・市内の各事業者との連絡調整・情報提供・研修・サービスの実施・社会資源の提供調整・苦情処理を行う機関として位置付ける。事業は地域配分をする。

② 福祉事務所は支援費制度の担当窓口として位置するが、あわせて各八箇所の総合相談センターとの連携を密にする。

③ コンタクトパーソンは総合相談センターのコーディネーターと総合的に調整機能を持つ。

④ コンタクトパーソンは障害児者のより良い理解者として存在してほしいことから障害福祉の専門職に委ねる。身近な存在という点からはコンタクトパーソンは、川崎市全域にある各官民障害児者福祉施設の各施設のケースワーカーが兼務するのが望ましい。

⑤ 利用者個人に一年間に一定時間(三時間)を二回程度と、急な相談においては総合相談センターと相談のうえ相談

時間の枠を決め事業報告書を提出する。

⑥ 市内八箇所の総合相談センターは市の事業としてコンタクトパーソンの相談事業報告書を管理し、ホームヘルパー事業の費用と同額にして承認し、一時間二五〇円の相談費用をコンタクトパーソンのいる事業者を支払う。なお、ひと月一度の状況確認の電話連絡費用として一人当たり一年間に五〇〇円が支払われる。その他の相談は事業所のサービス業務とする。

⑦ 上記の相談事業によっても問題が解決できない場合に総合相談センター機能に委ねることが出来るものとする。

* 利用者は相談者やサービスの利用に關して自分が所属する施設のコンタクトパーソン以外のコンタクトパーソンも利用できる。担当者と利用者との間でトラブルが発生した場合、担当者を替える事も必要になる。

まとめ

支援費の決定と地域生活総合支援計画との調整をする人が同一の人の場合、かなり障害児者と関係性を持つてきたケースワーカー経験者や福祉職の配置が必要になるであろう。良い理解者である相談者と、制度枠の中でサービスを提供する人の間に、利用者本人が自分の気持ちや表現できる環境を準備することが課題である。そして、その事が何より重要でもある。障害児者の総合相談システムとしては、コンタクトパーソンの役割を導入する事によって行政にとっても利用者にとっても円滑な支援費の事業システムになると考える。

図3 コンパクトパーソンとの相互関係

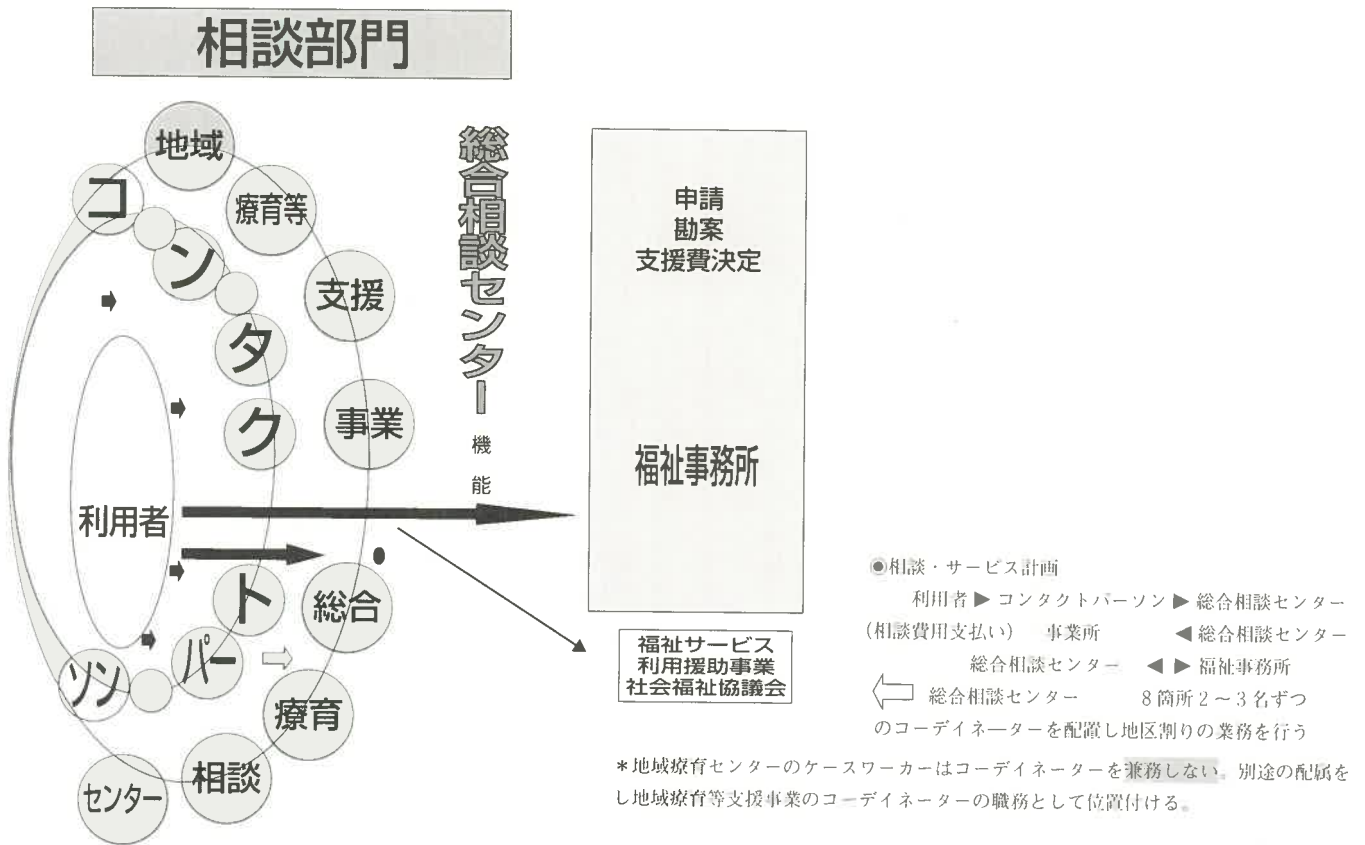


表1 コンタクトパーソンによる具体的な支援方法〈支援の内容〉

項目	内容(主眼は利用者)
申請 説明・情報の提供・同伴・代行・意思決定の促し・総合相談センター機能と連絡調整・ガイドヘルパーの手配	支援費支給制度のシステムの説明 1. 申請方法 2. 申請の場所 3. サービスの内容 4. 利用したいサービスの選択 5. サービスの利用方法 6. サービス別事業所名・連絡先・連絡方法
受給者証の説明 内容の確認	1. 自分の障害程度区分 2. 受けられるサービス内容 3. サービスを受けて困った時のコンタクトパーソンへの連絡方法 4. 自己負担額 5. サービスの種類・期間・期限 6. 意思確認
苦情処理 気持ちの読み取り・相談各機関との連絡調整 同伴・代弁・交渉 各種情報提供	1. 苦情処理のシステム・方法の説明 2. 苦情内容の聴きとりと整理 3. 申し立てと整理 4. コンタクトパーソンの変更 5. 弁護士の相談について 6. 不服申し立て方法について 7. 権利擁護システムについて
面接・家庭訪問 フェイスシート作成 (住所・氏名・連絡先等) 総合相談センター機能に事業報告書として提出	1. 家庭状況 2. 就労状況 3. 日課 4. 手帳の有無 5. 介護者の有無 6. 医療行為の有無と医療機関名・医師名・診断名 7. 障害認定区分 8. サービスの利用状況 サービス内容・期間・期限・サービス提供事業者名・連絡先 9. 困っている事・要望 10. 経済状況と金銭管理の状況 11. ピアカウンセラーの利用状況 12. 補装具・日常生活用具・盲導犬等の利用状況・業者名等
通園・通所・就労・就学支援の相談・情報提供	情報・相談・支援・同伴者を依頼
具体的な事業所とサービスの紹介・意思確認・相談・連絡調整・ケアプランの作成	ガイドヘルパー・ホームヘルパー・訪問看護・ショートステイ・デーサービス・タイムリーケア・各在宅サービス・各施設サービスの選択
*状況把握	月に1度は利用者の状況を把握
*事業報告書提出・相談費用の請求	月に1回自分の地区割の総合相談センター機能に事業報告のミーティングに参画

(*はその他の事業内容)

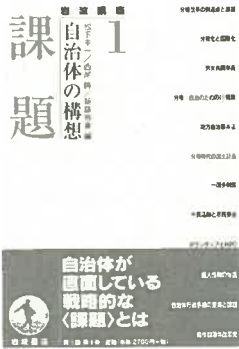
松下圭一・西尾勝

新藤宗幸 編

講座『自治体の構想1』

課題(全五巻)

二〇〇二年 岩波書店 二、七〇〇円十税



を引き起こすことになる。

こうした時代背景のなかで、「市民自治」「自治体改革」を機軸に、日本の政治・行政の改革をめざす新しい分析視角と政策構想を提示する試みとして講座『現代都市政策』が刊行された。

そしてこの三〇年、この講座が示す方向性によって日本の自治体は「市民参加」「自治体計画」「情報公開」「医療・福祉」「まちづくり」「公害・環境」「文化行政」等々、さまざまな分野で国に先駆けて独自政策を開発し、国に政策転換をうながすまでの実績を蓄えてきた。

本講座は、この六〇～七〇年代に発見された「市民」ないし「自治体改革」の運動・理論の蓄積のうえに立てられた企画と理解してさしつかえないだろう。

講座刊行の趣旨について巻頭の「はじめに」で「一九六〇年代、日本は都市型社会に移行しはじめ、市民活動が広がり、自治体改革が進められた。その成果が今回の分権改革となつて、一段と自治体の新しい飛躍を促していく。いま新段階にたつ日本の自治体は、いかなる改革の展望をもつべきか。この緊急の問いにこたえようとするのが『岩波講座 自治体の構想』である」と述べている。三〇年の時間の経過の中で、この二つの講座を構成するテーマの異同を検証すれば、この間の日本の自治体理論と運動の厚みが何であつたかが明らかにになり、興味ある作業となるはずだ。

ところで、本講座が企画された直接の動機は二〇〇〇年度に出発した分権改革にあるが、今回の改革は、明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」と表現され

ている。

「第三の改革」とは、編者の一人であり、分権推進委員会の中心になつた西尾勝氏の論稿によれば、戦後改革の成果の上に構築され、五五年体制の安定の下に戦後日本の成功を支えてきた政治・行政構造の改革を意味することになる(『第一巻 課題』「分権改革の到達点と課題」)。つまり改革の対象は、政官財のトライアングル、護送船団方式という言葉に象徴される、五五年体制下に形成されてきた官治・集権型の憲法構造そのものということである。

六〇～七〇年代にはじまった改革の射程が、三〇年をへて本丸まできたと言うこともできようが、それ故に改革が本格化すればするほど、それへの抵抗は、中央省庁の官僚のみならず国会議員、各業界団体へとひろがっていく。自治体もまた例外ではない。

そう考えれば、今次の分権改革にとつては、必然的に二重の複眼的思考が求められることになる。

一つは、今日の政治・行政のあり方を、成熟期にはいつた日本社会全体の文脈の中で問うマクロの視点である。

もう一つは、成熟社会における改革にとつては、内側からのつまり自治体現場からのミクロの視点がそこに重ね合わされなければ、改革は具体性をもちえないということである。

そして、この二重の視点が交差する地点に、改革すべき個別テーマが浮かびあがってくることになる。

先の講座『現代都市政策』から三〇年、読者は、本講座の刊行を通して、日本の

自治体がどこまでできたか、再確認することになるが、同時に、改革がつねに未完かつ永続的にならざるをえないかの理由もまた知ることになる。

編者は他に新藤宗幸氏と松下圭一氏である。松下氏は、市民自治を起点とした「政府信託論」を核に、一貫して日本の政治・行政を明治憲法以来の「官僚内閣制における行政劣化」(岩波新書『政治・行政の考え方』)とすべく批判してきた人だが、編者三人の鮮明な問題意識を反映して、選ばれたテーマはいずれも今次の改革を第二・第三の改革へとつなげるうえで不可欠の、それ故に自治体が避けて通れないアクチュアルな課題がならび、編者の企画力を際立たせている。

本講座は全五巻であり、「一巻 課題―自治体が直面している戦略的課題」「二巻 制度―政府としての自治体の〈制度〉改革を構想する」「三巻 政策―いまずぐ取り組むべき〈政策〉転換とは」「四巻 機構―自治体〈機構〉の再構築とその問題点」「五巻 自治―文化と行動様式からみた〈自治〉のあり方」となる。現在三巻までが刊行されている。

読者は、この講座を水先案内として、地球規模で起こる社会変動のなかで自治体の位置を確かめる一方で、国と自治体、さらに対市民との緊張関係を通して、自己決定・自己責任をもつた政府の政策・制度構想を考える機会をもつことになる。

(総合企画局都市政策部 大矢野修)



バックナンバー紹介

*特記記事のみ掲載

政策情報かわさき第8号

【特集1】都市に「もり」をつくる

●「創造のもり」をつくる

●〈シンポジウム〉地域経済の振興とベンチャー企業育成・産業創造(第13回「地方の時代」)市町村シンポジウムから(抄録)(川崎市産業振興財団理事長 久保孝雄/東京大学名誉教授 篠原一(総合司会) 那須大学教授 原田誠司/「ハネリスト」富山国際大学教授 石川久雄/相模原市長 小川勇夫/慶應義塾大学助教授・知的資産センター副所長 妹尾賢一郎/東京工業大学教授 塚本芳昭/株式会社社長 山田真次郎)

●なぜ川崎に進出したか/外資系企業からみた川崎市の優位性について(テルコム・ユニータ株式会社専務取締役 古田興司)

●「新川崎・創造のもり」計画と緑の広場(環境局環境企画室主任 萩原茂)

●地域で受け入れられる空間に(幸区役所区政推進課 佐々木智子)

●「市民健康の森」をつくる

●なぜ「市民健康の森」なのか/自己決定・自己責任のための社会実験(総合企画局副所長 萩原哲也)

●「各区の進捗状況」先行する3区(の取り組み)

●「中原区」次世代の子どもたちに残せる「森」をつくる(中原区市民健康の森推進委員会委員長 熊倉忠三郎)

●「宮前区」三候補地から公開討論会をへて決定(宮前区市民健康の森構想検討委員会副委員長 与本剛二)

●「麻生区」時間をかけて成長する森づくりを(麻生区市民健康の森構想検討委員会副委員長 木村信夫)

●「若者の杜」をつくる

●「インタビュ」チネチッタの試みをさぐる

●川崎チネチッタ開発プロジェクト(カワサキ・ミクス企画室長 渡我部一成)

●「インタビュ」川崎デジタル族探訪/若者がつくるもう一つの川崎(川崎市産業振興財団情報係長 牧葉子)

【特集2】「環境三条例」の改正をめぐって

●手続きの手法と特徴(環境局環境企画室副所長 石田宣久)

●「環境影響評価条例」のおもな改正事項について(環境局環境審査課副所長 福井俊夫)

●「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」におけるパートナーシップ(環境局環境企画室副所長 高田明)

●「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」における規制と自主管理(環境局環境企画室主任 横田寛)

政策情報かわさき第9号

【特集】分権時代の自治体像を探る

●「座談会」分権時代の自治体像を探る/辻山幸宣中央大学教授を囲んで

●「聞き手」海老名富夫/曾補純一郎/鈴木孝/長谷川幸雄/内海麻利/土山希美枝/土方慎也/伊藤和良(司会) 大矢野修)

●地方分権一括法施行に伴う川崎市における条例等の整備状況と今後の対応(総合企画局都市政策部主任 土方慎也)

●都市計画関連制度再編のための論点整理/都市計画法改正を起因として(川崎市総合計画課専門調査員 内海麻利)

●分権時代にふさわしい市民参加手続(総合企画局統計情報課 斎藤大介)

●市民活動支援のための具体的な課題(市民局地域振興課副所長 大場博)

●「参加と分権」の文脈で政策評価を考える(総合企画局企画調整課副所長 伊達知見)

●市民参加の条例づくり(川崎市子ども権利条例案)の試みから(教育委員会人権・共生教育担当室長 山崎信喜)

●自治体「要綱」の実体をさぐる(川崎市総合計画課専門調査員 土山希美枝)

●近隣都市間の広域連携について/北部地域のみちづくりを考える(建設局道路課 小松佳代)

政策情報かわさき第10号

【特集1】21世紀の川崎の都市像

●「21世紀の川崎の都市像」提言論文・市民提案記念シンポジウム(新時代へのメッセージ)市民提案から新たな都市像を考える(「コーディネート」ナラー) 早稲田大学政治経済学部教授 坪井善明/提言論文優秀受賞者 真柄昭宏・真柄真美

子/提言論文優秀受賞者 原尻淳一/市民提案最優秀受賞者 日比野純子/川崎市総合企画局長 瀧田浩

●提言論文優秀賞

●二十一世紀コミュニケーション論/市民二〇万の住み合わせ(庭園)都市をめざして(真柄昭宏・真柄真美)

●川崎市における戦略的NPO強化政策/参加型協働公共圏をめざして(原尻淳一)

●市民提案・一般部門最優秀賞・優秀賞

●近未来・川崎の、学校を単位とした地域コミュニティ(仮想)(日比野純子)

●思い出に残る帰りたいまち川崎へ(佐藤慎子)

●市民提案・中学生部門最優秀賞・優秀賞

●お年寄りと「こころ」の学校(大御中学校三年生 八木裕美)

●大好きな川崎(御幸中学校二年生 記虎暖世)

●市民提案・小学生部門最優秀賞・優秀賞

●多摩川はピンク(下平岡小学校四年生 高橋沙織)

●くらしやすいまち(上丸子小学校五年生 羽生田ゆきの)

●提言論文・川崎市職員部門優秀賞

●自治体の環境行政における環境税導入に関する一考察/川崎における廃棄物行政をケースとして(浅水相宏・岩上淳・日黒庸子・鴻原玲子)

●市民参加型の自治体システムの創造/実験的な区民憲章の制定をもとに(久保真人)

●提言論文・川崎市職員部門奨励賞

●デジタル時代の「情報公開」における一考察/電子情報公開条例を制定し、市民との新たな関係の確立を目指す(鈴木昭夫)

【特集2】新時代の課題と可能性

●市民活動支援は自治体をどう変えるか/市民活動支援指針の策定を通じて(情報公開クリアリングハウスイ理事 奥津茂樹)

●新世紀へ健康づくりのあらたなスタート(健康福祉局健康増進課主任 前田寿々子)

●「環境の世紀」における自治体政策の課題(環境局環境企画課主任 田中充)

●国の示す電子政府の方向性と、地方自治体の情報化について(川崎市情報化研究会・経済局商業観光課主任 川村真一)

●新たな産業の創造をめざして/産学連携・この一年の取り組みから(川崎市産業振興財団産学連携推進課長 小泉幸洋)

●臨海部再編のシナリオ(総合企画局臨海部整備

推進室主任 中村健)

政策情報かわさき第11号

【特集1】都市における産業振興/サイエンスシティ川崎へ向けて

●「サイエンスシティ川崎戦略会議公開シンポジウム」基調講演/科学技術創造立国に向けて/地域の戦略的取り組みの重要性(日本学術会議会長・産業技術総合研究所理事長 吉川弘之)

●「サイエンスシティ川崎戦略会議公開シンポジウム」パネリスト/サイエンスシティ川崎の科学技術と地域経済活力の創出(「コーディネート」アジアサイエンスパーク協会会長 川崎市産業振興財団理事長 久保孝雄/那須大学教授 原田誠司/「パネリスト」東京大学教授 鳥海光弘/慶應義塾大学教授 中島真人/内閣府大臣官房審議官 有本建男/経済産業省地域経済産業政策課長 乾敏一/日本鋼管株式会社常務 若松幹人/株式会社シオウエイ代表取締役 辻水)

●川崎臨海部再生/エンジン研究会(総合企画局整備推進室副所長 船橋兵悟)

●環境・産業の複合政策ゼロ・エミッション/エコタウン事業(経済局産業振興課主任 宮内武雄)

●動き出したマイコンシティ(経済局誘致推進課副所長 清水均)

●京浜臨海部環境シティをめざす日本鋼管の取り組み(NKK環境ソリューションセンター企画営業部長 小倉康嗣)

●知識経済時代の「頭脳」新産業政策研究所を開設(川崎市総合計画課専門調査員 藤江素子)

【特集2】総合的人権施策の推進に向けて

●総合的人権施策の推進と川崎人権指針の役割/人権と共生のまちづくりが意味するもの(明治学院大学国際平和研究所特別所員 上村英明)

●自立・平等・快適「男女平等かわさき条例」がめざすもの(市民局人権・男女共同参画室 町田智子)

●川崎市民権オンブズマンの設置に向けて(市民オンブズマン事務局主任 竹本康一郎)

●子どもの権利委員会/市における子どもの状況や子どもに関する施策を検証する仕組み(市民局人権男女共同参画室子どもの権利担当主任 土屋和彦)

各冊共税込630円 送料1冊220円

(総合企画局企画調整課主任 松元信一)

◇地方分権の動きもいよいよ、国と地方の関係(第一次、第二次改革)から自治体内部の問題(第三次改革)に焦点が移ってきた。ここでは、市民と行政の新しい関わりが議論されるが、その前提として改めて「公益」の定義が見直されようとしている。市民、NPOと行政が協働して地域社会を担い、公共の利益を実現していく時代の到来を考えると、このことは極めて重要である。日本では明治以来、「公益」とか「社会公共」の定義は役所が決めてきた。住民自治の拡充方を考える場合、参加・協働のしくみと併せて、この問題についても市民とともに考え、共通の認識を確立していく必要があると思う。

(総合企画局都市政策部長 河原茂)

◇イベントというのは堂々と「えらい人」に会える正式方便とか。今をときめき、私の中で勝手に「こんなふうになりたい!」と思ってしまう。ロールモデルの方々、さまざまな分野でご活躍の著名人にも実際にお会いでき、身に余る体験・知見をずいぶんさせていただいています。こういった新鮮な体験や感動が、いつのまにか怠惰な自分を変えてくれるのかなあというのは、やっぱり他律的依存かな? 無努力の証明かな? この役得状況をもちと活かそうつ。

(総務局職員研修所主査 高橋慶子)

◇現在、国からの依頼を受けて、市民の方々と今後のまちづくりのあり方について調査を進めているが、地域の活動が従来の参加型から提案型へと変わってきており、これは、今までの着実な活動があるからこそ実感している。こうした流れの中で、市民の方々が互いに共通した課題認識を持つことや行政がその活動を支援していくための仕組みづくりを進めることが重要となっている。そして、何より市民の方々と協働で継続していくことが大切と考えている。

◇先日行われた第15回市町村シンポジウムの第2分科会の中で議論された内容がこれからの時代を示唆している。それは、日本では「公」が官であり、官でできないところをボランティア団体やNPOが担ってきた。しかし、その活動への社会的評価が低かったのが「公」として認知されなかつた。今は、行政が全ての「公」を担う時代からさまざまな主体が「公」を支え、官と対立しない対等平等に豊かになっていく。この官主導型から官民協働型への変化については今回の特集テーマにつながるものがあるのではないだろうか。お読みあれ。

(財)川崎ボランティアセンター 村石彰)

◇地方分権への取り組みが進められている中、本市でも都市計画マスタープランの策定や、市民主体の活動への支援の強化などの取り組みが推進されています。

「市民による市民のためのまちづくり」言葉ではひとことであらわしても、それって一体どういうことなんだろう? どうすればそんなまちづくりができるんだらう? と真剣に考えれば考えるほど、これだ、という答えは見つかりません。ただ一ついえるのは、できるだけ多くの人と出会って(市役所の内部も含めて)、人を知ることで見えてくることにあるのではないか、ということ。そういった意味で、この「政策情報かわさき」の編集委員をさせていただいたことも、私にとってもよい経験となりました。自分からアイデアを発することができず、ただただ受け止めただけに終始してしまつたことが心残りですが、少しでも自分から発していくことができるようになりたいな、と思っています。

(経済局産業政策部企画課 浅川紀子)

◇平成一三年度政策課題研修報告書が完成しました。今回の「研修の窓」でもほんのさわりだけですが、コンビニを活用した行政サービスについて書かせていただきました。すこしでも興味を持たれた方は、ぜひ報告書のほうを読んでいただければと思います。近くのコンビニで二、四時間行政サービスが受けられたら、というのは多くの人が考えることだと思いますが、その実現可能性について調査・研究してみると、意外にも、比較的成本をかけずに導入が可能であることがわかりました。電子市役所の実現に向けて電算化を行う場合にはぜひ検討していただければと思います。

《事務局あとがき》
◇私事で恐縮ですが、今号をもって本誌とお別れということになります。月並みではありますが、創刊号以来六年間、本誌に関わってきた者として、感慨もひとしおといったところで。当然のことながら、ここまでの本誌の成長には、編集委員になつてもらつた職員、そして事務局を担当した都市政策部の面々の下支えがあつたればこそです。最近、全国の自治体で、職員中心の「政策情報誌」の発行が増してきているようですが、今後、本誌がいちだんの輝きをもって自治体発の「政策情報誌」の典型をつくり出していくことを大いに期待したいと思います。

(幸区役所保険年金課 浅水和尚)

◇地方分権改革が奏でるメロディーが、デクレッシェンドしている。先日、ある学者が最近の雑誌の論文がみんな内向きになっていると、嘆いていた。分権改革も内向きの議論だろうか。参加・分権・自治の思いは、決して内向きなものではないはずだ。構造改革の大翼を担い、21世紀の新たな社会を創造する志を持ちながら、壮大な大協奏曲を市民参加で作曲する仕掛けが必要だ。

(総合企画局都市政策部主幹 板橋洋一)

◇「政策情報かわさき」は今回で二二号を迎える。私は二号から事務局の一員としてかかわってきたが、この間、企画案に基づき原稿を依頼し、文章校正などを行ってきた。私自身も文章をしたためることがあるが、本当に「書く」という営みはつらく苦しい作業である。そのことをわかりながらも、事務局としては原稿に注文もつけない。政策情報という使命から、ギリギリの所まで書いて

ほしいと要求する。組織の枠組みの中にいる私たちとしては、無難にすませたい、文章もそうだが、それではつまらない。その繰り返しで、この政策情報は組み立てられる。今回の政策課題と内容がどう受け止められるか、楽しみである。

(総合企画局都市政策部主幹 伊藤和良)

◇本市の総合計画「川崎新時代二〇一〇」の展望が新年度から二か年間の予定で始まる。十年一昔とはよくいったもので、同プランが策定されてから既に九年が経過し、激しく移り変わる社会経済情勢の中で時代にそぐわない計画になってきた。さて、どのような見直しを行うのか。分権時代においては、市民が生活する「身近な地域」に着目せねばなるまい。「二七万市民を擁する政令指定都市においてこの「身近な地域」の単位をどう捉え、構築していくのか、計画づくりの基本視点として十分な議論が求められている。

(総合企画局都市政策部主査 土方慎也)

◇本号でも一部取り上げた市町村シンポジウムでは、四月から川崎市に入庁する学生たちとワークショップを行った。昨年の一〇月から企画を練って、手順を確認し、スタッフの中で試しにやって、その問題点を改善する。まさに試行錯誤の繰り返しだった。卒論の締切に追われている中で、時間的にも辛そうだったが、一つの仕事を終えた達成感や机の上では感じられない何かをつかんだようだった。彼らも四月から川崎市職員と一緒に机を並べて仕事を。自分もさらにならばねばと思つた。

(総合企画局都市政策部 鈴木洋昌)

投稿をお待ちしています

本誌は職員の方々が自由に意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています。執筆は個人・グループいずれでも構いません。執筆される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にまとめて同部政策課題調査担当までお送りください。



9784905913825

ISBN4-905913-82-9

C3020 ¥600E



1923020006007

言叢社

定価——(本体 600円+税)

12

第 12 号
2002 March no.12

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

川崎市総合企画局都市政策部

政策情報かわさき 第12号

2002年 3月31日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局都市政策部

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-2168 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640